

子どもの安心・安全

子どもを守る防犯リーダー 指導力 **アップ** テキスト

Vol. 1

講師用資料集



系統的な『防犯学習教材』研究開発・実践プロジェクト

本テキストについて

本テキストは、防犯リーダーが「子どもを守る防犯リーダー指導力アップテキスト」(以下「リーダー用テキスト」)を使って、地域での学習会を実施する際の講師用資料集として作成しました。

講師用資料集は、リーダー用テキストの紙面を縮小して中央に示し、該当箇所に関連する資料を掲載しています。掲載した資料は、活動事例や統計資料を中心に、自治体より発行されたマニュアル、一般書籍、インターネットホームページ、取材資料等から抜粋しました。

これらの資料は、リーダー用テキストの内容を補足するとともに、講義用の資料の作成や講義内容を組み立てる際に役立てることを想定しています。また、講義の際は掲載資料とあわせて、地域の資料や情報を準備することで、地域にあった講義を進めることができます。

テキストの見方

リーダー用テキストのピンの番号と資料の番号が対応しています。対応する番号がない資料は、そのページの項目に関連する内容が記載されています。

1. 登下校の見守りとあいさつ運動

1 あいさつ運動
「あいさつ運動」は、日常生活を通して近隣、知人相互間にも「地域内では接する者に対し声をかけること」により、地域における連帯意識を向上させ、犯罪を抑制する運動です。
あいさつは、地域住民の心の交流です。自宅近くの道路や公園などで交わすあいさつは、地域コミュニティを高めるとともに、犯罪を防止し、地域の安全・安心を確保する効果があります。「おはようございます」「お変わりありませんか」「いらっしゃい」「おかえりなさい」
明るく元気なあいさつのキャッチボールで、隣近所が支え合う明るい社会と事件事故のない安全で安心できる地域づくりに協力してください。
(出典：社団法人福島県防犯協会連合会ホームページ <http://www.bouanri-fukushima.com>)

**あいさつ運動の事例①
兵庫県尼崎市「大庄小学校」**
大庄小学校校区では、2004年4月より登下校時にPIA、ボランティア、学校職員、警察が連携し見守り活動、あいさつ運動を行っている。活動に参加しているボランティアは毎月約50名(平成20年度)に達し、自宅前や校区の子どもたちに立ち寄り、登校する子どもたちとあいさつを交わしている。

**あいさつ運動の事例②
東京都杉並区馬橋地区「ご近所つきあい広目隊」**
馬橋地区は区内でも犯罪多発地域のひとつで、特に空き巣の被害が多く、街にはごみや自転車の違法駐輪などが放置され、街の掲示物が古く破れたまま放置されている地域であった。
そんな地域を改善しようと約30名の住民有志が中心となり自治会と一体となって、あいさつ運動の励行と定期的な防犯パトロールを実施し、平成15年1月～5月までのこの地区の犯罪件数は、前年の同時期の52件に対し、16件と激減した。また、同年の6月には月間犯罪数0件を達成した。
(参考：「防犯まちづくり」山本俊哉著/株式会社ぎょうせい、杉並区ホームページ <http://www.2.city.suganami.tokyo.jp/>)

2 あいさつ・声かけ運動の推進事業
社団法人 青少年育成広島県民会議の取り組み
社団法人 青少年育成広島県民会議では、あいさつ・声かけ運動推進のためのキャラクターやテーマソングを作成している。
(<http://www.hiro-payd.jp/saisatsu/index.html>)

1 登下校の見守りとあいさつ運動
地域では、誰か一人に声をかけられることで、登下校の見守りや近所の人を助けることができるだけでなく、地域の連帯感も、犯罪防止にもつながります。犯罪を減らすためには、あいさつ運動だけでなく、地域全体で声をかけ、犯罪を抑制する必要があるのです。地域でのあいさつ運動は、身近な犯罪を減らす上で大きな役割を果たします。

子どもたちの登下校時に家の周囲の隣町や近所の人を助ける「おはよう」「おはよう」「おはよう」の声かけは、子どもたちの安全を守るだけでなく、地域の連帯感も、犯罪防止にもつながります。犯罪を減らすためには、あいさつ運動だけでなく、地域全体で声をかけ、犯罪を抑制する必要があるのです。地域でのあいさつ運動は、身近な犯罪を減らす上で大きな役割を果たします。

2 「あいさつ運動の日」を設定して地域で活動
犯罪者を
目撃されたくない
犯罪を通報
声をかけられたくない
「あいさつ運動の日」を設定して地域で活動

何時に帰るか保護者に伝えることができる。
□ショッピングセンターで勝手に歩き回って迷子になったことがない。
□イヤな時は「イヤです」と自分の気持ちを相手にはっきり伝えることができる。
□迷ったり考え込んだりして判断がなかなかできないことはない。
□危険を察知したときはとっさに逃げだしたり、大声を出さずすることができる。
□目的もなく一人で街を歩いたり、公園や駐車場などで一人で遊んだりすることがない。
□ここ一年間で、知らない人から声をかけられたことがない。
(出典：「子どもの安全マニュアル」東洋経済新報社 著：清水健二)

4 小児性愛者について
チャイルド・マレスター (child molester) はペドフィール (pedophile) と混同されがちであるがペドフィールは子どもに性的夢想を抱く人間であり、それらの概念は異なるものである。両方を混

ぜたようなイメージが社会一般にあるようだが、実際には違うので注意が必要である。小児性愛者だからといって必ずしも子どもにみだらなことをするわけでもなく、また小児性愛者でなくとも子どもにみだらなことをする。
ペドフィールでない人がチャイルド・マレスターとなった場合、被害者の数は数人程度であるのに対し、ペドフィールがチャイルド・マレスターとなった場合、被害者の数は数百、数千のレベルとなる。基本的にペドフィールではチャイルド・マレスターのほうが数は多いが、子どもが被害にあうのはペドフィールからであることが少なくないのはこのことである。(出典：wikipedia(<http://ja.wikipedia.org/>)「チャイルド・マレスター」)

5 声かけ事業の対象となった子どもの学級
(平成19年警察白書)

学級	人数
幼稚園児	5人
小学1年生	74人
小学2年生	89人
小学3年生	83人
小学4年生	78人
小学5年生	78人
小学6年生	51人
中1年生	11人

6 子どもが何をしていたときに声かけ事業にあっただか?
(平成19年警察白書)

活動	割合
学校帰り	36%
学校行き	10%
遊び中	17%
遊び場	16%
その他	10%
通学時	3%
通学時	5%
遊び場	4%

4 小児性愛者について
自分でもうすでに、思いつくやうな行動をしてしまったり、心に疑問がある子どもでも、犯罪者は「さなりどろり」に陥るからではない、いくつかの行動ややりとりから犯罪を察知し、被害を未然に防ぐことが重要です。このように、子どもに対して適切な知識を伝えることが、犯罪を未然に防ぐことに大きく貢献します。

4 小児性愛者って何?
小児性愛者とは、18歳未満の子供や若者(チャイルド・マレスター)に性的な興味を抱く人(ペドフィール)を指します。小児性愛者は必ずしも子供を虐待する人ではありません。小児性愛者の中には、子供を虐待する人もいますが、多くは子供を虐待していません。小児性愛者の中には、子供を虐待していません。小児性愛者の中には、子供を虐待していません。

同じ番号がある場合は、それぞれが対応しています。

対応する番号がない場合は、その項目に関連する資料が掲載されています。

本テキストについて・テキストの見方	2
防犯リーダー，防犯コーディネータの役割	4
1. 登下校の見守りとあいさつ運動	6
2. 防犯パトロールの進め方	12
3. こんな子が狙われている	14
4. 防犯ブザーの効果と留意点	16
5. 家の中でも気をつけて	20
6. どこが安全？ どこが危険？	22
7. 地域安全マップ	24
8. 地域の特性と防犯対策	28
9. 学校での防犯教育	30
10. 地域での組織作りと連携	32
11. 防犯組織の運営と課題解決	36
12. 子ども 110 番の家	38
13. 防犯活動の推進	40
14. 少年団も頑張っている	44
15. 子どもの理解とアフターケア	46
16. 広がるネット犯罪	48
17. 携帯電話	52
18. サイバー犯罪の知識と対応	54
19. さまざまな防犯器具の使い方	56
20. 国の施策と条例の理解	60

防犯リーダー，防犯コーディネータの役割

1 行政

市区町村の役所の担当課

- 例 広島県→広島県環境県民局総務管理部県民活動課
- 静岡県→静岡県県民部県民生活局暮らし交通安全室
- 東京都足立区→危機管理課生活安全推進

教育委員会

- 例 横浜市教育委員会→教育委員会事務局総務部総務課学校防犯・防災担当
- 広島県教育委員会→広島県教育委員会教育部指導第三課

2 警察

各警察署の担当部署

- 例 沖縄県→沖縄県警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課
- 広島県→広島県警察本部生活安全部生活安全企画課
- 北海道→北海道警察本部生活安全部生活安全企画課

3 子どもを守る防犯コーディネータ

基礎的な防犯知識はもちろん、危機管理に関する幅広い知識と、まちづくりに関する知識も有し、防犯リーダーを育成するマネジメント能力がある人。

担い手

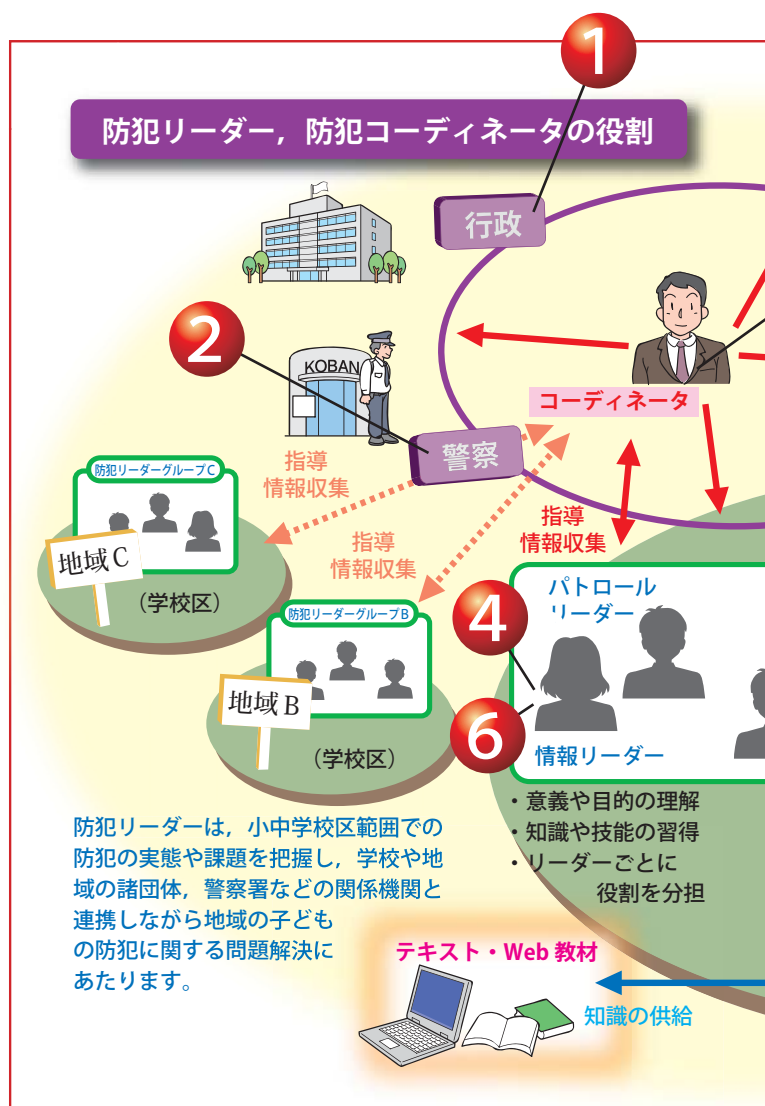
- ・自主防犯ボランティア団体 責任者。
- ・スクールガードリーダー
- ・スクールサポーター・自治会長・町内会長など、地域における指導的立場の人材。
- ・行政において地域の窓口となる担当者。
- ・学校長，指導主事，NPO 幹部など。

役割

- ・子どもを守る防犯リーダーへの助言（とりまとめ）
- ・子どもを守る防犯に関わる地域の要望を，行政・警察・教育委員会などに伝え，実現に向けて尽力

する。

- ・行政・警察・教育委員会からの地域に対する要望を伝達する。
- ・人口により異なるが，市町村単位に1名～数名。



4 子どもを守る防犯リーダー

防犯活動の意義と目的を理解し、基礎的な防犯知識・子どもへの指導方法・防犯関連情報の収集活用技能を有し、地域社会と連携を持ちながら意欲的に地域の防犯活動ができる人。

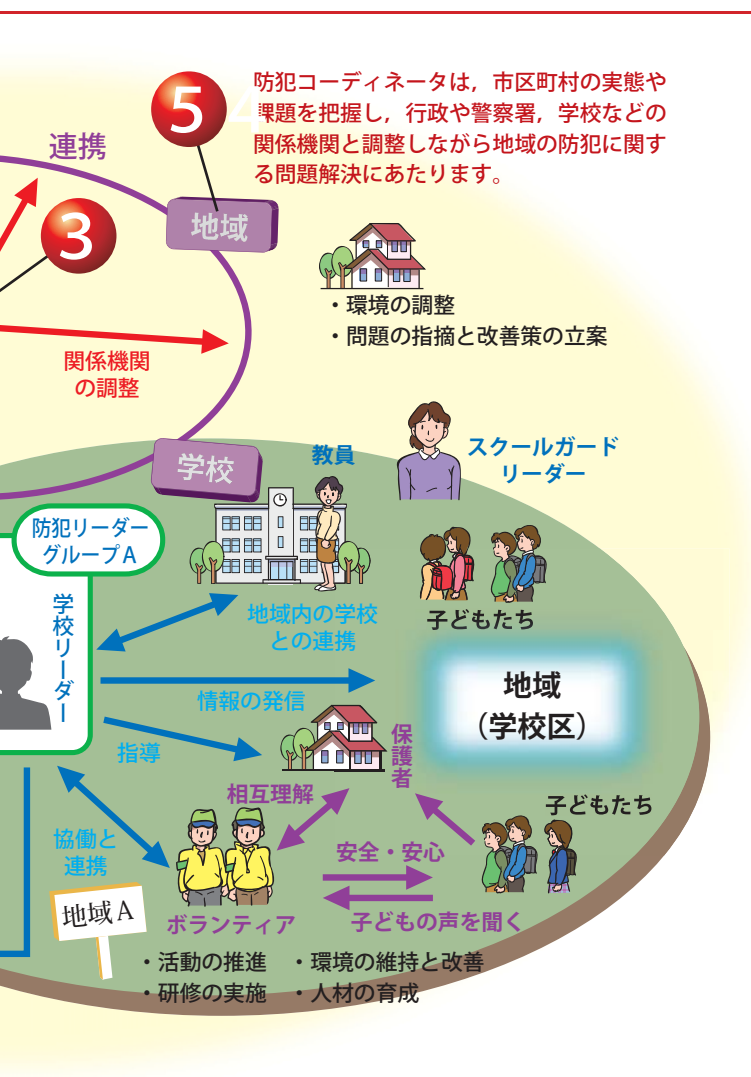
担い手

- ・既存の防犯リーダー
- ・防犯ボランティア
- ・PTA・地域住民・教職員など。
- ・経験や年齢を問わず、意欲がある人たち。

役割

- ・地域の子どもを守る防犯活動の指揮。
- ・子どもを守る防犯活動に関する情報収集と、地域（学校・保護者・児童など）に対する発信。
- ・地域防犯活動現場における要望等のとりまとめ。
- ・地元の学校との連携のための調整・連絡。
- ・近隣地域との連携・情報交換。
- ・子どもを守る防犯リーダーの継承。

上記の役割を一人のリーダーが担うのではなく、



5 地域

市区町村規模を想定する。

6 子どもを守る防犯リーダーの役割の例

●パトロールリーダー

→地域において防犯パトロールや見守り活動の指揮をとり、より効果的な活動のための運営を行う。

●情報リーダー

→ボランティア活動の地域への周知や、地域の情報提供を広報誌で行う。Webページの作成などの広報活動を中心に行う。

●学校リーダー

→学校との情報の交換、連携して活動を推進していく際の連絡調整を行う。

※各リーダーが連携を図り、子どもの安全に関わる防犯活動、地域活動を推進していく。

1. 登下校の見守りとあいさつ運動

1 あいさつ運動

「あいさつ運動」は、日常生活を通して近隣、知人相互間のもとより、地域内で接する者に対し声かけを行うことにより、地域における連帯意識を向上させ、犯罪を抑止する運動です。

あいさつは、地域住民の心の交流です。自宅近くの道路や公園などで交わすあいさつは、地域コミュニティを高めるとともに、犯罪を防止して地域の安全・安心を確保する効果があります。「おはよう」「こんにちは」「お変わりありませんか」「いってらっしゃい」「おかえりなさい」

明るく元気なあいさつのキャッチボールで、隣近所が支え合う明るい社会と事件事故のない安全で安心できる地域づくりに協力してください。

(出典：社団法人福島県防犯協会連合会ホームページ)

<http://www.bouhanfukushima.com>

あいさつ運動の事例①

兵庫県尼崎市「大庄小学校」

大庄小学校校区では、2004年4月より登下校時にPTA、ボランティア、学校職員、警察が連携し見守り活動、あいさつ運動を行っている。活動に参加しているボランティアは毎朝約50名（平成20年度）に達し、自宅前や校区のポイントに立ち、登校する子どもたちとあいさつを交わしている。



あいさつ運動の事例②

東京都杉並区馬橋地区「ご近所つきあい広目隊」

馬橋地区は区内でも犯罪多発地域のひとつで、特に空き巣の被害が多く、街にはごみや自転車の違法駐輪などが放置され、街の掲示物が古く破れたまま放置されている地域であった。

そんな地域を改善しようと約30名の住民有志が中心となり自治会と一体となって、あいさつ運動の励行と定期的な防犯パトロールを実施し、平成15年1月～5月までのこの地区の犯罪件数は、前年の同時期の52件に対し、16件と激減した。また、同年の6月には月間犯罪数0件を達成した。

(参考：「防犯まちづくり」山本俊哉著/株式会社ぎょうせい、杉並区ホームページ <http://www2.city.suginami.tokyo.jp/>)

2 あいさつ・声かけ運動の推進事業

社団法人 青少年育成広島県民会議の取り組み

社団法人 青少年育成広島県民会議では、あいさつ・声かけ運動推進のためのキャラクターやテーマソングを作成している。

(<http://www.hiro-payd.or.jp/aisatu/index.html>)



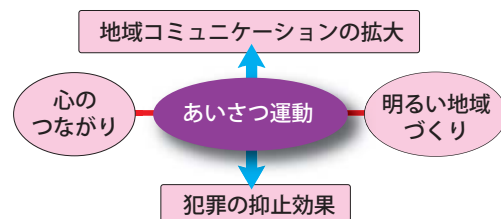
1 登下校の見守りとあいさつ運動

登下校時の見守り

地域社会では、出会った人にあいさつを励行することで、登下校する児童や生徒たちを見守ることができるばかりではなく、地域の連携を強め、犯罪抑止力も高めることができます。犯罪を企てようとする者は、あいさつや声かけで目撃されることを嫌がり、犯罪を躊躇すると言われています。地域でのあいさつ運動は、身近な犯罪を防ぐ上で大きな力となります。



子どもたちの登下校時に家の周りの掃除や草花の手入れをしながら「おはよう」「おかえり」と声をかけるのも、小さな見守りです。防犯パトロール中に出会った人へあいさつをすることは、地域活動のPRになるだけでなく、地域住民の防犯意識の向上にもつながります。また、既に活動しているグループと情報を交換することによって、より効果的な活動を展開することもできます。



2 犯罪者 ・目撃されたくない ・声をかけられたくない → 犯罪を躊躇

「あいさつ運動の日」を設定して地域で活動

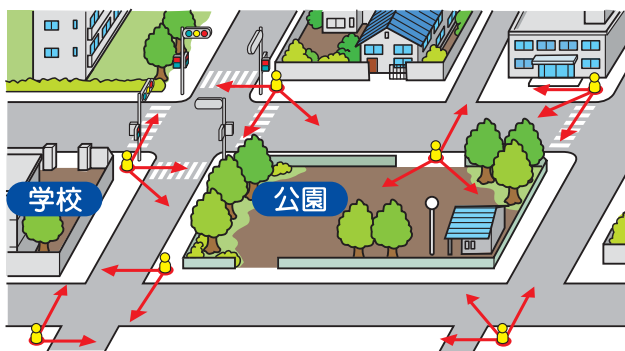
3 あいさつ運動のポイント

あいさつをしない子どもに対して、あいさつを行うことを強要したり、怒ったりしてはならない。中には人見知りであったり、恥ずかしくてあいさつができない子どももいる。子どもたちが応えてくれるまで、自然とあいさつができるような環境を作っていくことが大切である。

また、子どもたちだけでなく、地域の人たちにもあいさつを行い、地域の人達の交流を広げていく必要がある。

●あいさつ運動で立つ場所

どの通りも見通せるところに立つのがよい。



4 家庭・学校での対応

子どもからあいさつをすることを、家庭・学校で教えていきましょう。

地域の人に子どもの顔を覚えてもらうことは、日常の中で子どもを見守る目を増やすことにつながります。また、子どもの様子がおかしい場合に、地域の人が気がつきやすくなります。

また、ボランティア活動をしている人にとって子どもたちとあいさつを交わすことは活動を続けていくモチベーションの一つになります。

(参考：「防犯先生の子ども安全マニュアル」著：清永賢二、「子どもの防犯ワークブック」著：小宮信夫)

3

規準表 (51a) 活動を地域全体に広げ、意識を持続させることができる。
(42b) 校外での安全管理の取り組みについて問題点を把握し、その改善策を企画・実行できる。
ねらい ② あいさつ運動や地域巡回活動などへの保護者の協力依頼ができる。
 ① あいさつ運動を実施することで期待できる効果について説明できる。

1

4 あいさつ運動の進め方

家庭で、学校で、地域社会で、人に会ったら、人と接したら、必ずあいさつをします。あいさつをされたら必ず応えましょう。子どもたちの元気なあいさつをほめてあげましょう。あいさつは、明るく安心な地域社会をつくれます。社会の変革は、一人ひとりの小さな実践から始まります。広報誌や回覧板、学校だよりなどを通して繰り返し啓発活動を行ったり、「あいさつ運動の日」やあいさつ週間・月間などを設け意識を向上させることが大切です。

また、住民一人ひとりが体育祭やレクリエーションなどの地域活動に積極的に参加することで、顔見知りが増え、あいさつがしやすくなるという環境も整います。

■子どもへ声をかけるときの留意点

- ・最初は少しはなれて（子どもの身長以上）。
- ・顔と名前を覚えて、数回目には名前を呼んで声をかけてあげる。
- ・子どもの目を見て、やさしく。
- ・勉強のことは控えめに、どんな遊びをしているかなど。
- ・顔見知りになった子どもには、肩を軽くたたいてあげるなどのスキンシップも。

＝ビデオ資料＝ (関連ビデオ→ あいさつ運動、あいさつ運動の効果)

※事例を参考に、あいさつ運動のポイントをまとめましょう。

Column

地域での共通理解のもとでの適切なあいさつ運動は、コミュニケーションの拡大や安全な地域づくりに有効です。しかし、顔見知りの方が罪を犯す事例などもあり、場合によっては弊害を招くこともあります。子どもたちの適確な判断能力も必要です。

5 石垣小学校区での取り組み

沖縄県石垣市石垣小学校区シルバーモーニングサービスでは、小学校、幼稚園での朝の見守りとあいさつ運動を行っている。

ただ「おはよう」と言うだけではなく、「今日は元気?」、「朝ごはん食べた?」など、子どもたちが答えやすい問いかけをしてコミュニケーションのきっかけを作っている。

また、子どもたちだけではなく、通学の中高生、一般の人にもあいさつを行うことで地域の意識を高めていっている。効果としては地域での声掛け事案の減少、地域コミュニケーションの活性化が挙げられている。



6 子どもを守る気持ちを保つ

子ども安全ボランティアの活動で怖いことは、活動に参加するボランティアの方の「子どもを守ろう」という意識が低下してくることです。

「今日も危ないことがなかった」と思ううちに、「きっと明日もないだろう。自分が活動をやらなくても危ないことなんて起こらないだろう」という気持ちになってしまうのが最も危険なのです。

「今日も危ないことがなかった」というのは、子どもの安全対策が成功しているという「結果」なのです。

「今日も子どもを守ることができた」「明日も子どもを守ろう」という気持ちで取り組んでください。

積極的なあいさつ

パトロールや見守り活動を行っているときは、子どもたちだけではなく、すれ違う多くの人にぜひ明るいあいさつをしてください。子どもを守る活動をしていることをアピールすることができ、地域住民の防犯意識の向上も期待できるうえ、連帯感が生まれ、明るい町づくりにもなります。

また、子どもとの信頼関係を築き上げるためにも、あいさつのほかに「行ってらっしゃい」「おかえり」「天気がいいね」などと気軽に声をかけてあげましょう。

さらに、犯罪者は「地域の目を嫌う」（近所の人に見られたり、声をかけられたことで犯行をあきらめる）というデータがあることから、あいさつで犯罪を未然に防ぐことも期待できます。

（出典：「始めよう！ 続けよう！ 子ども安全ボランティア」 東京都、警察庁）

7 参考ホームページ

登下校時の安全確保に関する取組事例集

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900/007.htm)

全国の小中高の、学校における登下校時の児童生徒の安全確保の取り組みの事例が紹介されています。

8 緊急時における登下校の対応 (学校向け)

登下校の安全確保のための緊急対応が必要であると判断した場合は、教職員はもちろん、地域住民、保護者、ボランティア等が連携して、防犯パトロールや子どもの引率等を実施することが必要です。

校長は、緊急の対応を実施することを全教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行うことにより、子どもの登下校の安全確保を図ることが求められます。

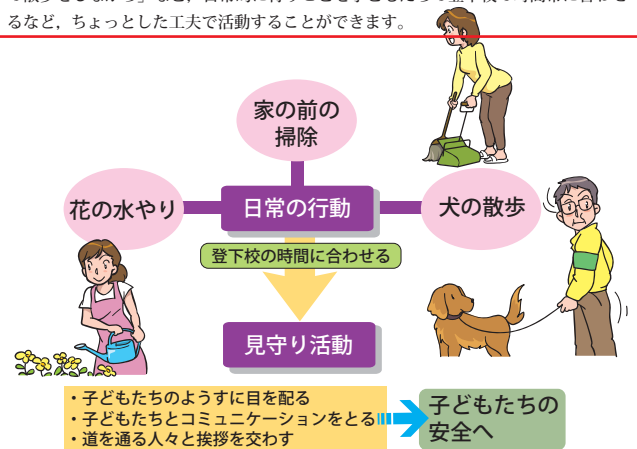
また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要です。さらに、緊急時には、近隣の学校等へ周知するとともに、教育委員会に対し、近隣の学校等への情報提供や警察等との連絡・調整を図ることを要請することが重要です。

6 8 登下校時の見守り活動とポイント

見守り活動の方法

地域の環境・特性を考慮して、地域ぐるみで子どもを守るという意識を高め、「見守り活動」の参加者一人ひとりが協力者から参画者になっていただけるような「見守り活動」を展開していきましょう。

見守り活動は、ある一定時間、同一場所にとどまる（立っている）などして、登校（下校）してくる子どもたちを見守るというものです。パトロールと違い、自宅前の路上で立っただけでも立派な「見守り活動」といえるので、体力に自信のない方や高齢の方にもお勧めです。また、「掃除をしながら」とか「花に水をやりながら」とか「犬の散歩をしながら」など、日常的に行うことを子どもたちの登下校の時間帯に合わせるなど、ちょっとした工夫で活動することができます。



日常生活の中で参加できる見守り活動を

1. 安全確保までの子どもの保護と保護者への引渡しや集団登下校を行う。

- (1) 子どもの現在の状況（登校中・下校中，登校前・帰宅後など）を把握する。
- (2) 下校前の場合は，安全が確保されるまで学校に待機させる。
- (3) 子どもだけでの登下校が難しい場合には，保護者への引渡しや保護者の引率による集団登下校などを行う。

※ 登校前であれば，必要に応じて自宅で待機させる。また，登下校中であれば，地域住民・保護者・ボランティア・警察等に，緊急に子どもの安全確保への協力の要請する。

2. 地域住民・保護者・ボランティア・警察・教育委員会への支援要請を行う。

- (1) 保護者，現場や危険のある場所に近いボランティア，地域防犯関係者等に，防犯パトロールの実施を要請する。
- (2) 警察には，情報の提供と緊急の防犯パトロール等を要請する。

(3) 教育委員会には，国私立，都道府県立，市区町村立を問わず，域内の学校等に対する情報提供や警察などとの連絡・調整を要請する。

3. 必要に応じ，教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。

必要な場合には，通学路を中心に情報収集と安全点検のため，地域住民，保護者，ボランティア等と協力あるいは分担して，教職員による緊急の防犯パトロールを実施する。

※必要に応じ，近隣の学校等へ連絡する。

必要な場合には，直ちに被害の及ぶ恐れのある周辺の学校に対し，周知する。

(例：中学校から，校区内に所在する県立高等学校等へ連絡。)

地域（地域住民・保護者・ボランティア等）における取組

1. 緊急防犯パトロールを実施する。

(1) 通学路の安全を点検し，不審者の発見や情報収集を行う。

※ 必要に応じて，公園や子どもの遊び場など通学路以外の場所の安全点検を行う。

(2) 子どもの登下校時刻に合わせた防犯パトロールを実施する。

2. 保護者同伴の集団登下校を実施する。

3. 学校が行う緊急対応を支援する。

(出典：「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るために」文部科学省)

規準表（24a） 登下校時などの子どもの安全に関する活動の効果と実施方法について指導できる。

ねらい □□ ①登下校時に注意するポイントについて具体的な指導ができる。
□□ ②登下校時の見守り活動が必要な箇所を把握している。

見守り活動のポイント

①できるだけ毎日続ける

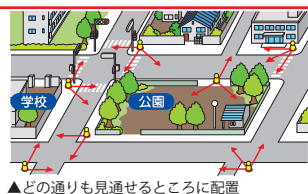
毎日同じ場所で見守り活動を行うことにより，登下校してくる子ども達とも顔見知りになります。いつもと様子の違う子や，いつもの時間になっても登下校しない子どもなど，子どもの異常にいち早く気付くことができます。また，子ども達に見守り活動をしている姿を見せることで，「守られている」という安心感を与えることができます。

②人目の届かないところで，時には場所を変えて

できれば，子ども達の通学路で人通りの少ない道路や路地で見守ってあげましょう。また，時には1ブロック隣の路地に立つなど場所を固定せずに見守ることで，場所に隙がでず，効果的な活動を行うことができます。

③バランスの良い配置を

「見守り活動」を行う場合は，できるだけ配置場所に偏りがないようにしましょう。ボランティアの皆さんで話し合ったり，学校で配置場所の見直しを行うなどして，バランスの良い配置ができるようにしてください。



▲どの通りも見通せるところに配置



見守り活動の注意点

●見守り活動とわかるように

ただ自宅前に立っていたり，路地や交差点に立っているだけでは，子どもたちも警戒し，かえって不審者と思われかねません。服装や腕章，帽子などで「見守り活動」を行っていることをアピールし，積極的に子どもに声をかけてあげましょう。

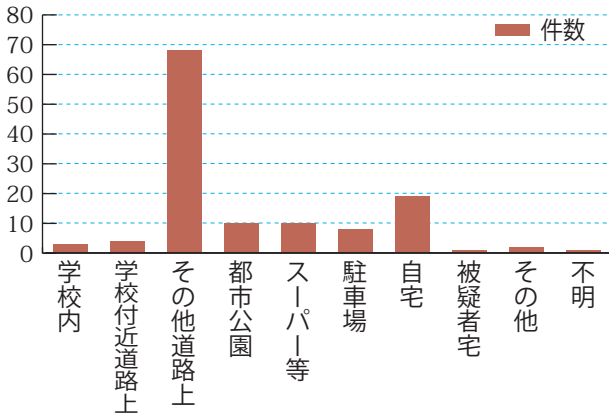
9 左記本文出典

「始めよう！ 続けよう！ 子ども安全ボランティア」
東京都，警察庁

(http://www.bouhan.metro.tokyo.jp/vol_manual/index.html)

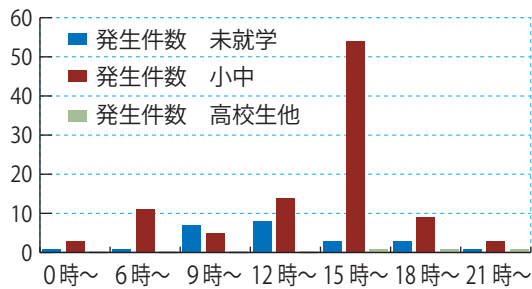
10 略取誘拐事案発生場所

15歳以下の子どもを対象とする略取誘拐事案発生場所 (平成15年1月1日～10月15日 警察庁)



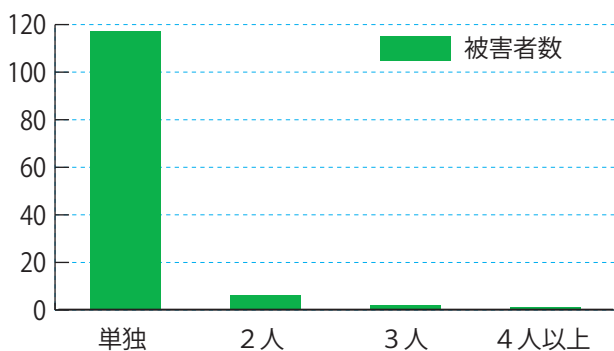
11 略取誘拐事案発生の時間帯

15歳以下の子どもを対象とする略取誘拐事案発生の時間帯 (平成15年1月1日～10月15日 警察庁)



12 略取誘拐事案被害者の人数

15歳以下の子どもを対象とする略取誘拐事案被害者の人数 (平成15年1月1日～10月15日 警察庁)



13 保護者、学校、教育委員会や地域住民に対する助言・連絡

① 子どもとともに通学路の点検を実施し、必要に応じてその見直しを行い、登下校時は、多少遠回りでも人通りの多い安全な道路を通学路として利用させること。

この場合において、具体的に不安があるときは、集団登下校に配慮すること。

② 学校や自宅周辺の見回りを行うこと。

③ なお、声かけ事案や変質者その他、不審者の出没があったときは、子どもにその旨を教えるとともに、具体的な対処要領をその都度指導すること。

(出典：「子どもの略取誘拐事案を防止するための指導啓発の推進について」警察庁)

10 12

通学路での安全

警察庁の統計によると、子どもの略取・誘拐の発生時刻で最も多いのが「15～18時」、発生場所は「その他道路上（通学路などで、学校付近以外の道路上）」です。つまり下校時は子どもが最も犯罪に遭いやすい場面だといえます。通学路の危険から子どもを守るためにはどうすればよいのでしょうか。

毎日使う通学路こそ、最も安全性を高くしたい場所です。決められている通学路だからすべて安心というわけではありません。角に家が建った、通過車両が増えたなど環境が変わり安全から危険に変わる場所もあります。実際に歩いてみて、危険を見逃さないように通学路をチェックし、注意すべき場所を子どもに教えます。

登下校で最も基本的なことは、必ず二人以上の複数で登下校することです。特に下校は注意が必要です。同じ学校に通う近所の家族や地域で話し合い、交代で付き添うなどして、複数での登下校を徹底させましょう。



▲子どもの略取・誘拐の発生が最も多い時刻

近所の友だちと二人以上での登下校

通学路の危険箇所を大人たちでチェック

ビデオ教材 (ビデオ→ 登下校の見守りとあいさつ運動)

※見守り活動とあいさつ運動のポイントについてまとめてみましょう。

14 「いかのおすし」の由来

学校における不審者侵入による痛ましい事件をきっかけに、平成16年度にセーフティー教室を開催する際、「こどもたちの心に残るインパクトのある防犯標語」として、警視庁少年育成課と東京都教育庁指導企画課により考案された。

いかのおすし教材ビデオ

ポリスチャンネル「いかのおすし」

(<http://www.police-ch.jp/video/13/003920.php>)

15 その他の防犯標語

つみきおに

ついていけない…知らない人に声をかけられてもついていけない。

みんなと、いつもいっしょ…一人で遊んだりどこかへ行ったりしない。

みんなと、いつもいっしょにしよう。

規準表 (24a)	登下校時などの子どもの安全に関する活動の効果と実施方法について指導できる。
(21b)	防犯のポイントについて、地域住民や子どもたちに説明することができる。
(23a)	家庭で行う防犯対策の方法を理解している。
ねらい	<input type="checkbox"/> ③ 通学路やスクールゾーンにおける危険箇所を把握し、点検できる。 <input type="checkbox"/> ① 子どもが被害者となる犯罪が発生しやすい時間帯を知っている。 <input type="checkbox"/> ③ 「いかのおすし」などの標語について説明できる。 <input type="checkbox"/> ④ 子どもが家に入る際の注意点を指導できる。

一人になったら

自宅の手前では一人になってしまいます。一人で家に入る時は、カギは人に見せないようにしてドアの前で出し、付近に不審な人がいないかを確認してカギをあけ、家の人が不在でも大きな声で「ただいま」と言って入るように教えてください。オートロックマンションでは、入口の周囲に不審な人がいないかを確認して部屋の番号を押すように教えてください。また、エレベーターに乗るときは、一人または知った人と乗るようにし、どうしても他の人と乗るときは、ボタンの側に立つように教えてください。(→p.25)

登下校時に知らない人に声をかけられたら、被害に遭わないように次の行動をとるように指導することも一つの方法です。

覚え言葉「**イカのおすし**」=警視庁考案

イカ=行かない (知らない人について行かない)
の=乗らない (知らない人の車に乗らない)
お=大声をあげる (「助けて!」と大声をあげる)
す=すぐに逃げる
し=知らせる (周囲の大人に知らせる)

■「イカのおすし」について

Webで調べてみよう:

<http://www.naash.go.jp/branch/tokyo/rensai/rensaikanoosushi.html>

Column
 地域の環境によって通学路での危険な場所は少しずつ違いがあります。自分の地域ではどのようなところに注意すべきか、どのようなところが危険か、実際に通学路を歩き、話し合ってみるとよいでしょう。
 また子どもの目線と大人の目線では、見え方や見えるものが違います。地域の学校と協力し、子どもたちと一緒に歩きながら通学路を点検する機会を設けるとよいでしょう。

13

きちんと知らせる…出かけるときや何かあったときはきちんと知らせる

おおごえで助けを呼ぶ…知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼ぶ。

にげる…こわいと思ったら、すぐになげる。

5つの約束

- 1 「一人であそばない」
- 2 「だれとどこ? いつかえる? か家の人に知らせてから出かける」
- 3 「知らない人についていかない」
- 4 「何かあったら大声で助けを呼ぶ」
- 5 「友達が連れて行かれそうになったら大人に知らせる」

16 安全な場所, 危険な場所

テキスト p.24 ~ p.25 (解説書 p.22 ~ p.23)「どこが安全? どこが危険?」参照。

青色回転灯パトロール

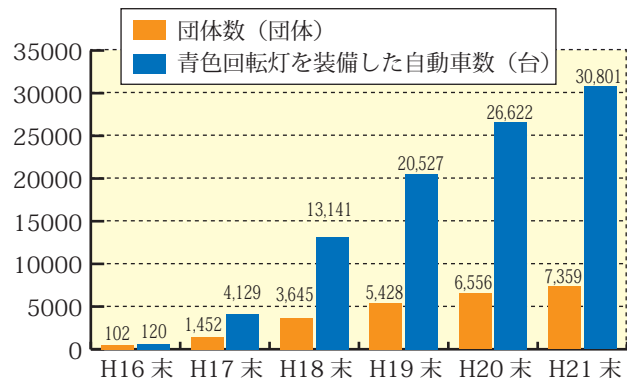
(次ページ「2. 防犯パトロールの進め方」関連。)

平成16年12月から、一定の条件を満たす団体には、防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができるようになった。この青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールを、青色回転灯パトロール、あるいは青色防犯パトロールという。

東京都内では、青色回転灯パトロールが行われている地域の多くで、それ以外の地域よりも犯罪発生率が減少しているという検証結果が示されている。

青色回転灯を装備した防犯パトロール車両の数は、全国で約3万台(平成21年12月末)あり、前年比約1.15倍である。(警察庁調べ)

青色回転灯パトロールの実施状況



2. 防犯パトロールの進め方

1 防犯パトロールの心構えと方法

防犯パトロールの心構え

□気楽に

気負わず、生活の一部として気楽に取り組む姿勢が大切です。

□気長に

気長にやり続けることによって顔見知りが増え、やがて犯罪の起こりにくい環境が作られていきます。

□危険なく

パトロールは犯罪を未然に防ぐことが目的です。犯罪に遭遇した場合は、速やかに警察に通報しましょう。また交通事故にも注意しましょう。

パトロールの種類

●徒歩によるチームパトロール

→数人でチームを作り、地域の見守りや危険箇所の発見などを目的として、徒歩でパトロールします。

●自動車によるパトロール

→「防犯パトロール中」などと書いたステッカーを張って地域を巡回します。

●子どもの登下校を見守るパトロール

→子どもの登下校時に、通学路に沿って見守ります。大きな交差点や交通事故の多い個所などを重点にしてパトロールします。

●ウォーキングパトロール

→パトロールも兼ねて、健康作りのために毎朝行うウォーキングをしながら、地域を巡回するパトロールです。

●わんわんパトロール

→犬の散歩を兼ねて、地域の巡回をするパトロールです。他の目的と兼ねることで、継続して取り組むことができます。

(参考：防犯パトロールの手引き(社)広島県防犯連合会広島県警察本部)

2 110番通報をするときのポイント

事件や事故を目撃した場合、気を落ち着かせて110番通報をします。その際、次のように内容を聞かれるので適切に答えるようにしましょう。

- ・通報の内容が「事件」なのか「事故」なのか、またその内容→「泥棒」や「交通事故」など通報内容を的確に伝えます。
- ・事件や事故が発生した場所と時間→場所は目標となる建物や地名を伝えます。
- ・被害の様子や事故の様子(事件の場合、犯人の特徴と逃げた方向)→けが人の有無や救急車やレッカー車が必要あるか、また事故車の車種ナンバー等を伝えます。
- ・通報者であるあなたのこと→名前、住所、電話番号などを伝えます。(通報者の個人情報保護されています。)

(参考：防犯パトロールの手引き(社)広島県防犯連合会広島県警察本部)

3 青色回転灯パトロールについて

本書 p.11 の※を参照。

2 防犯パトロールの進め方

防犯パトロールを進めるに当たっては、まず自治会やPTAなどの地域に居住する方に活動の趣旨や目的を説明し、有志を募ります。参加者の規模に応じて班を編成し、リーダーを決めます。その際、単独でパトロールすることのないように、余裕あるメンバーの数で班を編成することが大切です。班の数に応じて、パトロールの経路や方法、頻度などを決め、実施計画を策定します。その際、警察署の生活安全課や地域の学校などとも連携を取り合って計画を進めます。公民館や地域の学校を防犯パトロール活動の拠点として確保することも必要です。

パトロールに持参する物は、メモ帳、日誌、反射テープ、のぼり、タスキや腕章、懐中電灯、赤色灯、防犯ブザーやホイッスル、デジタルカメラ、携帯電話などです。これらのうち、タスキや腕章などは警察署や防犯協会から貸与されるかもしれませんが事前に相談しておきます。反射テープはパトロール中に交通事故に遭わないための装備です。派手な色のジャンパーや帽子など目立つ服装でパトロールすることも犯罪者にパトロールの存在を知らせ、防犯につながる有効な手段です。

パトロールの必需品の例

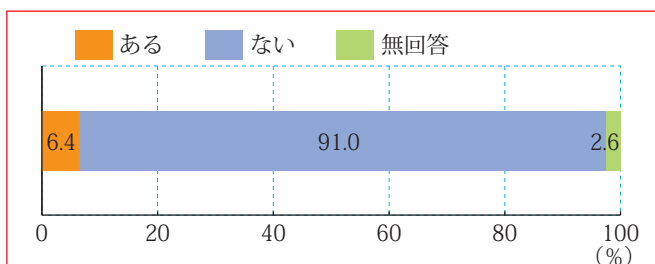


無理のない継続的な活動を!

4 活動中に危害に遭った（遭いそうになった）ことがあるか

団体の構成員が活動中に危害に遭った（遭いそうになった）ことがあるかについて質問したところ、91.0%の団体が「危害に遭った（遭いそうになった）ことがない」と答えたのに対し、6.4%の団体が「危害に遭った（遭いそうになった）ことがある」と答えている。

実際に身の危険にさらされた例は必ずしも多くは



※全国で活動中の防犯ボランティア団体で、警察が把握しているもののうち、地域住民を主たる構成員とし、防犯パトロールを活動内容としている1,440団体の代表者に対して、活動を行う上でのニーズや警察・地域の反応などについてアンケートを行い、1,159団体（80.5%）から回答を得た。

ないものの、活動における不安感を裏付ける実例もあることがうかがえる。

（出典：平成16年度警察白書）

5 パトロールにあたっての注意事項

●防犯知識を身に付ける

→警察が行う防犯教室などに参加して、正しい防犯知識を身に付けましょう。また、警察のホームページから防犯に関する情報を入手することも大切です。

●パトロールは犯罪の未然防止を念頭に

→防犯パトロールは犯人を捕まえるのが目的ではなく、未然に防ぐことが目的です。地域を見守る様子を、なるべく目立つように犯罪者に見せることが大切です。万一犯罪の場面に遭遇しても必要以上に実力行使するのは避け、直ちに警察に連絡しましょう。

●交通事故には注意しましょう

→パトロールの際には、なるべく目立つ服装や腕章、タスキなどを着用し、交通事故には十分注意します。

●声かけはあいさつから

→パトロールする人が気軽にあいさつすることで地域の連帯感が生まれます。特に犯罪者は地域の人に声を掛けられることを極端に嫌います。顔を見られたと感じて犯行を断念する場面が多いのです。

●少年への対応は健全育成の観点から

→少年たちがたむろしてたばこを吸っているような場面に遭遇しても、頭ごなしに叱るのではなく、愛情を持って優しく諭すことが必要です。

●プライバシーを尊重し個人情報を守る

→パトロール中に知り得た他人のプライバシーや個人情報はむやみに口外せず、秘密を守ることが求められます。

●パトロール後の情報交換を密に

→パトロール中に見つけた危険箇所の状況や防犯灯の破損、不審者の様子などをパトロール後に話し合い、必要があれば関係機関に連絡を取り合うことが必要です。

（参考：防犯パトロールの手引き（社）広島県防犯連合会広島県警察本部、「自主防犯ボランティア地域防犯パトロールで安心安全なまちづくり」）

5

- 規準表 (41a) 自主防犯活動に対する適切な指導・助言を行うことができる。
 (41b) 防犯パトロールを企画・立案し、防犯の実践に取り組むことができる。
- ねらい
- ①防犯パトロール（「子ども見守り隊」など）の目的や効果、留意点について説明できる。
 - ②パトロール中に事件が発生した場合の適切な対処方法を説明できる。
 - ③防犯ボランティアのジャンパーや腕章などを身につけることの長所・短所を説明できる。
 - ④防犯ボランティアのジャンパーや腕章などの道具を適切に管理できる。



パトロールの留意点

パトロールは徒歩または自転車で行いますが、ただ漫然と歩くのではなく、次の点に注意しながらパトロールします。

- ①通学路に異常がないか。
- ②防犯灯の整備が必要な場所の有無。
- ③不良少年のたまり場になってないか。
- ④公園や遊び場に異常がないか。
- ⑤留守宅やその周辺に不審者や不審な車がないか。
- ⑥廃屋、空き家に異常がないか。
- ⑦ゴミの不法投棄や落書きがないか。
- ⑧河川や見通しの悪い交差点など危険な箇所はないか。



また、パトロールの途中では積極的に挨拶や声かけを行います。防犯パトロールは未然に犯罪を防ぐのが目的ですので、万一、犯罪の場面に遭遇した場合は無理をせずに、すぐに警察に通報します。

パトロールが終われば日誌にその様子を記載し、情報交換を行います。また、活動の様子を地域に広報し、必要に応じて警察や学校へ情報の提供を行います。

ビデオ教材 (ビデオ→ 防犯パトロールの進め方)

※ビデオの活動を参考にパトロールのポイントについてまとめてみましょう。

Column

パトロールグッズの管理に注意!!

地域で活動が根付き、ボランティア団体への信頼が増すほど団体名の入ったジャンパー、腕章等が悪用されたときのリスクは高くなります。定期的に個数の把握を行い、しっかりと管理しましょう。

■つかんでおこう!

警察署 Web サイト検索システムなどを利用して、防犯パトロールの事例を調べてみましょう。

<http://www.kodomo-bouhan.jp/G4/>

3. こんな子が狙われている

1 子どもを狙う犯罪者の心理

①子どもを探す

子どもを見つけると、
「気に入った子どもはいるか」
「誰か周囲の大人にとがめられないか」
「やりやすいか」の3点を気にします。

したがって、犯罪者の心理をくじくには、以下のように思わせることが必要です。

- ・「やりにくいぞ」(近づきにくい、逃げにくい)
- ・「声や目でとがめられそうだ」(周りに大人の目がある)
- ・知らない人や怪しい人に対して緊張感がある

②次に犯罪者はこんな子どもに注目します。

- 「とにかく弱い子ども」
- ・身体的な能力だけでなく、意志が弱い子、はっきりとしない子、誘われるときっぱりと断れない子。
- 「一人歩きや一人遊びの子ども」
- ・守る人が周りにいない、大人の目が離れている子ども。
- 「注意散漫の子や自分の興味だけ集中している子ども」
- ・ぼんやりしていて心に隙間のある子には犯罪者は声をかけやすい。
- ・おとなが少し目を離すとどこかに行ってしまう子は一人になりやすく、犯罪者の標的になりやすい。

(出典:「子どもの安全マニュアル」東洋経済新報社
著:清永健二)

2 不審者による声かけの例

①パターン1「○○をあげる」

○○=お菓子、カブトムシ、トレーディングカード、おもちゃ、ゲームなど、子どもが好きな様々なものを並べます。

②パターン2「一緒に○○しよう(して)」

○○=新しいゲームをしよう、道が分からないから案内して、迷子の子犬を探してなど、子どもの関心を引くものや、同情を誘うものがあります。

③パターン3「○○が怪我したから一緒に病院に行こう」

○○=お母さん、お父さん、友達など、ケガをしたと聞いて動揺する人物をあげます。

その他にも様々な嘘で近づいてきます。

また、知らない人でも名前を呼ばれると、「お母さんの知り合いかな？」などと勘違いするケースもありますので、ランドセルやカバンなど、外から目につく場所に大きく名前を書くのはやめましょう。

(出典:埼玉県警ホームページ)

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/jyouhoukan/codomo/ninti.htm>

3 狙われやすい子ども安全度チェック

該当する項目が多いほど、安全度が高い。

- 園や学校には道草をせずまっすぐ登下校する。
- 親と外出した際にどこかに一人で勝手に行かず、保護者と行動できる。
- 普段から大きい声で挨拶できる。
- 外に遊びに出かけるときには、誰とどこに行くか、

3 こんな子が狙われている

1 子どもを狙う犯罪者(チャイルドマレスター)は、無差別に対象となる子どもを選ばず、狙われやすい子どもは、おおよそ次の4つの傾向があります。

犯罪に遭いやすい子

1 自己主張や抵抗ができない弱い子ども

犯罪者は「自分よりも弱い」とみなした子どもを狙います。もちろんどの子どもも大人に比べれば体力ではかたがたありませんが、しっかりした心を持っていると狙われることはずっと少なくなります。例えば、怪しい人から声をかけられたり、誘われたりしたときっぱりと断ったり、「イヤだ」と即答したり、「危ない」と思ったときにすぐに逃げたりする判断力と行動力を持つことで犯罪から免れる割合が増えます。また大人の言うことをそのまま素直に聞く「優等生タイプ」の子どもも防犯の上からは狙われやすい子になります。

2 一人でいる子ども

犯罪に巻き込まれた子どもたちの多くは一人でいる時を狙われています。子どもが戸外で一人になる時間帯を作らないことが大切です。また、大人と一緒にいても、心のおもむくままに自分勝手な行動をしたり、親の手を振り払ってどこかに行ってしまう子どもは危険です。大人にも、子どもを一人でトイレに行かせたり、ゲームコーナーで一人にさせたりしない配慮が必要です。

何時に帰るか保護者に伝えることができる。

- ショッピングセンターで勝手に歩き回って迷子になったことがない。
- イヤな時は「イヤです」と自分の気持ちを相手にはっきり伝えることができる。
- 迷ったり考え込んだりして判断がなかなかつかないことは少ない。
- 危険を察知したときはとっさに逃げだしたり、大声を出すことができる。
- 目的もなく一人で街を歩いたり、公園や駐車場などで一人で遊んだりすることがない。
- ここ一年間で、知らない人から声をかけられたことがない。

(出典:「子どもの安全マニュアル」東洋経済新報社
著:清永健二)

4 小児性愛者について

チャイルド・マレスター (child molester) はペドファイル (pedophile) と混同されがちであるがペドファイルは子どもに性的夢想を抱く人間であり、それらの概念は異なったものである。両方を混

規準表 (21a) 子どもが巻き込まれやすい犯罪の種類や特徴、手口を理解している。

- ねらい
- □ ①子どもが巻き込まれている犯罪の種類を知っている。
 - □ ③子どもがターゲットとなりやすい犯罪の手口について知っている。

3

3 行き場のない子や目的がはっきりしない子

犯罪者は対象となる子どもの挙動をよく観察しています。路上できょろきょろして何をしようとしているのかよく分からない子どもや、繁華街を目的もなくぶらぶら歩いている子ども、にぎやかな町の通りでいつも見かけたりする子どもなどが狙われます。



4 曖昧な態度の子や心に隙間がある子

自分で判断できずに、大人のいいなりになってしまう子どもや、心に隙間がある子どもです。犯罪者はいきなり子どもに襲いかかるのではなく、いくつかの言葉のやりとりをしながら犯行を実行に移すかどうか判断します。このときスキを見せずに毅然とした態度で対応し、危険を察知できれば犯行を未然に防ぐことができます。



3

狙われやすい子どもの傾向を理解しましょう

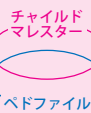
ビデオ教材 (ビデオ→ こんな子がねらわれている)

4 子どもが被害に遭いやすい性的犯罪とその対策についてまとめてみましょう。

Column

小児性愛者って何?

子どもに対して性的な夢想を抱く人間のことを小児性愛者 (ペドファイル) といいます。子どもに性的虐待を行う者はこういった性向を持つ人間であると思われがちですが、実際にはこういった性向のない者が子どもに対して性的虐待を行うことも多くあります。このように、子どもに対して性的虐待を行う犯罪者のことを小児性犯罪者 (チャイルドマレスター) といいます。

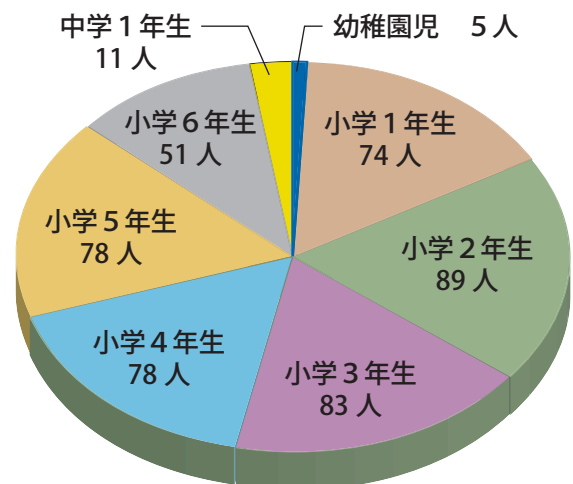


ぜたようなイメージが社会一般にあるようだが、実際には違うので注意が必要である。小児性愛者だからといって必ずしも子どもにみだらなことをするわけでもなく、また小児性愛者でなくとも子どもにみだらなことはする。

ペドファイルでない人がチャイルド・マレスターとなった場合、被害者の数は数人程度であるのに対し、ペドファイルがチャイルド・マレスターとなった場合、被害者の数は数百、数千のレベルとなる。基本的にペドファイルでないチャイルド・マレスターのほうが数は多いが、子どもが被害にあうのはペドファイルからであることが少なくないのはこのためである。(出典:wikipedia(<http://ja.wikipedia.org/>))「チャイルド・マレスター」)

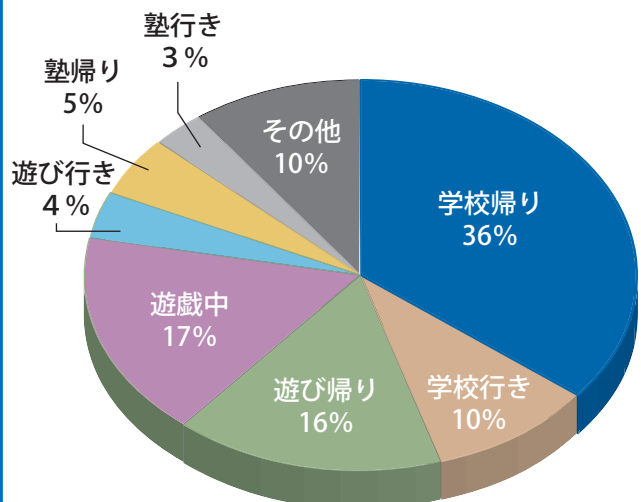
5 声かけ事案の対象となった子どもの学年

(平成 19 年警察白書)



6 子どもが何をしていたときに声かけ事案にあったか?

(平成 19 年警察白書)



4. 防犯ブザーの効果と留意点

1 防犯ブザーの配布（または貸与）状況

故障発生状況等のアンケート調査

※全国の政令指定都市, 中核市, 特例市 (合計 99 市, うち回答 81 市)

① ほとんどの市が, 何らかの形で子どもに防犯ブザーを配布 (または貸与) している。

平成 20 年度に, 市のほか, 学校・PTA・地元企業などにより, 子どもに防犯ブザーを配布 (または貸与) しているのは, 72% (58 市) であった。(図 1, 図 2)

② 配布 (または貸与) した市のほとんどが, 故障の苦情を受けている。

防犯ブザーを配布 (または貸与) した市 (31 市) の 81% (25 市) で故障の苦情を受けていた。

(図 3, 図 4)

故障の内容は, 初期不良, 鳴らなくなったなどであった。(図 6)

(出典: 「子どもを守れるのか!! 防犯ブザーの故障が多発」(独) 国民生活センター)

図 1. 子どもたちへの防犯ブザー配布状況

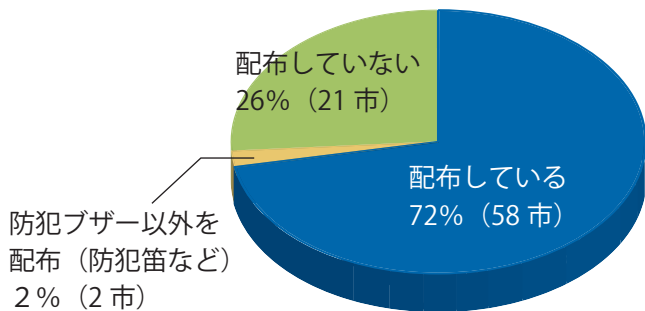


図 2. 防犯ブザーの配布者

(配布している 58 市中)

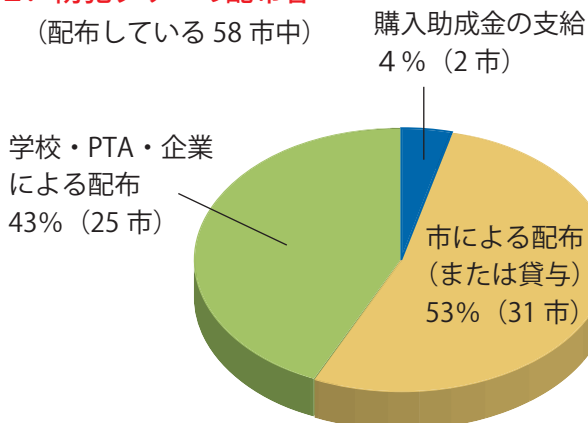
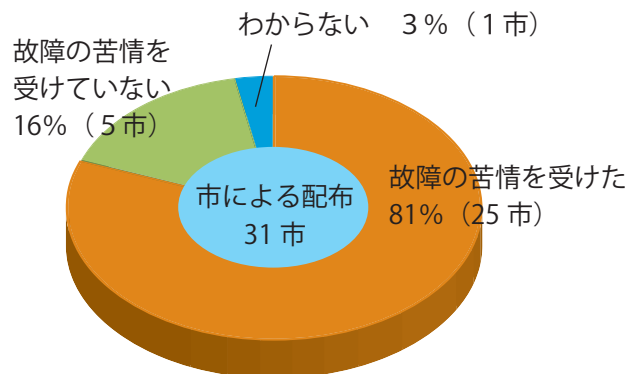


図 3. 配布された防犯ブザーの故障状況

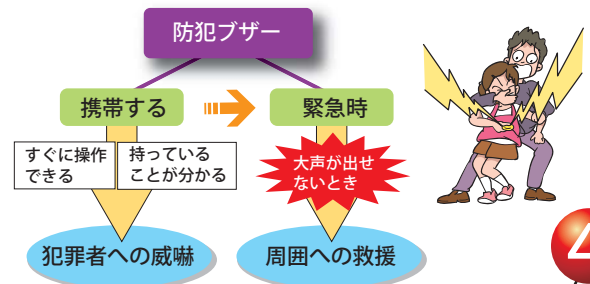


4 防犯ブザーの効果と留意点

下校途中の子どもが不審者から声をかけられたり, 自動車に無理矢理乗せられそうになったりするなど, 子どもたちが犯罪に巻き込まれそうになるケースが後を絶ちません。このような中, 防犯ブザーを子どもに持たせるケースが増えてきています。また, PTA や自治会が中心となって, 学校全体で児童生徒に防犯ブザーを配布し, 通学路での子どもの安全確保を図る取り組みも増えてきました。このため, 多くの子どもたちが防犯ブザーを登下校時に持ち歩くようになりました。

防犯ブザーは児童生徒が身に危険を感じたときなどの万一の際に, 恐怖で声が出ない場合に大きな音で危険を周囲に知らせてくれます。防犯ブザーは, 犯罪者へ威嚇とともに, 子どもたちが救助を求めていることを周囲の住民に知らせる機能があります。また子ども用の携帯電話には防犯ブザーがついているものもあり, ブザーが鳴ると指定されたアドレスにメールが送信される機能もあります。

防犯ブザーのメリット



防犯ブザーの利点を理解して指導しましょう

図4. 故障件数

(2008年度の配布における件数/2008年9月時点)

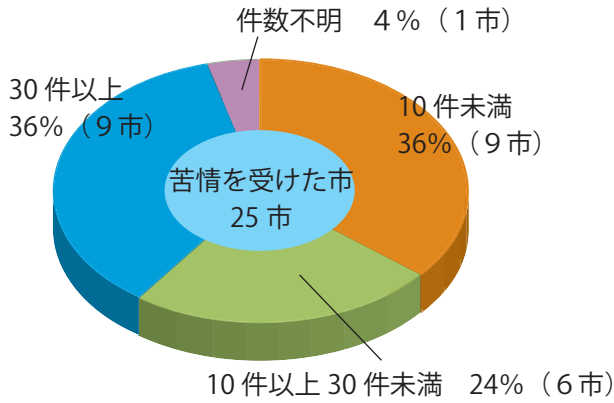
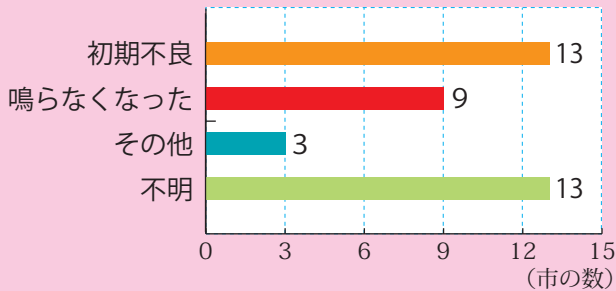


図5. 故障内容 (複数回答)



- 規準表 (22a) 防犯に関する機器や道具の特徴や特性、有効性を理解している。
 ねらい ②防犯協会推奨商品のポイントや警察庁推奨の首の大きさなどについて理解している。
 ③防犯ブザーの長所・短所、有効な場所などについて説明できる。
 ④防犯ブザーを利用するときの注意点や管理方法等について指導できる。



気をつけよう

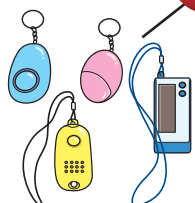
子どもたちが持っている防犯ブザーには多種多様な製品がありますが、中には音量や音色などに不備があり、防犯ブザーとしての機能を果たさない製品も見られます。子どもが危険を感じてブザーを鳴らしても、周囲の大人がそれに気づかないようでは、その効果が期待できません。そのため警察庁は、平成18年11月に防犯ブザーの性能基準を決定しました。

ただ防犯ブザーを持っているだけでは安心とはいえません。まず、子どもたちが操作の練習を日頃から行い、万一の場合に確実に動作できなければなりません。また、電池のチェックを欠かさず、常に持ち歩くように習慣づけることも大切です。何より大切なのは、緊急時に大きな声を上げたり、危険を察知してすぐに逃げたりする防犯の能力を高めることです。防犯ブザーについて家庭や学校で話し合い、子どもたちの防犯意識を高める必要があります。

ビデオ教材 (ビデオ→ 防犯ブザーの効果と留意点)

※ビデオを見て防犯ブザーを子どもに持たせるときのポイントをまとめてみましょう。

3



▲防犯ブザーにはたくさんの種類がある

ビデオ資料 (関連ビデオ→ 学校からの防犯グッズ、防犯ブザーのデメリット)
 ビデオの内容についてまとめてみましょう。

2 防犯ブザーがあっても危なかった事例

- ①防犯ブザーが長いひもで取り付けられ、襲われた時にひもが大きく触れて、ブザー本体を確保できなかった。
- ②防犯ブザーを取り付けた位置が高すぎ、犯罪者に抱きしめられ、手が腰以上に上がらなかった。
- ③防犯ブザーの電池が切れっていて、ひもを引いたが鳴らなかった。
- ④防犯ブザーは鳴ったが、誰も来なかった(ふざけていると思われた)。
- ⑤防犯ブザーも鳴って人もかけつけたが、その人が来るまでに、体を触られてしまった。

(出典:「防犯先生の子ども安全マニュアル」東洋経済新報社/著:清永賢二)

3 防犯ブザーのこんな点にも注目を!

現在、さまざまなブザーが市販されています。

子どもにブザーを持たせる際には、防犯ブザーの性能基準を参考に、ブザーの耐久性や操作性も考慮しましょう。

下のイラストは、ピンタイプのブザーを例にポイントを挙げています。



子どもが持つブザーはカバンに取り付けるキーチェーン部分とスイッチが別々にあるものが、「走った衝撃で鳴ってしまう」などの誤作動が少ない。

スイッチがピンタイプの場合は、プラスチック製よりも金属製のものが摩耗が少なくよい。

4 参考ホームページ

品川区でのまもるっち (GPS 付き防犯ブザー) の取り組みについて

「近隣セキュリティシステム (まもるっち) の取組」
 文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900/007/029.htm)

携帯電話を使った防犯グッズの紹介

「子供を守る! 防犯ブザー・位置情報サービス」

(<http://www.e-hp.rdy.jp/bouhan/>)

5 持たせているだけでは意味がない

最近、ホイッスル、防犯ブザー、反射シール、GPS 機能のついた携帯電話やランドセルなど、さまざまな防犯グッズが市販されています。

ところが、せっかく防犯グッズを持っていても、使い方を知らない子どもが少なくありません。防犯ブザーは、親子で鳴らす練習、止める練習をして、使い方をしっかり覚えさせましょう。

また、せっかくホイッスルやブザーを携帯させていてもランドセルの中など、すぐに取り出せないところに入れては危ない時に鳴らせません。ランドセルの脇にぶら下げている子どももよく見かけますが、警戒していることをアピールできても、とっさには鳴らせないでしょう。危ない場所を通るときはあらかじめ手に持っておくほうが安全です。

催涙スプレーやスタンガンといった撃退型の防犯グッズもありますが、これはかえって危険です。万が一、犯人に取り上げられたら、危害を加えられる可能性もあります。子どもに持たせる防犯グッズは周囲の人に危険を知らせ、助けを求めるタイプがいいでしょう。

(出典：「親子で学ぶ子どもの防犯ワークブック」 著：小宮信夫)

6 性能基準を満たした防犯ブザーの音

以下のホームページで、性能基準を満たした防犯ブザーの音を聞くことができます。

(財) 全国防犯協会連合会ホームページ

(<http://www.bohan.or.jp/buzzer/index.htm>)

警察庁ホームページ

(<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki67/index.html>)

7 音の大きさの目安

120 デシベル	飛行機エンジンの近く
110 デシベル	自動車の警笛 (前方 2m)
100 デシベル	電車が通るときのガード下
90 デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 デシベル	地下鉄の車内、電車の中
70 デシベル	電話のベル、騒々しい街頭、騒々しい事務所の中
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地

の昼

30 デシベル 郊外の深夜、ささやき声

20 デシベル 木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音 (前方 1m)

(出典：「生活騒音の現状と今後の課題」 環境省/昭和 58 年)

8 状況を設定して親子でシミュレーション

犯罪をしようとしている人がもっとも嫌がるのは、大きな音を出されることです。そこで、たとえば大声を出す練習をしてみましょう。ただし、本当に助けを求めて叫んでいると誤解されてしまわないように、布団の中や走っている車の中など、大きな音を出せる場所で練習してください。


また、大きな音で助けを求める防犯ブザーも、必ず事前に使い方を練習させましょう。鳴らし方や止め方、ひもを引くときにどれ位の力が必要なのかを知っているのと知らないのでは、危ない時にとる行動が違ってきます。

6

【防犯ブザーの性能基準】

- 音色：高い周波数と低い周波数を繰り返す変動周期を持つこと。
- 音量：85dB 以上とすること。
- 連続吹鳴時間：連続して吹鳴させた場合に、表示音量の 90% 以上の音量が 20 分以上保てること。
- 操作性：引き紐あるいは押しボタンなどの操作は児童が容易に操作できること。


高い音と低い音で 20 分以上なり続ける



簡単に鳴らせること

7

ブザーを鳴らしたらすぐにける



5

子どもたちへの指導

- ①子どもの生活の中で起こりうる危険を考えて、どういう場合に防犯ブザーを使うのかを子どもに具体的に伝えます。
- ②防犯ブザーを使う意味は、大きな音で相手をひるませてそのすきに走って逃げるのが目的であるということを理解させ、正しい使い方を覚えるよう指導します。
- ③ブザーを持っているから、絶対安心ということではなく、まずは、大声を出すことが大事であることを伝えます。
- ④遊びやいたずらでは、絶対にブザーを鳴らさないよう指導します。
- ⑤防犯ブザーを投げたりぶついたりすると、強い衝撃でブザーが鳴らなくなるなどの故障が生じることがあるため、ふだんから強い衝撃を与えるなど乱暴な扱いをしないように指導します。
- ⑥もし、無くしたり鳴らなくなったりしたら、すぐにおうちの人や先生に伝えるよう指導します。

子どもに防犯グッズを持たせる場合は、使い方を体験させておくことが大切です。そのほか、いろいろなシチュエーションを想定して、シミュレーションしておくとういでしょう。

たとえば、犯罪者につかまれたときのことを想定して、お父さんが犯罪者役をやるものいいでしょう。

子どもはおとなに本気でつかまれたとき、どれくらいの力になるのか、案外分かっていません。おとなも子どもも、自分は逃げられると思こんでいる場合が多いのです。

このようなシミュレーションを繰り返し練習しておくことで、危ない時の行動が適切にとれるようになります。

(出典：「親子で学ぶ子どもの防犯ワークブック」著：小宮信夫)

9 お願い「全国防犯協会連合会推奨の優良防犯ブザーをお持ちの皆様へ」

防犯ブザーは、いざという時に確実に吹鳴して、周囲の人に危険を知らせるものでなければなりません。日頃から、定期的にブザーの点検など、次のことについて心掛けていただき、事案発生時の未然防止にお役立てくださいますようお願いいたします。

1. 最低1か月に1回程度、試験的にブザーを鳴らしてみてください。
2. 音量が小さくなってきた場合は、すみやかに電池を交換してください。
3. 日頃から、ブザーの装着はどこが一番よいか、また乱暴な取扱いをしないように、さらに、取扱説明書の注意書きをお守りいただくことなど、保護者の方から子どもさんへのご指導をお願いいたします。
4. ブザーの不良が確認された場合は、遠慮なく販売店、もしくは製造会社等に相談してください。
5. 取扱説明書は大切に保管してください。

(出典：財団法人全国防犯協会連合会：)

<http://www.bohan.or.jp/>

8

10

家庭での子どもへの指導

- ①いざというときに慌てないよう、ふだんからおうちの人や先生と一緒に、ブザーの鳴らし方・止め方を練習して、ブザーの大きな音にびっくりして慌てないよう、音になれさせておきます。
- ②電池が切れていないか、ちゃんと作動するか定期的に点検を行います。
- ③防犯ブザーは、ランドセルの肩のベルトの部分や手提げカバンなど、すぐ手が届き、鳴らしやすいところに短い紐でつけておきます。
- ④長すぎる紐は凶器になる危険もあるので、首からは絶対にぶら下げないよう指導します。また、一人であぶない場所を通るときは、最初から手に持っておくように伝えます。
- ⑤子どもが毎日防犯ブザーを持って出かけるよう、登下校以外のときも、外に出るときは必ず防犯ブザーを持つように習慣として定着させます。

注意して指導しよう

防犯ブザーを首にかけると、引っ張られるなどして危険です



定期的に動作の点検をします

防犯ブザーでいたずらをしないように指導します

9

10 被害に遭うと思いつ通りに動けない

知らない人に腕をつかまれたら、大声で助けを求めること。車に連れ込まれそうになったら、走って逃げるように。このように教えているからといって、危ないときに、子どもはその通りに行動ができるでしょうか？

これは大人でも同じです。本当に怖い思いをしたとき、声がかすれたり、体がすくんで逃げられないというケースは多々あります。大人も子どもも、日頃していないことを突然やろうとしても、なかなか思い通りの行動がとれないものです。

そうならないためにも、被害に遭ったときの状況を想定して、ふだんから親子で模擬訓練をしておくとういでしょう。

(出典：「親子で学ぶ子どもの防犯ワークブック」著：小宮信夫)

学校での指導

- ①防犯ブザーに頼ることなく、自分で大きな声が出せるように、防犯教室などで実際に大声を出す練習を行います。
- ②「防犯ブザー携帯中」といったステッカーなどを作成して児童に配布し、ランドセルに貼るなどして、防犯ブザーを持っていることをまわりにアピールするように指導します。

5. 家の中でも気をつけて

1 留守番の防犯標語『いいゆだな』

留守番についての子どもへの指導は、次の標語を利用するとよいでしょう。

「いいゆだな」

い「家の鍵を見せない」

カバンやランドセルに鍵を付けていると「留守番をしている子ども」ということが、悪意のある人にわかってしまいます。家の鍵を開ける時まで、鍵はカバンやランドセルの中にしまっておくようにしましょう。

い「家の周りをよく見る」

子どもが鍵を開けていれば、留守番をしていることがわかってしまいます。鍵を開け、家に入ろうとした瞬間に押し入れられるケースもあるので、周りに人がいないか確認してから鍵を開けましょう。

ゆ「ゆうびんポストをチェック」

ポストに郵便物が溜まっていると「留守がちな家＝侵入しやすい家」と思われてしまいます。手紙や新聞を回収すると同時に、不審物がないかも確認しましょう。

だ「だれもいなくても、ただいま」

家に入るとき、大きな声で「ただいま」ということで、家に誰かいると思わせることができます。また、家に侵入者（空き巣など）がいた場合でも自分の存在を知らせることに繋がります。

な「なかにはいつてすぐに戸締り」

家に入ったらすぐにドアの鍵とドアチェーンをかけましょう。家の窓の鍵も確認し、中からの鍵を開けない限り、外から侵入できないようにしましょう。

(参考:「ALSOK 子どもの防犯コラム」

<http://www.alsok-k.co.jp/legacy/column/column01.html>)

2 低学年の子どもへの指導

低学年の子どもに留守番中の電話対応や来客への対応を教え、なぜその必要があるのかを理解させるのは難しいかもしれません。

子どもの成長に合わせて指導やルール作りを行い、小さな子どもにできるだけ一人留守番をさせないように心がけましょう。

3 留守番中電話に出た場合の対応

知らない人からの電話では、

「一人でいることを知らせない」

「自分や友達の情報（電話番号、住所等）は教えない」

留守中に電話に出た場合は、「一人でいることを相手に知らせない」ことが大切です。「おうちの人はいますか？」と聞かれた場合は、「今、お母さんは手がはなせないの、あとでかけ直します。名前と電話番号を教えてください。」など、家に大人がいるように対応するとよいでしょう。

また、学校関係者や景品の当選通知を装って、友達の電話番号などを聞き出そうとする場合があります。そうした電話には「わかりません」、「調べてかけ直します。名前と電話番号を教えてください」など、「自分や他人の情報を教えない」ことが大切です。

5 家の中でも気をつけて

一人留守番の危険性

できれば避けたい子ども一人だけの留守番。しかし、家庭の状況によっては、どうしても子ども一人で留守番ということもあると思います。電話やインターホンを使って家人の不在を確認する犯罪の口実も多くあります。子どもを残して家を出るときは、他人に子どもしかいないことを悟らせてはいけません。

留守番中の対応については、子どもの性格、成長の度合い、住環境などによって、何が最善の方法かが変わってきます。家に入るとき、インターホンが鳴ったとき、電話が鳴ったとき、また、鍵をなくしたらどうするのかなど、実際に起こり得る場面を想定して家庭でよく話し合って最善策を決めておきます。いざというときに、子どもが行動できるよう指導を行う必要があります。

1

子どもへの指導 (1)

- インターホンが鳴ったとき
- ・ 基本的にはインターホンが鳴っても出ないようにする。誰かが訪ねてきても絶対に鍵を開けないようにする。
- ・ どうしても応対が必要な場合も、モニター付のインターホンやドアスコープを覗いて相手を確認し、すぐにはドアを開けず様子を見て、ドアチェーンをかけて応対する。

2

一人留守番での
子どもの安全

地域・近隣の住民

挨拶・コミュニケーション

子ども

家庭

親

ルール作り
緊急時の対応の共通理解



家庭と地域で協力し子どもの安全を確保しよう！

こうした言葉を紙に書いて電話機の近くに貼っておくと、子どももとっさに確認ができ、対応がしやすくなるでしょう。

また、こうした防犯上の対応方法とともに、電話対応におけるマナー（受話器は静かに置く、「失礼します」と言ってから切るなど）を教えておきましょう。

（参考：「身近な危険から子どもを守る本」大和書房／著：横矢真理）

4 こんな取り組みもある

文部科学省 放課後子ども教室推進事業

文部科学省は厚生労働省と連携をし、各市町村において、小学校区での、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」を推進しています。

「放課後子ども教室推進事業」は小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施しています。

具体的に何を行うかは各地域で決定をしているため、地域ごとに様々な活動が行われています。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取り組みに対し補助をしています。

放課後子ども教室推進事業サイト

<http://www.houkago-plan.go.jp/houkago/index.html>

全国の放課後子ども教室

<http://www.houkago-plan.go.jp/houkago/view.html>

規準表 (23a) 家庭で行う防犯対策の方法を理解している。

- ねらい
- ①子どもの留守番の危険性について説明し、注意点を指導できる。
 - ②留守番中の適切な来客対応・電話対応について、注意点を指導できる。
 - ③不審電話などへの対処法を指導できる。
 - ④子どもが家に一人でいる際の注意点を指導できる。

5

3

子どもへの指導 (2)

●電話が鳴ったとき

- ・家族からの電話は出かける前に電話する時間を決めておいたり、合図（3回鳴らして切るを2回繰り返すなど）を決めておいて、それ以外の電話には出ないようにする。
- ・ナンバーディスプレイがついている電話なら、出てもいい人を前もって決めておき、それ以外の電話には出ないようにする。
- ・留守電にしておいて、家の人に留守電に向かって呼びかけてもらう。声を聞いて家の人なら電話に出る。



保護者への指導

- ①子ども一人で留守番をさせるときは、時々自宅に電話を入れ安全を確認する。
- ②何かあったときに、電話で助けを求められるように、家の人や親戚の家、友達の家、学校、警察、消防署など大事な連絡先の電話番号を子どものすぐわかる場所に書いておく。
- ③家の人が暗くなってからしか帰宅できないときは、室内の明かりをあらかじめつけておくと、不在を気づかれにくくなる。
- ④自宅周辺は整理整頓し、人が隠れるような死角をつくらないようにする。
- ⑤留守にする場合は、隣近所にひと声かけておくなど、普段から隣近所とのコミュニケーションをよくとり、子どもの安全について協力をお願いしておく。
- ⑥宅配便などは、できるだけ大人がいる時間に配達してもらうよう時間を指定する。

4

ビデオ教材 (ビデオ→ 家の中でも気をつけて)

※ビデオを見て子どもが一人留守番をするときの対応をまとめ、その指導の方法について考えてみましょう。

6. どこが安全？ どこが危険？

1 子どもが被害者になる犯罪の主なケースと対応策①

こういうときは、こうする」というパターンをある程度覚えさせましょう。

通学路・近所・遊び場

子どもたちだけになりがちな場所は犯罪が起こり易い傾向があります。特に一人で歩くことの多い「路上」や、遊びに夢中で注意力が散漫になりがちな「公園」は注意が必要です。

●公園

事例 樹木の陰やトイレなどに連れ込まれる。

対応策

- ・公園での一人遊びはさせないようにする。
- ・友達と離れて遊ばないようにする。
- ・トイレには、友達と一緒に行かせる。

●路上

事例 「ゲームをしよう」「探し物を見つけて」「困っているから助けて」「好きなものを買ってあげるから」など、言葉巧みに話しかけ、どこかへ連れ去る。

対応策

- ・日頃から知らない人にはついていかせない。知っている人でも「家の人に聞いてから」と言うようにさせる。
- ・名前入りの学校用具を持っていると「○○ちゃん」と声をかけられるので注意が必要。

事例 車から声を掛けて、近づいた瞬間にドアを開けて車内に引っ張り込む。

対応策

- ・車から声を掛けられたら、両手を広げた幅以上の距離まで、車から離れるようにする。

事例 路地や死角につれて行かれ、暴行や恐喝を受ける。

対応策

- ・普段から親子で危険箇所のチェックをし、該当する場所には行かせない。
- ・連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼ぶようにさせる。

(出典：「みんなで気をつけて事件をふせよう！」警察庁)

2 犯罪が発生する場所

就学別、場所別被害発生件数（平成20年）

子どもの就学別に、犯罪の被害に遭う割合が高い場所（その他を除く）について見てみると、未就学児童については、共同住宅、一戸建て及び道路上が高く、小学生、中学生については駐車（輪）場、道路上、共同住宅が高くなっている。（表1）

罪種別、被害別犯罪被害発生件数（平成20年）

罪種別に、子どもが被害に遭う割合が高い場所（その他を除く）について見てみると、強盗、暴行、傷害、恐喝、強制わいせつ、公然わいせつ、逮捕・監禁および略取・誘拐においては道路上、脅迫及び詐欺については一戸建て住宅、窃盗犯については駐車（輪）場が高くなっている。（表2）

(出典：警察庁統計)

6 どこが安全？ どこが危険？

1 犯罪が起きやすい場所

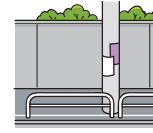
犯罪が起きやすい場所は、不審者が入っても怪しまれない施設や建物で、子どもが一人きりになっても周囲の大人の目につかない死角になる場所です。また落書きや廃品が散乱しているような場所も危険です。子どもたちが犯罪に遭遇する割合が一番高い場所が駐車場や駐輪場です。近年では駐車場の防犯対策の必要性が叫ばれ、多くの駐車場では防犯カメラや照明が取り付けられています。しかし、子どもはできるだけ近づかないことが無難です。道路上の犯罪も増加しています。声かけに始まり、ひったくりや通り魔、連れ去りなどの多くの犯罪は道路上で発生しています。このように子どもの遊び場でも路上駐車や落書きの多い公園、木や建物が近く見通しの悪い公園は犯罪が起きやすいため注意が必要です。



侵入が容易



周囲の関心が低い



死角がある

対応策

環境改善

- ・地域での清掃活動
- ・地域で改善できないものは行政に掛け合う

危険箇所の共通理解

- ・安全マップ作成などを通して子ども・保護者・学校・地域での情報共有

パトロール活動

- ・危険箇所の点検と重点的なパトロール

地域の危険箇所を確認、情報共有し、活動に生かしていこう

表1 就学別・場所別被害発生件数（平成20年）

注：「列車内」とは、地下鉄内、新幹線内及びその他の列車内とした。

区分	総数		少年										成人	
			未就学		小学生		中学生		その他					
	件数	(割合%)	件数	(割合%)	件数	(割合%)	件数	(割合%)	件数	(割合%)	件数	(割合%)	件数	(割合%)
被害総数	1,458,697	100.0	289,035	100.0	499	100.0	24,246	100.0	64,259	100.0	200,031	100.0	1,169,662	100.0
一戸建住宅	184,946	12.7	14,987	5.2	79	15.8	1,960	8.1	4,258	6.6	8,690	4.3	169,959	14.5
共同住宅	191,484	13.1	29,013	10.0	139	27.9	4,163	17.2	6,917	10.8	17,794	8.9	162,471	13.9
学校（幼稚園）	24,927	1.7	14,442	5.0	18	3.6	532	2.2	2,505	3.9	11,387	5.7	10,485	0.9
駐車（輪）場	483,262	33.1	132,087	45.7	22	4.4	8,405	34.7	28,192	43.9	95,458	47.7	351,175	30.0
道路上	219,929	15.1	50,744	17.6	47	9.4	4,272	17.6	11,832	18.4	34,593	17.3	169,185	14.5
都市公園	10,499	0.7	5,281	1.8	26	5.2	1,879	7.7	1,394	2.2	1,982	1.0	5,218	0.4
空き地	9,426	0.6	1,703	0.6	3	0.6	122	0.5	386	0.6	1,192	0.6	7,723	0.7
列車内	8,580	0.6	959	0.3	4	0.8	12	0.0	88	0.1	855	0.4	7,621	0.7
駅・鉄道施設	11,636	0.8	4,484	1.6	4	0.8	45	0.2	519	0.8	3,916	2.0	7,152	0.6
その他	314,008	21.5	35,335	12.2	157	31.5	2,856	11.8	8,168	12.7	24,154	12.1	278,673	23.8

表2 罪種別・場所別被害発生件数（平成20年）

注：「列車内」とは、地下鉄内、新幹線内及びその他の列車内とした。

区分	罪種	殺人	強盗	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝	窃盗犯	詐欺	強制わいせつ	公然わいせつ	逮捕・監禁	略取・誘拐	その他	合計
被害総数		1,290	3,978	1,582	31,641	28,291	2,578	6,169	1,129,691	44,159	7,111	912	407	155	200,737	1,458,697
少年計		166	362	695	6,004	5,516	310	2,613	250,179	1,539	3,691	428	114	111	17,307	289,035
一戸建住宅		47	8	66	153	218	85	74	13,121	690	186	2	7	7	323	14,987
共同住宅		59	36	182	449	440	65	116	25,218	346	603	22	24	11	1,442	29,013
学校（幼稚園）		3	4	20	150	569	16	94	13,112	28	64	7	2	3	370	14,442
駐車（輪）場		5	27	67	422	585	16	399	123,528	28	207	22	12	5	6,764	132,087
道路上		19	186	87	3,044	1,730	64	1,052	37,192	70	1,510	269	30	57	5,434	50,744
都市公園		5	11	28	304	613	14	227	3,427	7	171	16	2	4	452	5,281
空き地		3	3	21	33	76	1	22	1,055	0	40	2	0	1	446	1,703
列車内		0	2	0	105	35	2	4	453	1	259	15	0	0	82	959
駅・鉄道施設		0	2	7	281	118	2	76	3,685	24	59	13	1	1	215	4,484
その他		25	83	217	1,083	1,132	45	549	29,388	345	592	80	36	22	1,778	35,335

- 規準表（12a） 自分の住んでいる地域の特性を把握している。
 (23b) 建物の種類や特性に応じた対策を理解し説明できる。
 (24b) 地域の地理などの特性を理解し、防犯のポイントが説明できる。
- ねらい
- ③ 地域において犯罪が起こりやすい場所を具体的に把握している。
 - ④ 地域の危険な場所と安全な場所を具体的に把握している。
 - ③ エレベーターの安全な乗り方について説明できる。
 - ③ 駐車場や空き地・資材置き場などでの安全確保について説明できる。
 - ④ 公園やその他の遊び場で注意するポイントについて具体的に指導できる。
 - ⑥ 「危険な道」について具体的に説明できる。

6

エレベーターや公衆トイレの危険性 3

エレベーターや公衆トイレも犯罪の多い場所です。最近では日常的にエレベーターを使用する子どもも増えています。エレベーターの中で子どもが被害に遭う犯罪の窓口は、扉が閉まる直前にエレベーターに乗り込み、子どもの口をふさいで抱きつき、わいせつ行為をするというものが多く見られます。防犯のために、屋間でも子どもだけでエレベーターに乗せることは避けた方がよいでしょう。やむを得ずに子どもだけで乗せる場合には、乗り込む前に十分に周囲の安全を確認するようにして、知らない人と二人だけにならないように注意し、二人きりになったらすぐに降りるようにします。また万が一に備えて目頃から各階ボタンの近くに壁を背にして乗るような習慣をつけておくとよいでしょう。

またトイレは世界的にも犯罪の多い場所で、防犯のために公衆トイレを設置しない国もあるほどです。トイレは密室になりやすく、助けを求めにくい場所です。これまでも子どもが公衆トイレに連れ込まれて起こる犯罪が多く発生しています。保護者は必ずトイレへ一緒についていき、個室の前で待つようにします。また子どもだけにいる時には友達と一緒に行き、決して一人で行かないような習慣をつけさせましょう。



ビデオ教材（ビデオ→どこが安全？どこが危険？）
 ※関連するビデオを見て理解を深めてみましょう。

■つかんでおこう！
 多层次的防犯指導支援システムなどを利用し、自分の地域ではどのような場所に注意すべきか確認してみましょう。

Column
 危険な場所で被害にあったら
 日常生活のなかで、子どもたちは危険な場所を通らなければいけない状況におかれることもあります。仮にそこに近づいて、被害に遭ってしまった場合でも、子どもを責めず、話を聞いてあげるようにしましょう。

3 子どもが被害者になる犯罪の主なケースと対応策②

●エレベーター

事例 エレベーターに乗っている時に体を触られた。

- 対応策**
- ・エレベーターに知らない人と二人で乗せない。
 - ・万一、一人で乗っているときに知らない人が乗ってきたら、すぐ近くの階で降りる。
 - ・エレベーターは、各階のボタンを押せる位置に、壁を背にして乗るようにさせる。

●階段、踊り場、屋上

事例 階段・踊り場・屋上で遊んでいたところ、手を引っ張られ物陰に連れて行かれた。

- 対応策**
- ・階段・踊り場・屋上では一人で遊ばない。
 - ・手を引かれたら大きな声で助けを呼ぶ。

●駐輪場、駐車場

事例 自転車を置こうとしたとき、いきなり後ろから抱きつかれる。駐車している車のドアが開いて中に引っ張り込まれる。

- 対応策**
- ・自転車を置く前に、周囲の確認を習慣づける。
 - ・万一の場合は、大声を出して助けを呼ぶ。

（出典：「みんなで気をつけて事件をふせよう！」警察庁）

7. 地域安全マップ

1 地域安全マップの効果

■被害防止能力の向上【子ども・大人】

どのような場所で犯罪が起こりやすいのかが理解できるようになる。その結果、より安全な道を選ぶようになり、危険な道を歩かざるを得ないときにも、その自覚があるので、友達と一緒に行動したり、いつもより注意力を高めたりするようになる。

■コミュニケーション能力（問題解決能力）の向上【子ども】

友達同士で話し合いながら地域安全マップを作製することにより、世代内コミュニケーション能力を培うことができる。

また、大人から街の様子を聞くことにより、世代間コミュニケーション能力も培うことができる。

■コミュニティへの関心（愛着心）の向上【子ども・大人】

地域を探検し、様々なことを発見すると、地域への関心が高まる。

また、インタビューを通して住民と触れ合うと、地域には自分たちを守ってくれる人が大勢いることに気づき、地域を愛する心も育つ。

■非行防止【子ども】

地域社会に貢献したという達成感・成功体験が生まれ、犯罪・秩序違反行為に対する嫌悪感も醸成される。その結果、非行防止に有効な市民性が育つ。

■地域ぐるみの安全対策の推進【大人】

地域住民が、子どもたちによる地域安全マップづくりを見かけたり、協力したりすることを通して、子どもを地域で守るという意識が高まる。

(出典：「地域安全マップをつくろう」東京都)

2 参考資料

大学生による小学生への地域安全マップ作製指導とその効果測定

http://www.fuhc.fukuyama-u.ac.jp/human/psychology/img/08_5.pdf

福山大学大学院人間科学部の学生と、福山大学人間文化学部心理学科／平伸二教授の共同執筆による「地域安全マップ」に関する論文です。

大学生による小学生の地域安全マップづくりへの指導を通じて、小学生への効果等について取りまとめられています。

7 地域安全マップ

地域安全マップとは、犯罪が起こりやすい危険な場所や安全な場所を示した地図です。危険な場所とは、だれもが「入りやすく」、だれからも「見えにくい」場所です。また落書きがある、ゴミが散乱しているなど、人の管理が行き届いていない場所も心理的に「入りやすく見えにくい」場所です。このマップづくりは、「どこに不審者が出没した」「どこで事件が発生した」といったような、「人」や「事件」に注目するものではありません。あくまでも「場所」に注目することが大切だとしています。

地域安全マップづくりは、子どもだけではなく、地域への啓発や環境改善にも活用できる有効な取り組みのひとつです。

1

地域安全マップづくりの目的

地域安全マップづくりの目的は、「地域の環境を改めて知る」ことだけではなく、「子どもの持つ危機回避能力を高める」ことにあります。マップ作りを通し、子どもたちには、どのような場所に注意をすればよいか、自身で判断できる力をつけさせることが大切です。このためには、子どもたちがマップ作りに参加する必要があります。

2

安全マップづくりの効果

●地域への関心が高まる

自分たちの生活している地域を普段とは違った視点で見ることによって、さまざまなことを発見でき、地域への関心が高まります。

●地域住民ボランティアとの交流

地域のボランティアと子どもたちが一緒にマップづくりを行うことで、お互いの顔を知る機会になります。

●地域の意識の向上

子どもたちによる地域安全マップづくりには、子どもの力で大人の意識を変え、そこから改善のアクションを起こさせることが期待できます。例えば、街灯がなく夜間暗い場所や、ゴミや落書きが放置され人の関心がない場所などのマップ情報を共有し、地域や行政の力でその場所を改善することで、安全なまちづくりにつながります。

3 参考となるビデオ資料

「地域安全マップ」教材ビデオ／広島県
地域安全マップの作り方について説明されているビデオです。効果や作業の流れについても詳しく解説されています。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/cspt/shiryou/mapm.htm>

「地域安全マップを作ろう」 NPO 法人北海道エクスプローラー

地域安全マップの作製のポイントと手順がまとめられたビデオです。

前半：<http://www.youtube.com/watch?v=6HxIWAJSKLo&feature=related>

後半：http://www.youtube.com/watch?v=2w_sxJuG-74&feature=related

- | | |
|--------------------------|---|
| 規準表 (21b) | 防犯のポイントについて、地域住民や子どもたちに説明することができる。 |
| (23b) | 建物の種類や特性に応じた対策を理解し説明できる。 |
| (41b) | 防犯パトロールを企画・立案し、防犯の実践に取り組むことができる。 |
| (42a) | 子どもが自分自身で身を守るための方法を指導できる。 |
| <input type="checkbox"/> | ② 防犯を目的とした様々なマップの概要や詳細を説明できる。(地域安全マップと犯罪発生マップの違いについてなど) |
| <input type="checkbox"/> | ① 子どもの目線に立って、建物とその周辺の危険な場所が判断できる。 |
| <input type="checkbox"/> | ④ 「安全マップ」などを活用した活動を企画・実行することができる。 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 「安全マップ」などについて説明し、その作成方法を指導できる。 |

7

3

地域安全マップ作成の流れ (参考例)

4

手順1. 準備

- 「学校までの地図(通学路の地図)」「学校の周りの地図(学区の地図)」「商店街の地図」など、どの地域のマップを作成するかを決める。
- 参加人数が多いときはグループごとに分かれ、それぞれが担当する場所を決める。

【準備しておく】

- 書き込み、写真を貼ることができるよう大きめの地図や構造紙(市販の地図のコピーを使用する場合は、地図の製作会社の許諾が必要)
- マジック、ペンなどの筆記用具・デジタルカメラ・メモ帳



▲大人も安全マップで地域の確認を

手順2. 地域調査

- 実際に歩いてみる。
- 日常であまり意識してない場所、モノにも注目してみる。
- 気になるところはメモをとる、カメラで撮影するなどして、あとで「なぜ気になったのか」を考えてみる。
- お店の人や警察官、散歩している人など、地域のいろいろな人の話を聞き、その話も参考にする。

手順3. まとめる

- 下書きの地図やメモを見て、そのときの様子を思い出しながら、地図にまとめ完成させる。
- 「集めた情報をどのように表現したらマップを見る人にわかりやすいか、あとで使いやすいか」を考えてマップを作成する。
- 絵や記号、色などを使うとわかりやすくなる。

27

4 班編成の考え方

班を編成し、役割分担を決定する。具体的には、次のようなものが考えられる。

《1班：5～7人編成》

●班長 …………… [1名]

班の代表者であるとともに、班員の行動をまとめる役割を担当する。

●副班長 …………… [1名]

班長を補佐するとともに、班員の作業を取りまとめる役割を担当する。また、班員が交通事故等に遭わないようにするため、自動車や自転車等が接近してきた場合、班員に対して注意を喚起する作業も担当する。

※なお、子どもの地域安全マップづくりに地域住民等が付き添える場合には、その人に、交通安全の役割を担当してもらう。

●地図係 …………… [1～2名]

危険な場所及び安全な場所、ならびに写真撮影した場所及びインタビューした場所を、地図に記載する作業を担当する。

地図係は、「危険な場所等の記載」、「撮影場所の記載」及び「インタビュー場所の記載」という多方面の作業を取りまとめる役割を担うことから、人数に余裕がある場合は、地図係を複数にして、作業を分担してもよい。

●写真係 …………… [1名]

危険な場所や安全な場所を撮影する作業を担当する。写真撮影に夢中となり、後でどこを撮影したのか分からなくなってしまうようにするために、撮影した場所を地図係に連絡しておくことも忘れてはならない。その日のうちに、地域安全マップへの記載等を行う場合は、昼休憩などを利用して、現像・プリントアウトしておく。

【注意】写真撮影に際しては、人の顔、表札、家の中等プライバシーを侵害するおそれがあるものを写さないようにあらかじめ注意しておく。

●インタビュー係 …………… [1～2名]

地域住民に対して、被害に遭うかもしれないという不安を覚える場所と理由を尋ね、その回答内容を記録する作業を担当する。

ただし、子どもに対する被害体験のインタビューは厳に行わない(子どものトラウマを深める危険性がある)。なお、人数に余裕がある場合は、インタビュー係を複数にして、作業を分担してもよい。

(出典：「地域安全マップをつくろう」東京都)

5 フィールドワークにおけるチェック例

ハード面の要素

「領域性」＝ 区画性

「監視性」＝ 無死角性

- ガードレールがある。
- 自動販売機が何台も設置され、後方が死角になっている。
- 公園が道路より高い所にあり通行人から見えない。
- 公衆トイレの電気が切れている。
- 高い生け垣やブロック塀が続いている。
- 人通りが少ない。
- 車の往来が多い。
- 街灯が少ない。
- 廃屋がある。
- 暗い地下駐車場がある。
- 公園にどこからでも入れる。

ソフト的な要素

「領域性」＝ 縄張り意識

「監視性」＝ 当事者意識

- ゴミが山積している。
- 通学時に、近所の人が通学路を見守ってくれている。
- 「子ども 110 番の家」が多数存在している。
- 住民によるあいさつが活発である。
- 商店の配送車に「防犯パトロール中」のプレートが貼付されている。
- 住民が協力して、夜間、門柱灯、玄関灯を点灯するようにしている。
- 壁にスプレーで落書きがなされている。
- 路上駐車がが多い。
- 放置自転車がが多い。

(出典：「地域安全マップをつくろう」東京都)

6 地域安全マップコンテスト開催事例

平成 20 年度 第 2 回 沖縄県子ども地域安全マップコンテスト (沖縄県)

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=60&id=18170&page=1>

県内の小学校、児童館及び子ども会から寄せられた 103 点の作品から、事前審査により優秀作品 9 点、入選作品 11 点を選出し、公開審査により各賞を決定しました。

公開審査に当たっては、各グループ 2 名の生徒が舞台に上がり、プロジェクターを使用し、作成したマップのプレゼンテーションを行うとともに、審査員の質問に答える要領で実施しました。

NPO 法人エクスプローラー北海道 ほっかいどう地域安全マップコンテスト (北海道苫小牧)

<http://blog.canpan.info/explorer/archive/479>

北海道内より安全マップを募集し、苫小牧市内のショッピングモールにて展示を行った。

5

マップに載せる情報の例

【事件や事故の起きそうなところ・「ヒヤリ」「ハット」としたところ】
 ・過去に事件や事故が起きた場所と似ているところ。
 ・入りやすい場所、見えにくい場所。
 ・高く長い塀が続く道・路上駐車の多い道など。

【時期・時間帯で変化するとき】
 ・昼間は明るい、夜になると街灯が少なくて暗い道。
 ・雑草や木が生い茂って見通しの悪い公園。
 ・若者がたむろする場所 など。

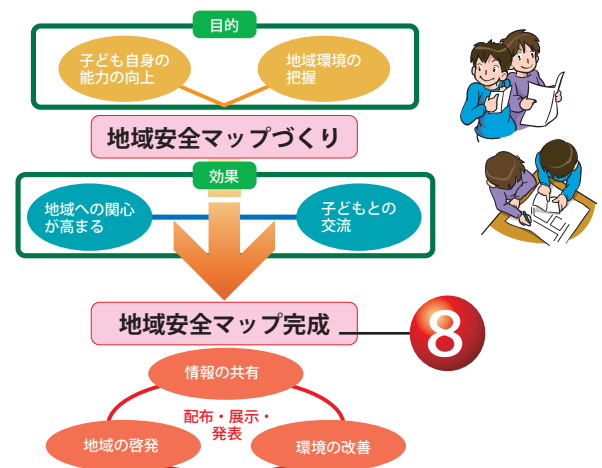
【管理が行き届いていないところ】
 ・落書きやゴミが散乱しているところ
 ・整理されていない駐輪場
 ・ボロボロになった空き家 など。

【助けを求められることができる場所】
 ・警察署、交番
 ・子ども 110 番の家
 ・学校・塾
 ・信用できるお店 (コンビニエンスストア、銀行、ガソリンスタンド、病院) など。

【よく行くところ・目印になるもの】
 ・よく行く場所 (学校、公園、図書館、児童館、お店など)
 ・目印になる場所 (川や池、記念碑、大型店、観光名所など)

ポイント：大人「目線」と子どもの「目線」

大人と子どもでは、目線、歩幅、体格など、さまざまな違いがあり、大人が危ないと思う場所と子どもが危ないと思う場所が同じであるとは限りません。大人と子ども両方の目線が入ったマップづくりを進めましょう。



7 作成上の留意点

地域安全マップは、犯罪が起こりやすい場所を表示した地図であって、実際に犯罪が発生した場所を表示した地図（犯罪発生マップ）ではなく、また、不審者が出没した場所を表示した地図（不審者マップ）でもないということを認識する必要がある。

また、大人が地域安全マップを作製して、それを子どもに渡すだけでは、子どもの被害防止能力はそれほど高まらないということも認識する必要がある。子どもや地域住民は、地域安全マップづくりを経験することで、危険な場所を避けたり、注意力を向上させたりする必要性を強く感じるようになる。子どもや住民自身が試行錯誤しながら相互に協力して作り上げる過程こそが、様々な効果を生む。

●失敗例〔1〕不審者マップ

不審者マップは、被害防止能力の向上に効果的でないばかりか、有害でさえある。不審者か否かの判断が主観的であるため、特定の人や集団を不審者扱いした差別的な地図になる危険性がある。

子どもに、単純に「不審者に注意しましょう」と

指導することは、「進んであいさつをしましょう」とか「困っている人を助けましょう」などと指導していることと矛盾し、子どもを混乱させてしまう。子どもに、「犯罪が起こりやすい場所では十分警戒し、犯罪が起こりにくい場所においては積極的にあいさつをしましょう」と指導すれば混乱は回避できる。

●失敗例〔2〕犯罪発生マップ

犯罪発生場所を、単純にそのまま地図に書き込むだけでは、危険な場所を見極める能力は育たない。さらに、犯罪発生場所に執着すると、被害体験を聞き出すことに躍起となり、被害者のトラウマ（心の傷）を深める危険性もある。

特に、被害に遭った子どもの心のケアには十分な配慮が必要である。犯罪が起きた場所が明らかにされている場合でも、それは、あくまでも、犯罪が起こりやすい場所を洗い出すための基礎資料と考えるべきである。

●失敗例〔2〕日ごろ不安に感じている場所を表示した地図

日ごろ不安に感じている場所では、注意しているはずなので、その場所を単純に地図に落とすだけでは、被害防止のための意識と能力の向上は期待できない。犯罪が起こりやすい場所の、判断基準【「入りやすい」（領域性が低い）場所と「見えにくい」（監視性が低い）場所という基準】に照らして、場所の危険性を判断し、地域に潜む危険性を発見するという「気づき」の過程こそが、被害防止にとって最も重要である。

（出典：「地域安全マップをつくろう」東京都）

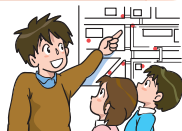
6

作成したマップを活用しよう

展示会、コンテストなどを開催して、作成したマップを展示したり、マップを清書し、対象となる児童生徒・保護者へ配布するなど、情報の共有を行きましょう。また、マップを参考にし、子どもたちが示してくれた危険な場所について地域の方・行政へ呼びかけ、地域環境の改善に取り組むとよいでしょう。

ビデオ教材（ビデオ→ 地域安全マップ）

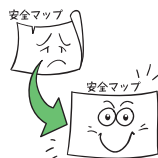
※ビデオを見て、安全マップの効果と作成の流れについてまとめてみましょう。



7

定期的なマップづくり

定期的な地域安全マップづくりを行うことは、「現在の地域環境の情報を共有」し、「子どもの危機回避能力」を高めるという目的において重要です。毎年一定の年齢を対象にマップづくりを行うことで、地域に住むすべての子どもたちの能力を育成することができます。



▲毎年のマップ作り

Column

ニュースを見よう！

日ごろから事故や事件のニュースを見て、自分に置き換えて想像したり、どういう場所にどんな危険があるかを予測しておくことはとても大切です。天気予報で「夕方雨が降るでしょう」と聞いたらお天気でも傘を持っていくように、事故や事件も予知できれば、防ぐことができます。事故や事件の予知能力を高めることが、犯罪を予防したり、何かあったとき落ち着いて行動する力を養ってくれます。したがって、必要以上に怖がる必要もないし、危ないからずっと家の中にいたほうがよいなんてこともありません。雨の日だって傘や長靴があれば楽しく外出できるように、危険についてもちゃんと心構えや準備をしておけば大丈夫です。

8 地域安全マップ作成事例

下記で、広島県での地域安全マップ作成の事例を見ることができます。

地域安全マップ作製の事例〔1〕

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/cspt/topics/anmap/anmap07.htm>

地域安全マップ作製の事例〔2〕

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/cspt/topics/anmap/anmap08.htm>

地域安全マップ作りを支援するボランティア団体 PACE

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/anzen/kodomo/pace-2.html>

福山大学、広島経済大学、安田女子大学、呉大学、県立広島大学、広島大学の学生で構成され、広島県内を中心に地域安全マップの作成指導を行っています。

8. 地域の特性と防犯対策

1 まちの特徴

■中心市街地

各市町村において「顔」ともいうべき、古くからの商業、業務など様々な機能をし、人々の交流の場となっている地域。古くからの市街地があって、コミュニティが機能している地域も多い。しかし、定住性の低い賃貸住宅が多い場合は、コミュニティの形成が困難な場合もある。

鉄道駅などの交通拠点や大規模商業店舗を含む場合が多く、不特定多数の人が利用するため、匿名性が高くなりやすい。

■新興住宅地

中心市街地の近郊に位置し、大規模開発や区画整理により、住宅や団地が造成された地域。地域的に低・未利用地が残されており、その周辺は照明が不十分になりやすい。さらに、街開きから年月が経つと、樹木が成長して照明を覆ったり、見通しを悪くしている場合がある。中心市街地と比較すると昼間人口が少なく、昼間の人目が少ないこととあいまって、侵入盗などの犯罪が発生する危険が大きくなるおそれがある。コミュニティについても、地区の大半が新住民であることから、活発な活動が見られないところがある。

■農山村地

住宅、集落が点在する、周辺に農地や山林が広がっている地域。自治会等がしっかりしていて、昔から地域のつながりが強い地域が多い。またボランティア活動に対して深い理解を示している人も多い。このような地域は、長年、犯罪が極めて少ないことが続いている。その理由としては、地域のつながりが強いことであるが、住民はあまりそのような意識をもっていないために、一見、防犯に対する意識が低いように見受けられる。しかし「地域のつながりが強いこと＝防犯」を無意識の内にしっかりと根付かせている地域である。

(出典：「栃木県自主防犯団体設立活動ガイド」より)

8 地域の特性と防犯対策

地域特性の3つの要素

地域ごとに異なる街並、文化などの特徴を地域特性とよんでいます。子どもの防犯に関する本研究では、地域特性を、次の3つに大別して捉えています。

1. 環境的な特徴

- ・新しい住民の入居が多い新興住宅地
- ・駅や大型商業施設があり、人の行きかう都市部
- ・畑や田んぼが広がり、住宅の点在する農山村部など



2. 統計的な特徴

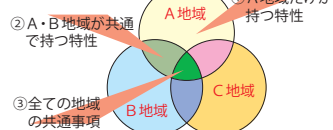
- ・人口や人口密度 ・子どもの人数 ・犯罪の発生件数
- ・声かけ事案の発生件数など

3. 地域の状況

- ・地域の歴史や文化 ・住民同士のつながり ・地域活動の有無など

環境的な特徴は、都市部、住宅街、農山村部など、地形や街並といった地域のハード的な特徴をいいます。統計的な特徴とは、警察などが発表しているデータから見える特徴です。数値として扱えるため、客観的な分析が行え、違った視点から地域の特徴を掴むことができます。地域の状況は、住民同士の繋がりや強さなど、ソフト的な特徴といえます。普段はあまり意識していないことも多いと思いますが、整理をすることで、地域の傾向を掴むことができます。

地域特性のイメージ



図のように地域の特性は、
①その地域だけが持つ独自のもの
②似たような地域同士が持つもの
③全ての地域で共通しているものに分けられると考えられます。

地域の特徴を生かした取り組みを実践しよう

2 特性に応じた活動

地域特性に応じて効率的に活動を展開している地域もあります。

事例 尼崎市立大庄小学校

尼崎市立大庄小学校は、学区内に競艇場と駅を有している。そのため、地域外からの人の流入が多い。競艇場の関係者とも定期的なミーティングを行い、競艇場の警備員と連携をしながらの見守り活動を行っている。

事例 丹波市立和田小学校

山間部に位置する和田小学校は広い校区を有している。広い校区で効率的に見守り活動を行うため、青色パトロール車を使い、通学路の巡回を行っている。

上の事例のように、地域に合った活動を行うことで活動を実施する側への負担が軽減し、より効率的に活動を推進していくことができる。

また、防犯パトロールのように全国各地で行われている活動も、実施人数や回数、巡回方法など、有効な手段は地域ごとに違いが出てくると考えることができる。

同様に、人材発掘や育成においても、地域の文化や特色に応じたイベントを通じて行っていくことが有効であり、自身の地域の特徴をつかみ、地域特性に応じた取り組みを行うことが大切であるといえる。

- 規準表 (11b) 地域の防犯対策や施策・事業についての現状を理解している。
(12a) 自分の住んでいる地域の特性を把握している。
(13a) 地域の課題や問題の解決に積極的に取り組むことができる。
(45a) 地域の特性に応じた環境改善について計画し、取り組むことができる。
- ねらい ①地域の特性に応じた防犯対策について説明できる。
 ①住宅街、商店街、学校などのおおよその位置を把握している。
 ②地域の人口や世帯数、小学校児童数等を把握している。
 ①地域の課題や問題の発見のために協力することができる。
 ②地域の課題や問題に対する取り組みに参加することができる。
 ①不審者が近寄りづらい環境作りに取り組むことができる。
 ②地域の環境浄化と防犯との関係性（割れ窓理論・犯罪機会論など）について説明できる。

8

地域特性の問題点や課題

2

一方、地域の持つ特性ごとに抱える問題も様々です。

例えば、「新興住宅地では新たに転居してきた住民が多いため、自治会や町内会といった地域のコミュニティの活動が弱く、活動を行うことができない」、「都市部では商店組合などを中心とした地域コミュニティが形成されているが、団体数が多いため防犯活動において団体同士の連携がうまくとれないことがある」、「農山村部では住民同士の繋がりが強く地域活動も活発だが、犯罪が少ないため防犯活動に対して必要性が見いだせず、活動が継続しない」といったようなケースがあげられます。

こうした問題を解決する方法の一つとして、他の様々な地域の事例を参考にしてみよう。事例の中には自分の地域と同じような特性を持った地域もあるはず。そうした地域の活動を参考にして、自分の地域ではどのような活動を推進していけばよいか考えてみるとよいでしょう。

 **ビデオ教材** (ビデオ→ 地域の特性)

※ビデオを見て、地域特性についてまとめてみましょう。

■つかんでおこう！

防犯特性分析システムを利用し、自分の地域の特性を見てみましょう。

Column

日地域特性を理解するというのは、自分が普段生活している地域、普段とは違った目線から見てみるということでもあります。例えば、隣の地域団体と交流の機会を設けるなどして、お互いの地域の活動や問題点について意見を交換してみましょう。自分の地域を客観的にみることにより意外な長所や、気がつかなかった問題点を知ることができるかもしれません。

9. 学校での防犯教育

1 防犯教育の考え方

1. 防犯教育の目的

- 児童・生徒が、犯罪の発生や被害等について認識し、犯罪にあわないために、的確な思考・判断に基づいて意志決定や行動選択ができる対応力を身につける。
- 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、危険を回避して安全な行動をとることができるようにさせる。
- 自他の生命を尊重するとともに、安全で安心な社会づくりの重要性を認識させる。また、学校や地域社会が実施する安全活動に進んで参加し、貢献できるようにさせる。

2. 防犯教育の目指す子どもの姿

- 登下校を含む学校生活において、身の回りにどのような危険があるのか予測したり、調べたりすることにより、犯罪の危険から未然に回避できる力を養い、安全な行動がとれるようにする。
- 緊急時の行動として生命を守ることを第一に考えながら、組織的な行動の大切さを理解するとともに、危険をどのように周囲へ知らせるのかなど、自他の安全に配慮した行動がとれるようにする。

3. 発達段階に応じた防犯教育における指導の重点

【小学校及び小学部】

- 低学年では、安全に行動することの大切さについて理解させるとともに、生活上のきまりや約束を守るようにさせる。また、いろいろな危険に気づくことができる力を養う。
- 中学年では、様々な危険の原因や事故防止について理解させるとともに、自ら安全な行動ができるようにさせる。
- 高学年では、様々な場面で発生する危険を予測するとともに、身近な人への安全への配慮や簡単な応急手当ができるようにさせる。

【中学校及び中学部】

- 小学校での理解をさらに深め、日常生活においても犯罪の危険から、どのようにすれば安全な行動をとることができるのかを考えさせ、擬似的な体験から具体的な行動様式が身につくよう実践的な力を養う。
- 緊急時に、的確に判断し速やかな避難行動がとれるようにさせるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、他者の安全に配慮した行動がとれるよ

う自他の安全に対する責任意識の育成に努める。

【高等学校及び高等部】

- 自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて理解を深める。

また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりについて理解を深め、地域の安全に関する活動等に積極的に参加できるように社会貢献意識の育成を図る。

(出典：「防犯教育充実のために（教師用）」 神奈川県)

2 文部科学省 学校における防犯教室等実践事例集

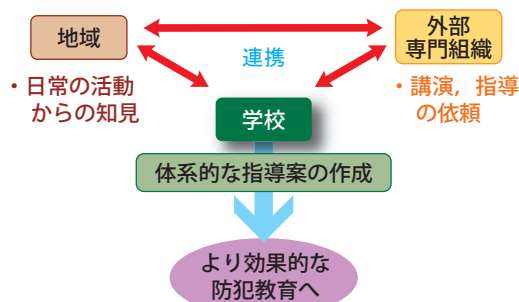
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900/009.htm

9 学校での防犯教育

1 学校での防犯教育を知ろう

学校での防犯教育を進める上でのポイントは、学校の主体的な姿勢と外部組織の連携です。まず何より大切なのは学校が主体的に防犯教育に取り組む姿勢です。校区の子どもは学校が守るという意識が大切です。また、具体的に防犯教育を進める上で、地域や外部の防犯組織との連携が欠かせません。指導内容が適切であるのか、内容に偏りがないのか効果的な指導はどのようにすればよいか、防犯指導を学校だけで抱え込むのではなく、子どもたちの日常を熟知している地域の方や、防犯教育の経験を多く積んだ外部組織の指導を仰ぎ、連携して防犯教育を進めることが大切です。

学校で年間を見通した防犯に関する指導計画を立案する際にも地域や外部組織の方に加わっていただき、体系的な計画を作成することが肝心です。



学校の防犯教育を地域でサポートしていこう！

平成18年に文部科学省が発表した学校向けの防犯対策のマニュアル。全国の小中高の学校で行われた防犯教室等の取り組みの事例も掲載されている。

3 学校で防犯～学びの中での防犯指導

「学校」という集団の場でも防犯対策を徹底し、子どもたちを守りましょう。

学校にも、加害者は忍び寄っています。

●電話などでの、児童生徒の呼び出し

父兄や親せきを装って、電話で児童生徒を呼び出すケースがあります。折り返し学校から保護者、または非常連絡先に電話して確認する、保護者が来たら身元を確認する。保護者が迎えに来られない場合は児童生徒に付き添うなど、細心の注意を払ってください。

●集団による登下校の推奨

できる限り一人にならないようにするために、

集団による登下校をしたり学校の行き帰りに寄り道をさせないようにしましょう。

不審者侵入の際には、このような処置を

1. 児童生徒を避難させる

学校に不審者が侵入した場合は、児童生徒を安全な場所に避難させます。

※定期的に避難訓練をしておく、非常時にスムーズに対応ができるようになります。

2. 異変を周囲に知らせ、警察に通報する

異変を素早く校区に知らせると同時に、警察へ通報します。

※日頃から職員間で緊急時の連絡方法を確認しておきましょう。

3. 児童生徒への危害を防衛する措置をとる

不審者から児童を守る行動を起こします。

※素手で立ち向かうことなく、周囲にあるものを活用してください。

(出典：「みんなで気をつけて事件をふせごう！」警察庁)

4 子ども目線で防犯～具体的な防犯対策の

指導方法

1. 家の周りに危険な場所がないか、お子さんと一緒に考えてみましょう。

大人と子どもでは危険と感ずる場所もよく行く場所も異なります。お子さんと一緒に散歩でもしながら、どんな場所が危険か一緒に考えてみましょう。それを元にしてどんな対応方法を取ったらよいか話し合ってください。

2. 一方通行ではなく「あなたならどうする」と問い掛けましょう。

「こうしてはいけない」、「ああしてはいけない」と一方的に教えるよりも、日常生活の中で危険性のある場所に行ったときなど、「あなたならどうする」と聞いてから正しい方法を教えるほうが、お子さんの防犯に対する意識が高まり効果的です。

3. 寸劇やゲームによって、なぜそれが怖いことなのか理解させるとよいでしょう。

年少のお子さんには、寸劇やゲームによる指導方法が理解しやすく、万一の際の適切な対応に効果的です。

4. 繰り返しお子さんに問い掛けて、しっかり身につくように、ご指導ください。

お子さんの防犯指導は、繰り返しが基本です。日常生活の中で、何回も繰り返して指導するようにしましょう。

(出典：「みんなで気をつけて事件をふせごう！」警察庁)

規準表(25a) 学校の特性に応じた防犯対策について理解している。
(25b) 学校で実施されている防犯の研修内容について理解している。
ねらい □□ ②学校で行われている防犯対策や防犯訓練の内容を知っている。
□□ ①防犯教室で子どもたちが指導されている内容を知

3

具体的な指導内容を把握しよう

4

9

学校での防犯教育は主に次の3つの場面で実施します。

まず、避難訓練や全校集会などの特別な時間枠を設けて行う指導です。学校では学期に一回程度、火災や地震、不審者の侵入などを想定して避難訓練を行います。このような機会に警察や外部の防犯組織から講師を招いて低・中・高学年別に指導することも有効です。

次に、朝の会や帰りの会など日常的な学級活動で行う指導です。それぞれの教室でばらばらに指導するのではなく、4月は「安全な登下校」、5月は「地域での生活安全」、6月は「不審者から身を守る」などのように毎月テーマを決めて全校で取り組む例も見られます。

さらに、各教科等の授業の中でも防犯教育を実施します。新しい学習指導要領では生活科の中に「通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする」という内容が追加されました。また、体育の保健の領域では喫煙や薬物乱用の防止が指導内容に含まれています。このような3つの指導の場を通して、学校で継続的に防犯教育を指導することが大切です。

ビデオ教材 (ビデオ→ 学校での防犯教育)

※学校での防犯教育のポイントについてまとめましょう。

ビデオ資料 (関連ビデオ→ 学校における防犯対策について、子どもへの防犯指導)

ビデオの事例を参考に、学校での防犯対策と、子どもへの指導についてまとめてみましょう。

2

Column

地域によって学校で行われている防犯教育は様々です。学校と地域での連携を図るためにも、まずは自分の活動する地域の学校でどのような指導をしているのかを知ることが大切でしょう。

て提供している。

また、情報提供がより具体的で有用なものとなるよう、地域ごとの犯罪の発生件数やその増減の状況を伝えるだけでなく、多発している犯罪の種類や犯行手口を分析し、特にどのようなことに気を付けなければならないことを分かりやすく示し、ひたたくり、空き巣、性犯罪等から身体や財産を守るための方法の普及を図っている。

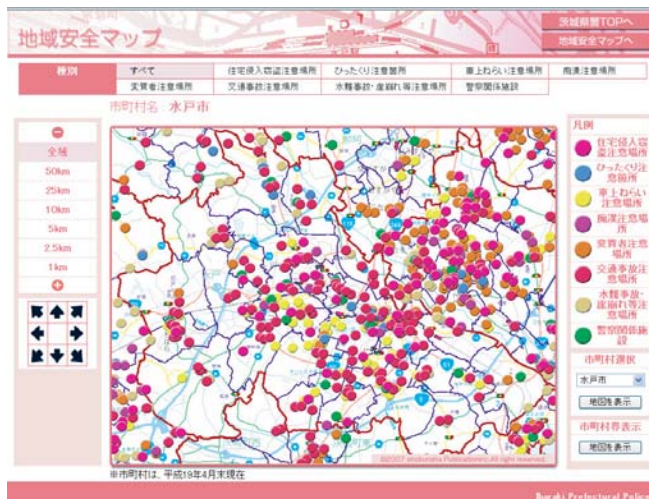
さらに、情報提供の手段・媒体についても、警察官が巡回連絡で家庭や事業所等を訪問する機会や自治会の会合に出席する機会を活用したりするほか、電子メールやウェブサイト、地方公共団体の広報誌等の各種媒体を活用したりするなど、できる限り多くの者に情報が届くよう工夫している。

(出典：警察庁「警察白書平成18年」)

事例 [1]

茨城県警察では、平成17年4月からWebサイトで、小学校の校区ごとに調べることができる地域安全情報を提供している。このWebサイト上では、注意が必要な場所、危険箇所等に印が付けられてい

るほか、子ども110番の家等の防犯関連施設、事件・事故の発生場所、避難場所等が掲載されている。



茨城県警察地域安全マップ

http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/01_anzen/01_map/safetymap.html

事例 [2]

大阪府警察では、平成18年1月から、「安まちメール」と称して電子メールによる情報発信を行っている。これは、事前に携帯電話のメールアドレスを登録した利用者に対し、犯罪情報等を電子メールにリアルタイムで提供するものである。利用者は、子どもへの声掛け事案や痴漢等の子ども被害情報、通り魔、ひたたくり、路上強盗の被害情報の4種類の情報から提供を希望するものを選択することが可能なほか、電子メールを受信する時間帯については、24時間のほか、朝、昼又は晩の3種類の時間帯を、対象地域については市区町村単位で、それぞれ自由を選択することができるようになっている。



※大阪府警察「安まちメール」イメージ図

2

- 標準表 (31b) 地域の特性を踏まえ、地域、学校、警察の相互連携ができる。
- (64a) 防犯に関する情報入手の手段を知り、活用することができる。
- (32a) 地域の特性を理解しながら、地域、学校、警察、保護者の連携のために積極的に活動することができる。
- ねらい
 - □ ③地域の学校や警察との連絡調整ができる。
 - □ ④危険箇所の改善を関係機関へ要請・要望することができる。
 - □ ②携帯情報端末（携帯電話）などを利用したタイムリーな情報伝達の方法を知り活用できる。
 - □ ③防犯に関する情報を活用し、地域の防犯活動に役立てることができる。
 - □ ③地域の防犯担当（警察生活安全課・学校・自治会など）と情報交換ができる。

10

ホームページを利用した連携

現在では、ホームページなどを使って学校・警察・地域のそれぞれの組織で情報発信を行うことが可能になりました。また、メールや掲示板などを用いて情報を交流することも容易にできるようになりました。このような情報手段を用いて、それぞれの組織の情報を相互にリンクし合い情報を共有したり、コミュニケーションツールを活用して情報を結びつけたりしながら、3つの組織が一体となって地域の防犯活動に取り組むことが大切です。



ビデオ教材 (ビデオ→ 地域での組織作りと連携)

※ビデオを見て、地域、学校、警察の連携と、ボランティア立ち上げの流れについてまとめてみましょう。

ビデオ資料 (関連ビデオ→ 学校と地域ボランティア、学校との協力)

ビデオの事例を参考に、学校との協力体制についてまとめてみましょう。

3

Column

学校・地域・警察の3者間では日常的な連携に加え、緊急時の連絡体制を作っておくことが望ましいといえます。スムーズに情報の伝達が行えることで混乱を避け、被害を抑えることに繋がります。

3 まとめのポイント

藤城小学校、オバパト隊（熊本）に共通しているのは、学校との意見交換の場をしっかりと作っている点にある。そうした機会を設けることによって、地域や子どもたちの様子を学校と地域ボランティアの双方で共有することができる。また、問題の解決においても地域ボランティアと学校が協力して取り組んでいる。

4 自主防犯ボランティア団体の立ち上げ

①メンバーを募る

自治会、PTA、会社、学生、老人会など地域に居住する方、勤務する方に声をかけ、パトロールへの有志を募りましょう。参加を呼び掛ける際は、押しつけにならないよう、活動への理解を得ることが大切です。

②リーダーを決める

参加者が集まったら、リーダー（推進責任者）、サブリーダー（副責任者）を決めましょう。リーダーを決定することには団体の運営、活動をスムーズに行うという目的があります。

③活動方針を決める

リーダーを中心として活動の内容を話し合います。例えば、パトロールの場合では、活動の頻度、時間帯、グループ分け、担当の地区等を決定していきます。無理な目標は設定せず、参加者が活動しやすい活動計画を立てましょう。地域の実情も踏まえることで活動をより効果的に行うことができます。

④活動の開始を知らせる

回覧板や福祉掲示板、地域の広報誌等を利用して、団体の結成と活動の開始を知らせましょう。多くの人に知ってもらうことで、新しい活動参加者・協力者を得る機会となります。（関連：テキスト p.24～p.25（解説書 p.22～p.23）「どこが安全？ どこが危険？」）

⑤警察、自治体、学校、関係団体と連携をとる

設置、活動に当たっては担当の警察生活安全課に相談を行うとよいでしょう。嚮、腕章等の貸与・支給を受けられる場合があります。また、子どもの安全を守るうえでは学校との連携は欠かせないものとなります。非常時の連絡体制や日常での意見交換等を行えるよう協力体制を作っていきましょう。活動が行いやすいように自治体など地域の団体から協力を得ることも大切です。（関連：テキスト p.34～p.37（解説書 p.32～p.35）「地域での組織作りと連携」）

⑥すでに活動しているグループと連携をとる

同じ地域内ですでに活動している団体がある場合、情報交換を行うことでより効果的な活動を行うことができます。また、隣の地域（学区）の団体とも連携・情報交換を行うことでより広域で子ども安全を守ることができます。

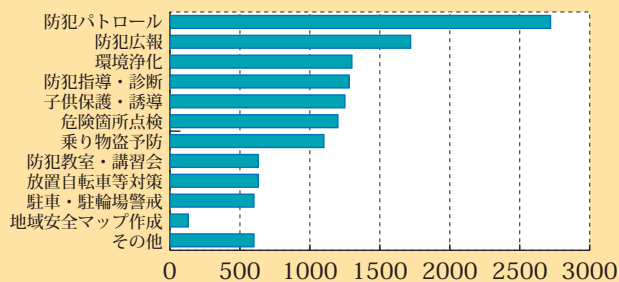
※④⑤⑥は活動と並行しながら継続して行っていくことが大切です。

（参考：国分寺市「自主防犯ボランティア 地域パトロールで安心安全なまちづくり」、広島県警察本部・（社）広島防犯連合会「防犯パトロールの手引き」）

5 防犯ボランティア団体の活動内容と、団体を知った経緯

全国で活動中の防犯ボランティア団体で警察が把握しているもののうち、地域住民を主たる構成員とし、防犯パトロールを活動内容としている1,440団体の代表者に対するアンケート、1,159団体（80.5%）から回答。

防犯ボランティア団体の活動内容
（複数回答／平成16年警察白書）



注：1つの団体が複数の活動内容に該当する活動を行っている場合は、複数計上した。

4

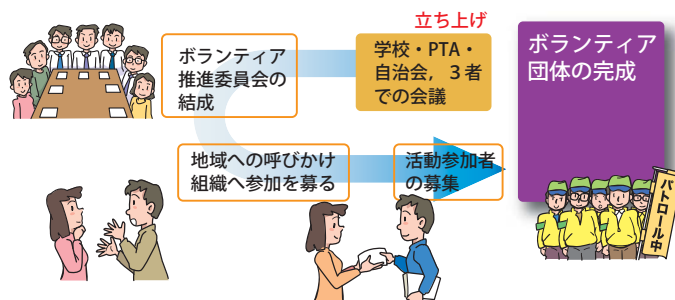
防犯ボランティアの立ち上げ

協力して取り組もう！

地域の防犯意識を高めるためには、学校・警察・地域がそれぞれの役割を果たして連携することが大切です。ボランティア組織の立ち上げから運営までその連携のあり方を見ていきましょう。

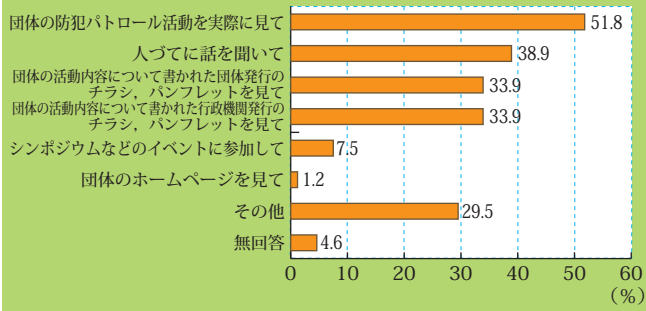
まず、地域防犯のボランティア組織を立ち上げます。いろいろな組織からの立ち上げがありますが、ここでは学校のPTAと自治体の呼びかけでボランティア組織が作られた場合を想定します。

学校に集まり、PTAと自治会の役員が集まって最初の話し合いを持ちます。その際、学校から校長、教頭、安全担当教員、生徒指導担当教員、学校評議員などの出席を求めます。どのような組織にするのか、それぞれの組織ごとの窓口を決めたり、どのような活動を行うのか話し合ったりして大まかな枠組みを決めます。次に、警察や地元企業、近隣の中学・高校・大学、教育委員会、公民館、市町村の安全担当者など地域の組織に呼びかけるとともに、地域住民（自治会、商店会、老人会など）にも呼びかけて防犯ボランティア組織への参加を募り、推進委員会を結成します。



結成には関係機関との協力が重要！

活動に参加するに当たって団体を知った経緯 (複数回答／平成16年警察白書)



6 シンボルの例

広島県防犯キャラクター「もしかクン」

「もっと しっかり かんがえよう」というキャッチコピーと宮島の名物である鹿を掛け合わせたキャラクター。



- 規準表 (46a) 地域の関係機関と連携し、自主防犯組織の結成および自主防犯活動の活性化を支援することができる。
 (47a) 地域の防犯活動について、その内容を広めるための方法を理解し、実施することができる。
 ねらい □□ ①防犯活動を行う際に地域に呼びかけ、協力を得ることができる。
 □□ ② ⑤自主防犯組織の立ち上げから活動に至るまでの流れを知っている。
 □□ ⑤啓発のためのアイテム (服装やシール、ロゴなど) を企画・立案することができる。

役割を決めよう！

地域防犯ボランティアの推進委員会が立ち上がったなら、役員を決め、事務局も設置します。この推進委員会が活動の運営を担っていくことになります。そしてこの推進委員会が中心となって地域の組織や住民にボランティアの参加を募り、ボランティア組織ができあがります。

ボランティア組織では規模や活動内容に応じて班分けを行い、チームリーダーを決めて実際の防犯活動に取り組みます。この際、警察の生活安全課にアドバイスを求めることが必要です。警察からは防犯活動に関するアドバイス、のぼりや腕章、赤色ライトなどの備品の貸与を受けたりできる場合もあります。また、防犯に関する様々な助成や他地域での取り組みなどの情報も得られるかもしれません。このようなボランティアの活動では日頃の活動で得られた情報を学校や警察と共有し、地域ぐるみで防犯活動を行うことが大切です。

＝ビデオ資料＝ (関連ビデオ→ 活動の維持、それぞれの知識・経験を生かす)

※ビデオを見て組織づくりのポイントについてまとめてみましょう。

6



▲シンボルの例

シンボルを決めよう

結成した団体にシンボルを設ける場合には、「地域にちなんだ名称」や「キャラクター」を付けることで地域に活動が根付きやすくなるでしょう。キャラクターを決める際には地域の広報誌などで募集してみるのもよいでしょう。

7 保険への加入

ボランティア活動中に事故に巻き込まれケガをした場合、補償してくれる制度があります。

例えば、社会福祉法人全国社会福祉協議会にはボランティア活動中の事故、ケガを補償する「ボランティア活動保険」があります。これは活動従事者自身の事故やケガだけでなく、活動中に他人にケガをさせてしまったり、他人のものを壊してしまった場合の補償もしています。加入をする際には自治体の担当課、地域の社福祉協議会に相談をしてみましょう。

8 ボランティア活動保険の内容

① ボランティア活動保険とは

ボランティア活動中の様々な事故によるボランティア活動者の傷害や賠償責任などについて補償する保険です。

② 加入申込者 (加入できる方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体※1

※1：登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

③ 被保険者 (補償の対象となる方)

ボランティア個人、ボランティアの監督義務者※2・NPO法人※3 (賠償事故のみ)

※2：ボランティアが子どもなどの未成年者で責任能力がない場合には、親権者などの監督義務者が法律上の損害賠償責任を負う場合があるため、被保険者としています。

※3：NPO法人に所属するボランティアの場合、ボランティアの活動中の事故により、NPO法人が法律上の賠償責任を負う場合があるため、被保険者としています。

④ 対象となるボランティア活動

日本国内における自発的な意思による他人や社会に貢献する無償の活動で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する活動とします。

- (1) ボランティアグループの会則に則り企画、立案された活動 (グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です)
- (2) 社会福祉協議会に届け出た活動
- (3) 社会福祉協議会に委嘱された活動

※活動には活動のための学習会または会議なども含まれます。

次のボランティア活動は補償の対象となりません。

◎海難救助ボランティア活動 ◎山岳救助ボランティア活動 ◎銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 ◎野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動 ◎チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 また、スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。

(出典：社会福祉法人全国社会副協議会「ボランティア保険」

<http://www.fukushihoken.co.jp/volunteer/naiyo/01.html>)

11. 防犯組織の運営と課題解決

1 参照テキスト項目

8. 地域の特性と防犯対策（テキスト p.30：研修指導者用解説書 p.28）

3 防犯まちづくりの基本的な手法

■人の目の確保（監視性の確保）

多くの「人の目」（視線）を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。

■犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

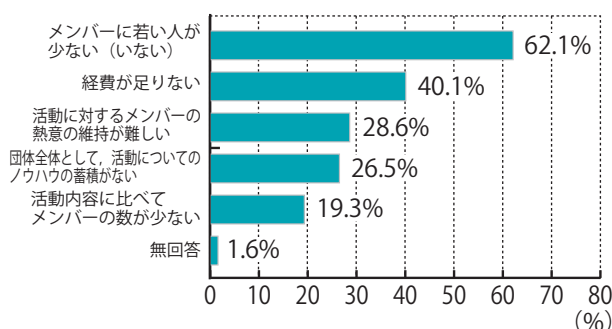
犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者（物）に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

■地域の共同意識の向上（領域性の強化）

防犯まちづくりを行う地区に対し、その住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活性化等を通じて犯罪抑

2 団体の運営上での不安の内容について

平成 16 年度警察白書「防犯ボランティア団体に対するアンケート調査」（警察庁）



11 防犯組織の運営と課題解決

地域環境などによる課題

防犯組織の運営には、さまざまな問題点や課題があります。それは、中心市街地や新興住宅地、農山村地などのまちの条件や特徴によって、また、活動の初期や継続期などによって異なります。

たとえば、中心市街地では自分たちのまちは良く知っているつもりでも防犯の視点でまちを見たことがない人が多く、新興住宅地では地域住民の交流が少なく顔見知りが少ないので、防犯はまちづくりであるとの認識が薄くなります。農山村地では、犯罪が少ないため、具体的にどのような防犯活動をすれば良いかわからない、また、防犯活動の効果がわからないといった問題点があります。

また、活動を継続するにあたっては、参加者が固定化する、若いメンバーが集まらない、積極的に活動を行う住民が少ない、活動がマンネリ化してパトロールするのみになってしまう、関係機関や団体等からの情報が不足している、などの課題・問題点が挙げられます。

課題・問題点

- ・積極的な参加者がいない
- ・情報の不足
- ・参加者の固定化
- ・活動のマンネリ化 など

解決策

- ・地域行事を通じた交流
- ・関係機関との連携
- ・多くの人が参加できる活動を推進
- ・防犯以外の活動の設定 など

解決策に悩んだら？

- ・定期的に参加者が集まる機会を作り意見交換を行う。
- ・他の団体と連携を図り、お互いの情報共有する。

問題点を把握し、解決策を立てていこう

止を図る。

(出典：警察庁自主防犯ボランティア支援サイト

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/index.html>)

4 参照テキスト項目

13. 防犯活動の推進 (テキスト p.42：研修指導者用解説書 p.40)

規準表 (51b) 防犯活動に参加する人材を育成することができる。

(54a) 防犯活動に対して積極的に取り組むことができる。

- ねらい
- ① 防犯活動の人員の確保ができる。
 - ② 地域での様々な行事などを通して防犯活動の人材を集めることができる。
 - ③ 後継者の育成について計画的に取り組むことができる。
 - ④ 安全教育以外にも地域づくりや街づくり、環境改善などの活動に積極的に参加することができる。

11

3

「防犯」は「まちづくり」

4

防犯の基本は、犯罪が起きにくい環境をつくることであり、そのためには、地域住民が顔見知りになることや地域をきれいな整然とした環境に整えることが重要です。地域住民一人ひとりが「防犯」は「まちづくり」であることを認識し、防犯活動を継続していくことが大切です。

さまざまな課題や問題点を解決し、活動を長続きさせるためには、多くの住民が参加できる活動内容を設定する、無理のない手段や方法で実施する、活動重点や活動計画を定め、目的や内容等については住民相互で意思統一を行う、拠点を立てて活動しやすい環境をつくる、リーダーの防犯活動の知識が豊富で積極的である、関係機関・団体と緊密な連携を図る、といったことが重要であると考えられます。

また、地域の行事を積極的にPRし、住民同士がふれあう機会を多くつくること、その行事を通してさまざまな世代間の交流を密にし、次世代のリーダーを育成することも、活動を継続し活発にするために大変重要なことといえます。

5

 **ビデオ教材** (ビデオ→ 防犯組織の運営と課題解決)

※ビデオを見て、問題点の整理方法と解決策をまとめてみましょう。

Column

若い世代の参加が少ない、活動を引き継いでくれる人がいない、これは多くの地域が共通して抱えている問題です。子どもを持つ親の世代は働き盛りでもあり、見守り活動やパトロールに参加しにくい状況にあります。まずは活動に対する理解を求め、容易に参加できる活動を推進していく必要があるでしょう。

39

5 自主防犯ボランティア Q&A

●防犯ボランティア団体の活動拠点は必要ですか？

活動拠点があれば、自主防犯活動を行う上での集合場所、会議や活動準備の場所となり、構成員が集まりやすく活動が促進されます。また、団体の活動が認知されやすく、地域住民の協力や活動への参加が期待されるほか、地域住民や警察官の立ち寄りにより、防犯に関する意見交換の場所として活用できます。

活動拠点としては、自治会集会所、商店街の空き店舗、公民館、消防団の拠点等が考えられます。

●活動を長続きさせる方法がありますか？

活動が長続きし、活発な活動を行っている団体の例を見ると、

- ・無理のない手段・方法で実施する。
 - ・活動の目的、内容等については住民相互で意思統一を行う。
 - ・活動重点、活動計画等を定めている。
 - ・多くの住民が参加できる活動内容を設定する。
 - ・リーダーの自主防犯活動の知識が豊富で、積極的である。
 - ・拠点を設けて活動しやすい環境づくりを行う。
 - ・関係機関・団体と緊密な連携を図る。
- といったことが考えられます。

(出典：警察庁自主防犯ボランティア支援サイト

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/index.html>)

12. 子ども 110 番の家

1 「子ども 110 番の家」は子どもの緊急避難所

子どもが不審者に声をかけられたり、身の危険を感じてかけ込んだ際、子どもを保護し、警察へ通報してくれるのが「子ども 110 番の家」（地域により名称は異なります）です。

看板やステッカーが、目立つところに設置されていますので、事前に子どもと一緒に通学路などを確認し、知らない人にはついて行かないことを教えるとともに、「何かあったらそこに逃げ込む」ように教えてあげてください。なお、「子ども 110 番の家」は、一般の家庭であれば在宅時、お店であれば営業時間内しか対応できませんので、子どもには複数の避難場所を教えるようにしましょう。

（出典：「安全ガイドブック第 4 号」財団法人防犯協会連合会）

2 子ども 110 番の家の役割

子どもたちが、

- ・不審者に後をつけられたとき
- ・危険にさらされたとき（例えば、車に連れ込まれそうになった乱暴をされた、脅された、ちかんの被害を受けたなど）
- ・友達が危険な状況にあるときなど身の危険を感じたとき

に「緊急の避難場所」として駆け込み、一時的に保護して、警察、関係機関、学校、保護者に通報する活動を行っています。

平素の心構え

子どもとのコミュニケーションを大切に

平素から、登下校中などの子どもを見かけたら、気軽に声をかけ、「子ども 110 番の家」であることを PR しましょう。子どもたちと顔を合わせ、声をかけるごとに、コミュニケーションが育ってくるはずですよ。

ステッカー、プレートは目立つ位置に

「子ども 110 番の家」のステッカー、プレートは、玄関先もしくは店頭の見えやすいところに貼ってください。子どもたちに「地域の人に守られている」という安心感を与えるほか、犯罪を未然に防ぐ効果もあります。

プレートなどの位置は子どもの目線で

「子ども 110 番の家」のプレートの位置は、子どもの視線の高さにあるのが最適です。プレートが物の陰になっていないか、道路から見えやすいか等、よく点検して、子どもに見えやすい位置につけてください。

（出典：「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安全全部生活安全企画課）

3 子どもが駆け込んできたときの対応

① まず自分が落ち着いて

子ども達が避難してきた場合に、皆さん方が慌ててしまうと、子ども達はますます興奮してしまいます。まずは皆さん自身が落ち着くことが大切です。

② 子どもを建物の中に入れて入口の鍵を

犯人が後を追いかけてくる可能性もあります。一般家庭の場合は子どもを建物の中に入れ、皆さんの

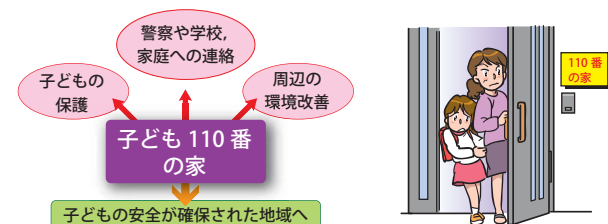
12 子ども 110 番の家

子ども 110 番のいろいろ

「子ども 110 番の家」は子どもの緊急避難所として機能することで、地域の子どもの安全を見守り、防犯対策上重要な役割を担うボランティア活動です。

活動をしている住宅、商店などには、「子ども 110 番の家」（地域によって名称は異なる）と書かれたプラカードやステッカー、旗などがとりつけてあり、子どもが駆け込む目印となっています。

活動の内容としては、次の 3 点です。まず子どもが誘拐や暴力、痴漢などの犯罪やしつこい声かけ、自動車への連れ込み、後追い、交通事故などの被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子どもたちの保護です。次に事件や事故が発生したことを認知した場合の 110 番通報や学校、家庭への連絡です。そして、緊急の場合だけでなく、日常生活の中で子どもが被害に遭いそうな危険な箇所等を見出し、その改善のために各種機関へ連絡することも大切な活動です。それらの活動を行う際には、まず子どもたちのプライバシーに配慮し活動で知り得た秘密を守らなければなりません。また、被害の状況を無理に聞き出すことはせず、子どもの立場に立って思いやりのある対応が求められます。また、自分で犯人や不審者に立ち向かうような危険な行為も慎まなければなりません。



「子ども 110 番」の種類と役割の理解

危険防止のため鍵をかけてください。コンビニ等の場合は、事務所・バックヤードに保護し、子どもを安心させてください。

③ 子どもを落ち着かせて

避難してきた子ども達は、危険な場面に遭遇し、興奮しています。子ども達に「もう大丈夫だよ」とやさしい言葉をかけたり、水やジュースを飲ませたりして落ち着かせてください。

④ 何があったのかゆっくり聞いて

何があって避難してきたのか子どもに確認してください。必要があれば、警察・消防や家族などがすぐに来ることを説明して、子どもを安心させることが大切です。

(出典：「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安全全部生活安全企画課)

4 子どもから聞く内容

子どもの話の内容から、事件の疑いのある場合は、以下のことを子どもから聞いて、110番通報してください。

- ① 事件の内容→「何があったのか」
- ② 日時・場所→「いつ、どこで(目標となる建物)」
- ③ 犯人の特徴→「年齢、身長、服装、人数、凶器有無」
- ④ 車の特徴→「車種、ナンバー、塗装」
- ⑤ 逃走の方向→「犯人が逃げた方向」
- ⑥ 子どもの名前等→「住所、氏名、学校名、学年、電話番号」

(出典：「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安全全部生活安全企画課)

5 110番通報要領

警察本部の通信指令室の係官が対応しますので、「子ども110番の家」であることを伝えます。まずはあせらず落ち着いて係官の質問に答えてください。事件の内容を伝え、あなたの住所、氏名、電話番号を教えてください。警察官や保護者がくるまで、子どもを保護してください。

※事件の疑いがない場合でも、思いやりもって子ども達に接しましょう。

状況によっては、一時的に場所を提供、保護者・学校への連絡、救急車の手配など具体的に行動し、問題解決してあげましょう。

子供が病気・ケガをしている場合

子ども達がケガや病気で駆け込んできた場合、状況によっては、119番通報して救急車を養成しましょう。110番通報と同様、あせらず落ち着いて係官の質問に答えてください。

ケガの場合

○ケガの部位、程度 ○ケガの原因

病気の場合

○症状

※また、応急措置をとった場合はその旨も告げましょう。

(出典：「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安全全部生活安全企画課)

規準表 (43a)	「子ども110番の家」の役割とその効果について理解している。	
(43b)	「子ども110番」に協力している地域の団体について理解している。	
ねらい	<input type="checkbox"/> ①子ども110番の家の役割を説明できる。 <input type="checkbox"/> ②子ども110番の家の効果や具体的な活動について説明できる。 <input type="checkbox"/> ③地域の子ども110番の家の実数、場所、実態などを把握している。 <input type="checkbox"/> ④子ども110番に協力している地域についてその役割を説明できる。	12

3 子どもが駆け込んできたら

いざ、子どもたちが駆け込んできたときには、まず自分自身が落ち着いて子どもを家の中に入れて保護します。次に、体調やけがの有無などに気を配りながら、子どもに「もう大丈夫だよ」などと声をかけて安心させ、落ち着いて話が聞ける静かな場所に案内します。対応マニュアルなどを手元に用意し、そのマニュアルにしたがって、「聞き取りメモ」に子どもからどのようなことが起こったのか聞き取り、内容をメモします。必要に応じて、110番や学校、家庭に連絡します。その際、「子ども110番の家」である事を告げ、メモを見ながら落ち着いてわかりやすく伝えます。連絡後、警察や学校関係者、家族の方が迎えに来るまで子どもを保護します。

「子ども110番の家」はあくまでもボランティアの活動ですが、子どもの安全を守るためには十分な数を確保することが大切です。また、地域の高齢化や核家族化に伴って「子ども110番の家」に指定されているもののその役割を十分果たしていない場合もあるので定期的に参加状況を確認することが大切です。

▶ビデオ教材 (ビデオ→子ども110番の家)
 ※ビデオを見て子ども110番の家の条件・対応・課題のポイントまとめてみましょう。

6

Column

子ども110番の家の理想の条件は？

子どもがいつでも駆け込めるよう、在宅時間が長い家や商店、会社など比較的人がいる時間の長いところが条件としてよいでしょう。また、そういった条件に合わない場合でも、ステッカーやプレートなどを玄関に掲げることで犯罪に対する抑止効果を期待できます。子ども110番の家に協力してくれるお宅やお店にはマニュアルを配布するなどして、子どもが駆け込んできたときの対応について確認をするとよいでしょう。

■つかんでおこう！
 警察署 Web サイト検索システムなどを利用し、「子ども110番の家」の事例を調べてみましょう。
<http://www.kodomo-bouhan.jp/G4/>

6 「子ども110番の家」はじまりは岐阜県

平成6年4月、岐阜県羽島市において、小学校2年生の児童(7歳)が、下校途中に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を教訓として、平成8年3月、可児市今渡北小学校PTAが中心となり、警察・地域防犯協会等と連携し、通学路周辺の理容院・美容院・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等が、「つきまとい」や「声かけ」等の不安を抱かせる事案に対して、緊急避難先として子どもを保護するとともに、警察への連絡等の措置を講じることにより、事件の未然防止を目的に、「子ども110番の家」として、子どもに分かりやすいステッカーを掲示したのが始まりです。

(出典：「広島県子ども110番の家お助けサイト」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/anzen/110/index.html>)

13. 防犯活動の推進

1 子どもたちに参加を呼びかけよう

地域でのイベントは、子どもたちとコミュニケーションをとるためのよい機会です。地域全体から子どもが集まるお祭り等では、ふだんの自宅付近の見守り活動では見かけることの少ない子どもたちを、知るきっかけにもなります。また、子どもたちにとっても、地域の人々を知り、コミュニケーションを取るよい機会となるでしょう。

子どもたちにイベントの開催を知らせるには、学校を通じてイベントの広報を行うとよいでしょう。

2 保護者に伝えよう

お祭りや地域清掃の行事に参加することは、地域の人や保護者同士で交流を深めるきっかけになります。

また、地域の行事には子どもと一緒に参加するとよいでしょう。子どもと一緒に行事に参加することで子どもの交友関係を知り、地域の人や他の保護者に「〇〇君（〇〇ちゃん）のお母さん（お父さん）」と知ってもらえる機会にもなります。

地域に顔見知りを増やすことは、非常時の情報提供や連絡・連携をスムーズにすることに繋がります。機会を見て、地域の行事に参加してみましょう。

（参考：「こどものあんぜんどくほん」監修：国崎信江）

3 活動事例

熊本県熊本市尾ノ上学区 オバパト隊

熊本県のオバパト隊では、バザーを行い、地域との交流、活動のPRを行っている。バザーでの収益は、青色回転灯車のガス代等、活動費に充てている。



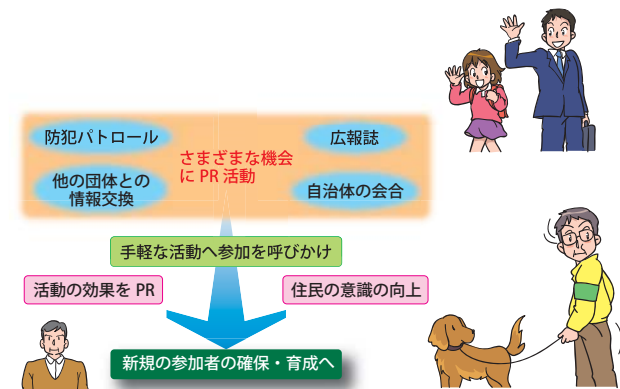
▲手作りの漬物や料理を販売しています。

13 防犯活動の推進

人材育成の第一歩

地域住民一人ひとりが「地域の子どもは地域で守る」「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識を持ち、積極的に見守り活動や防犯パトロールなどに参加することが理想ですが、なかなか実現できていないのが現実です。自治会の会合や広報誌などいろいろな機会を通じ、安全は地域住民で作り上げるものであること、住民それぞれが主役であることを説明し協力を求めることが大切です。

また、防犯パトロール中や見守り活動などの際に出会った人へあいさつを積極的に行えば、地域活動のPRにもなり、地域住民の防犯意識の向上につながります。また、他の地域で既に活動しているグループと情報を交換することによって、より効果的な活動を展開することもできます。



さまざまな機会を通じ活動をPRしよう！

4 イベント開催の事例

京都市立藤城小学校校区でのイベント開催の流れ

5月

- ① 地域の自治連合会と各団体の代表者が集まり、各団体より企画の実行委員を決めイベントの実行委員会を設置する。

6月～

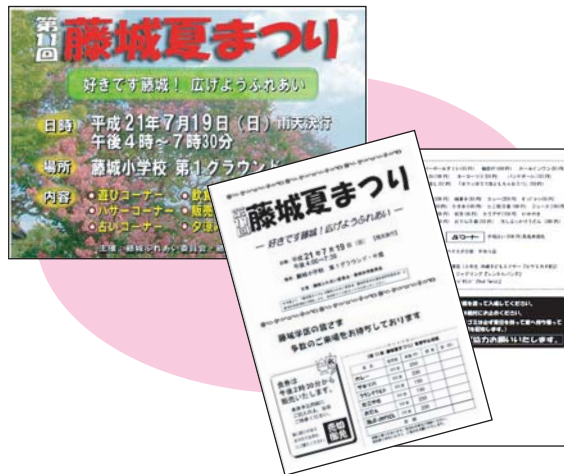
- ② 実行委員会が決定したら、イベントの開催に向け、以下の事項を行う。
- ・開催の日時・内容の決定。
 - ・地域団体への当日の協力要員を要請。
 - ・マニュアル、名簿等の作成。

7月～

- ③ 開催の日時・内容が決定したら、案内チラシ・ポスターを作成し、広報活動を行う。
- ・ポスターを各町内の掲示板に貼付。
 - ・地域の広報紙に案内記事を掲載し、チラシを

折り込む。

- ・児童用のチラシを学校で配布してもらう。



- ④ 実行委員会全体で、イベント開催前に実施要綱の再確認を行う。

本番前日

- ⑤ 設営、会場準備を行う。

開催当日

- ⑥ 多くの人出が見込まれる場合は、会場の見回り等も行い、地域全体で楽しめる環境づくりを行う。



▲藤城夏まつり

- 4
- 規準表 (46a) 地域の関係機関と連携し、自主防犯組織の結成および自主防犯活動の活性化を支援することができる。
 (52b) 地域から信頼され、責任を持って活動できる。
 (51a) 活動を地域全体に広げ、意識を持続させることができる。
- ねらい
- ① 防犯活動を行う際に地域に呼びかけ、協力を得ることができる。
 - ① 防犯活動に積極的に参加し、地域に信頼されている。
 - ② 地域の様々な行事に参加し、地域に信頼されている。
 - ① 防犯意識を高揚、持続するための方法を説明できる。
- 13

イベントを企画しよう

校区の中に組織されている自治会やPTA、体育振興会、少年輔導委員会、民生児童委員会など各種団体と連携・協力し、夏祭りやスポーツ大会、餅つき大会、ウォーキング大会など多くの地域住民が参加しやすいイベントを企画してみましょう。こうした地域行事がきっかけとなって、住民同士のコミュニケーションが高まり、顔見知りが増えて、見守り活動や防犯パトロールなどにも誘いやすくなります。また、そういった活動に積極的に参加していた方やPTAの役員を経験した若い世代の人達に、引き続き地域の各種団体の役割を引き受けてもらえるような環境を整えることも大切です。こうした環境を整えることで、団体同士の協体制ができ、安定したまちづくりが進んだ地域も存在します。

地道に根気よく人と人とのコミュニケーションを進めていくことが、人材育成への近道だといえそうです。



ビデオ教材 (ビデオ→ 防犯活動の推進)

※ビデオを見て防犯活動を推進していくポイントをまとめてみましょう。

Column

簡単にできる子どもの安全・防犯活動

小さな見守り活動

子どもたちの登下校時に家の周りの掃除や草花の手入れをしながら「おはよう」「おかえり」と声をかけるのも、立派な見守りです。また、犬の散歩や買い物など普段の活動を「意識して」登下校の時間帯に行うことで、子どもたちの安全確保に大きく役立ちます。

あいさつからの地域防犯

日常的に住民同士のあいさつ(声かけ)なども高い効果があります。犯罪者は、声をかけられたり、見られたりすることで犯行をあきらめるというデータがあります。お出掛けの際も、目配りやあいさつをすると、防犯に効果があります。

6 警察や地方自治体の情報発信の事例

大東京防犯ネットワーク（東京都）

<http://www.bouhan.metro.tokyo.jp/>

都内各区政での自主防犯に関する取り組み、防犯に関する講座の実施情報、都内各地域での防犯活動の事例等を見ることができる。

京都府 防災・防犯メール

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/mail.html>

地区単位での、防犯のための啓発情報や、犯罪の発生情報等を見ることができる。

大阪府警察犯罪発生マップ

<http://www.map.police.pref.osaka.jp/Public/>

大阪府内の犯罪や、子どもが被害に遭った事件・事案を検索できる。

神奈川県警察 子どもの安全に関わる情報

[https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_p/\(S\(gd1oxtvfg140vy55lgd24hnu\)\)/anzen.aspx](https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_p/(S(gd1oxtvfg140vy55lgd24hnu))/anzen.aspx)

子どもの安全に関わる事案・不審者情報を、管轄警察署単位で検索できる。

北海道警察 ほくとくん防犯メール

<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>

子どもへの声かけ等に関する不審者情報、地域の安全に関わる情報の発信を行っている。

横濱まるごと防犯ネットワーク（横浜市）

<http://www.city.yokohama.jp/me/shobo/bouhan/safety/>

横浜市内での防犯、子どもの安全に関するイベントの情報発信や、市内の防犯ボランティアの活動情報等を検索できる。

7 実際に発信された情報の事例

大阪府警察（2009年）

発生日時：10月20日 15:05

発生場所：箕面市 桜井1丁目5番付近路上

発生状況：小学校低学年女児が、帰宅途中に男にお尻を触られるという事案が発生しました。

犯人：犯人は、茶色の長袖上衣、破れたジーパン、メガネを着用の男

管轄警察署：箕面警察署

岩手県警察（2009年）

盛岡市下ノ橋町地内

H21.10.5月 16:00

住宅街の路上：男／20歳代／中背／サングラス

男子児童が下校中、後ろから歩いて来た男に肩をたたくかれて「一緒に行かないか。」と声をかけられたもの。

情報を受けるうえでの留意点

多くの警察署や地方自治体で、声掛け事案に関する情報が発信されています。これらの情報は、パトロールや見守り活動を行う際に有効に活用できる情報です。

しかし、情報の中には、ただ道を聞こうと声をかけたのに子どもが不安になった場合など、被害者の主観的な受け止め方によって不審者として届け出されたものや、悪意がないと推測される事案が含まれていることもあります。

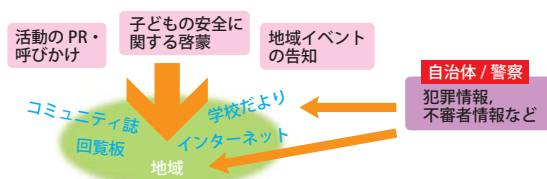
地域の防犯情報の共有

防犯情報の発信

6 7

安全・安心なまちづくりを推進するためには住民一人ひとりが日常生活の中で「できるときにできることから」実践することが重要です。そこで、犯罪の起こりにくい環境づくり、子どもの安全対策、防犯活動の進め方などの情報を伝達することが必要です。また、見守り合う関係を強化し、防犯にも大きな効果があるといわれている、公園や道路の清掃活動や放置自転車の整理活動といった地域の環境を維持する活動、地域でのあいさつ運動や花いっぱい運動など、まちづくりを活性化する活動などに参加・協力を求める情報なども発信する必要があります。犯罪の発生状況などは、交番や駐在所などで発行している広報紙や自治会組織などを通じて住民に広く配布するようにします。

警察や自治体が地域で起きた犯罪や不審者情報をインターネットのWebサイトや電子メールで配信しています。任意でアドレスを登録して情報を取得することができます。地域にとって有益な防犯情報は、タイムリーに、また繰り返し発信することが重要です。情報を伝達したり防犯活動に対する啓発を行ったりするために、コミュニティ誌、回覧板、学校だより、インターネットなどを大いに活用しましょう。



自分たちの活動、地域のイベント、子ども安全に関する啓蒙以外にも、警察・地方自治体からの情報も取り入れ情報を発信しよう!!

8 ビデオの内容紹介

京都市立藤城小学校の校区では、「藤城やまざくら通信」という広報誌を発行している。この広報誌ではボランティア活動や、学校や地域で行われたイベントの様子等を掲載している。また、イベントやボランティア活動の参加への呼び掛けも行っている。

こうした情報を地域の全戸に配布し、ボランティア活動の認知度を高めている。また、活動の様子を形として残していくことは、効果の実感を得にくい防犯ボランティア活動において、参加者のモチベーションをあげることに繋がる。こうした広報誌を通じて定期的に情報の発信を行うことで、タイムリーな情報を地域で共有することができる。



規準表（61a）地域の防犯に関する情報を責任を持って発信することができる。

- ねらい ②地域住民に対する防犯対策など、各種情報の臨時・定期的な情報伝達ができる。
 ③地域にとって有益な防犯情報をタイムリーに発信することができる。

情報誌、福祉掲示板を使った情報の発信

情報誌には、地域の防犯活動や対策、啓発活動の様子、危険箇所、犯罪状況など幅広い情報を掲載する必要があります。また、住民の多くの方々の目に触れなければなりません。防犯活動を実際に行っている方々と常に連携し、正しい情報を発信することが大切です。また、住民の方から有益な防犯情報を得ることもあります。警察や行政とも連絡を取り合い常に新しい情報を取得するようにしましょう。

配布にあたっては、自治会組織などを通じて全戸に配布することができるように協力を要請します。独自に情報誌を発行することが理想ですが、無理な場合には、既刊のコミュニティ誌や学校だより、PTA会報などに記事の掲載を要請してみるのも一つの方法です。

また、情報誌と同様に地域に設置してある福祉掲示板も情報発信を行うのに有効な手段の一つです。イベント参加募集や地域への啓蒙ポスターを掲示することで、多くの人の目にとまり、防犯効果も生まれるでしょう。

▶ビデオ資料▶（関連ビデオ▶ 安全情報部会について）

※ビデオを見てどのような情報を発信すればよいかまとめてみましょう。

携帯電話での連絡網

携帯電話のメールは、活動の予定を連絡したり、地域の情報を伝えたり、情報伝達をすばやく行えるというメリットがあります。また、情報誌と同じように地域の情報を載せたメールマガジン（メールを使った新聞、読物）を配信し地域に発信することもできます。自身の活動する地域の状況に合わせて導入してみるとよいでしょう。

Web ページを作ってみよう

活動をする団体の活動内容やプロフィールをまとめたWeb ページを作成してみましょう。BBS（電子掲示板）やメールを使えば、インターネット上での連絡窓口になります。

9 ホームページに載せる内容の例

団体の概要

結成の経緯、活動方針、団体のシンボル等のプロフィールを掲載し、団体を紹介しましょう。

おしらせ

団体から地域に知らせたい情報を掲載します。例えば、活動報告、地域の安全に関わる情報等をタイムリーに更新していくとよいでしょう。

活動の実績

今までの行った活動をまとめていきましょう。こうした項目を設けることで、ホームページを訪れた人へ活動の内容を具体的に知ってもらうことができます。活動の様子を撮影した画像を掲載するのも良いでしょう。

メール・掲示板

連絡、情報交換ように設置します。ホームページを訪れた人との交流の機会を持つことが狙いです。掲示板を設置する際には、利用にあたってのルールを記載し、不適切な書き込みがあった場合は削除するなど管理を行う必要があります。

リンク

地域の関係機関や学校のホームページに直接いけるようにリンクを張っておきましょう。リンクを張る際には、リンク先のホームページ管理者の許可が必要な場合があります。必ず確認を取ってからリンクを行いましょう。

※ブログを使って情報を発信する

ホームページの作成が難しい場合でもブログなら比較的簡単にインターネット上に情報を発信することができます。上記の「ホームページ載せる内容の例」はブログについての基本的機能で代用・作成することが可能です。

■参考ホームページ■

杉並区自主防犯団体 ホークアイ（東京都）

http://hp.mappage.jp/he_fujimi/index.html

八幡東学区防犯パトロール隊

<http://kukoren.hp.infoseek.co.jp/lemon/index.htm>

14. 少年団も頑張っている

1 広島県での事例

安佐南まもるんジャー隊について

2002年より「減らそう犯罪安佐南」のスローガンの下、犯罪撲滅モデル地区として、区民・警察・行政が一体となって、犯罪抑制に向かって取り組んでいる。

少年少女の犯罪増加、犯罪の低年齢化に歯止めをかける対策の一環として、志ある少年少女が、自ら犯罪に対する自覚を持つと共に、同年代の子ども達と同じ視線で犯罪に対する防犯意識を持ってもらうように呼びかけ、一人でも多くの子どもが犯罪を”おこさない”，”おこさせない”地域にしたいとの思いで、2004年12月18日に結成された。小学生から20歳未満の少年により構成されており、警察の指導の元、様々な防犯活動を行っている。

活動の内容

月1回程度、万引き防止などを呼びかける街頭キャンペーンや、公園などの清掃活動を実施している。その他の活動として、

- ・自転車防犯診断
- ・チラシ配り
- ・ティッシュ配り
- ・ポスター貼り
- ・店内パトロール
- ・地域祭等パトロール
- ・地域老人ホーム訪問
- ・地域清掃等

(参考：安佐南まもるんジャー隊ホームページ)

<http://asaminami.web.fc2.com/index.html>

自主防犯ボランティア支援サイト

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/katsudo_jirei/34hiroshima/k_hiroshima001.html

2 愛知県での取り組み

愛知県では警察が主体となり、選定したモデル校で**防犯少年団**を発足しています。

KONOH キッズについて

目的

防犯少年団（通称“コノハキッズ”）は、子ども自身が安全について勉強し、防犯について考え行動する「子どもの安全リーダー」を育成し、防犯知識の習得と危険から身を守る能力の向上を図るとともに、子ども同士による安全知識の普及を目的として平成19年度に設立されました。

防犯少年団の構成

愛知県内の各警察署（中部空港警察署、名古屋水上警察署を除く44署）ごとにモデル校1校を指定し、5年生を中心とした概ね10人で構成されています。



←イメージキャラクター
「コノハキッズ」

活動の内容

KONOH キッズに選ばれた児童は、研修会に参加し、下級生への安全指導や、通学路の安全点検、校区内での防犯広報活動等を警察官と一緒にを行います。こうした防犯活動を通じて他の児童の防犯意識の向上を図っています。

(出典：愛知県警察ホームページ)

http://www.pref.aichi.jp/police/safety/zyosei_kodomo/kids.html

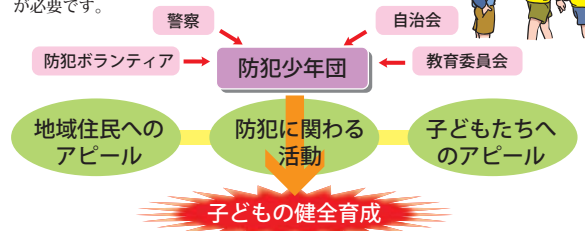
14 少年団も頑張っている

非行防止の取り組み

1 2

防犯少年団は地域に居住する青少年が参加し、地域への防犯活動や啓発活動などを行うボランティアグループです。将来を担う少年たちを心身に健全で明るくたくましく育て、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりのため活動します。活動の目的は、子ども自身が安全について学び、防犯について考え行動し、防犯知識の習得と危険から身を守る能力の向上を図るとともに、子ども同士による安全知識の普及を行うことなどが挙げられます。

防犯少年団は地域の防犯ボランティア団体や自治会が中心となって推進委員会を組織し、地域の子どもに参加を呼びかけて結成します。教育委員会や警察が呼びかけて、学校ごとに組織される例もあります。大切なのは、子どもたち自身が防犯のために何をすればよいかを考え、自主的に地域の防犯活動を実施することです。また、それらのボランティア活動を通じて子どもたちの中から防犯リーダーを育て、リーダーの指導の下に活動を継続していくことも大切です。推進委員会が結成できれば、活動組織や活動内容を話し合い、一般の防犯ボランティア団体と同じように、腕章やタスキ、のぼりや目立つ色のジャンパーなどを着用して結団式を開催するなど、大人の支えと指導が必要です。



子どもたちの健全育成が大きな目的

3 防犯少年団の活動の事例

広島県安佐南まもるんジャー隊

12月23日の午後3時、フタバ図書MEGA 祇園中筋店（同区中筋四丁目）に集合した小学生から高校生までの隊員15名とその家族約10名は、吉田勝弘店長から万引きの実態などを聞いた後、4班に分かれ、交代で店舗内パトロールと啓発ちらし、ティッシュの配布を行った。



▲配布された啓発ちらし

店長さんは「万引きは遊びじゃなく、泥棒と同じ犯罪です」と隊員らにわかりやすく説明し、「万引

きの被害額は売上げの1%ぐらい。この店だけでも年間何百万円の被害があります。」と話した。隊員らは被害の多さに驚いていた。

店内の防犯カメラに死角があること、万引きする人は周りの様子を窺うことなど、万引きの実態やパトロールの必要性を教わり、店内の自分たちが必要と思う場所を考えながら巡回した。制服のベストには万引き防止ステッカーを貼り、「ストップ・ザ・万引き」と書かれたパネルを先頭に、万引き防止を呼びかける姿に、店内のお客たちの中には笑顔で応える人もいた。



店舗入口では、少年犯罪防止緊急アピールと「もしも万引きをしたらどうなる？」などが掲載されたちらし230枚をお客に配布した。隊員らは「万引き防止に協力してください」と懸命に呼びかけていた。



最後に、店長さんから「今日の体験を忘れずに周りの友人たちにも話して、皆で万引き防止に心がけてください。そして元気で立派な大人になってください」と激励を受け、活動を終えた。隊員らは休日の午後で混雑するお店でのキャンペーンを経験し、万引き防止活動の必要性を感じた様子であった。

「子どもたちが万引き防止を自ら考えることで、万引きしない子どもたちの輪が大きく広がってほしい。このような取り組みがあれば、今後も協力したい」と店長さんは期待していた。

（出典：広島県少年犯罪緊急防止プロジェクト事業報告書

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/cspt/spt/tie/kobetu/asaminami10.htm>）

3

規準表(44a) 非行防止に関する取り組みについて理解している。

ねらい □□ ①非行防止に関する取り組みについて具体的な事例を説明できる。

14

防犯少年団の活動

具体的な活動内容としては、まず、電柱に糊付けされた違反広告のはり紙をはがしたり、壁の落書きを消したり、路上のタバコの吸殻やゴミを拾ったりする地域の環境美化活動が挙げられます。また、校区内の見回りを行い、その際に犯罪や非行防止を呼びかける防犯パトロールも重要な活動です。これら以外にも、駅前やショッピングセンターなどで万引きや車上ねらい、ひったくりなどの防止を呼びかけるビラやティッシュを配ったりする防犯啓発キャンペーンや、駐輪場で自転車の防犯登録や施錠の状態を調べる自転車の安全診断、防犯パトロールで調べたことを地域の地図にまとめる地域安全マップづくり、老人ホームへの慰問など、様々な活動があります。



▶ビデオ資料▶ (関連ビデオ▶ 子どもたちの防犯活動、非行防止と若年層の参加)

※ビデオを見て防犯少年団の活動と効果のポイントをまとめてみましょう。

Column

防犯少年団の役割

防犯少年団は子どもたちの健全育成の場としてだけでなく、学校以外の子どもの居場所としても大きな役割を果たします。そのためには、防犯少年団を指揮する大人が子どもたちとの会話を積極的に行うことが大切です。子どもが積極的に活動に取り組めるようにするためにも、子どもと話せる環境づくりを行い、活動を推進していくことが重要であるといえるでしょう。

15. 子どもの理解とアフターケア

1 アンケートの内容

アンケート調査は、事件や災害に遭った子どものケアを行う際、心の状態を知る目安となります。

アンケートは、子どもが回答するものと保護者、教師など子どもに関わる大人が子どもの様子について回答するものがあります。設問としては、「イライラする、ちょっとしたことにびっくりする、物事に集中できない」といった心についての質問と、「頭が痛い、お腹の調子が悪い、からだがしんどい」といった体についての質問、「友達づきあいがへった、登校をいやがる」といった日常生活についての質問があります。

【参考】 実際のアンケート

こころの健康調査票

(小学低学年用 聞き取り専用)

今回、わたしたちにとって、とてもつらいことが起こりました。このことを知ってからのあなたの気持ちや、様子をおしえてください。あてはまるところに○をつけてください。(今のことです。)

- ① () このことが気になってしかたがない。
- ② () このことについて夢を見た。
- ③ () ときどき、ぼーっとしてしまう。
- ④ () 自分が悲しいことを話しても、あまり聞いてもらえないような気がする。
- ⑤ () 気持ちが暗くなる。
- ⑥ () ちょっとしたことでも気になる。
- ⑦ () ちょっとした音にもどきどきとする。
- ⑧ () よく眠れない。
- ⑨ () 何かしようとしても集中できない。
- ⑩ () ちょっとしたことにも腹が立つ。
- ⑪ () いらいらする。
- ⑫ () 学校に来るのがきつい。
- ⑬ () 食欲がない。
- ⑭ () お腹が痛い。
- ⑮ () 体がきつい。
- ⑯ () 頭が痛い。
- ⑰ () 自分が悪いと思ってしまう。
- ⑱ () 自分の気持ちを話せる人がいない。
- ⑲ () 元気になれるか心配だ。
- ⑳ () このことを早く忘れてしまいたい。

今の気持ち (※自由記述)

(出典:「学校コミュニティへの緊急支援の手引き」福岡県臨床心理士会編 (2005))

2 子どもをリラックスさせる方法

一人でできるリラックス方法

つらいできごとが頭から離れなくなってしまったときには、こんな方法が役立ちます。

- ・ゆっくりと息を吐いてみよう

落ち着きたいときは、少しだけ息を吸って、ゆっくりと長〜く息を吐くのがコツ。逆にスポーツや勉強の前など集中したいときには、息をたっぷり吸ってみよう。

- ・からだをギュッと縮めたあとに、一気に緩めると…スッキリ!

不安なときには、からだ全体が固くなって、緊張しているものです。体の筋肉をギュッと縮めて、ゆるめると、からだ全体がじんわりあたたまり、ほぐれてきます。

- ・からだをトントン…

こめかみや目の下を、手の指でトントンとたたいてみると、落ち着くよ。右手でげんこつをつくっ

15 子どもの理解とアフターケア

精神的ダメージの判断基準

子どもの言動の変化には意味があり、わずかな変化に気付くためにも、子どもの心を理解する必要があります。

子どもの精神的ダメージの判断基準

子どもの精神的なダメージは、生活場面での様々な変化に現れます。具体的な例として挙げられるのが「睡眠」、「食事の量」、「外出しているか」という点です。

犯罪や事故など危険な目に遭った子どもは、被害にあった際のフラッシュバックや悪夢を見るかもしれないという恐怖感で眠れなくなったり、そうした不安が原因で極端に食欲が低下、または増加することがあります。また、学校へ登校ができない、外へ遊びに行けないなど、外出が困難になることがあります。親や先生に甘えてまわりつくことが多くなる、人に関わらなくなり、休み時間も一人でいるなど、人との関わり方が変化する子どももいます。

このような精神的な変化やダメージを知る方法として、子どもへのアンケートの実施があります。日常生活からわからなかった「体」、「気持ち」、「行動」の変化や症状を、アンケートの回答から読み取ることができます。アンケート結果を元に、子どもと一緒に子どもの状態を確認しましょう。

これらの変化を見つけ、対処するには、子どもを安心させる働きかけが大切です。一月以上経過しても症状が変わらない、むしろ強まるなどといった場合には、専門的なカウンセラーにお願いするなどの対策が望ましいでしょう。

子どもへのアフターケア

犯罪被害後、多くの子どもは安心感を失っています。

まずは子どもの話をよく聞き、共感を示すなど、安心感を取り戻す働きかけが大切です。子どもの性格や個性などを含め、子どもの状態を理解したうえでケアをしていきます。また、そうした場面では、子ども自身に気持ちを表現させることも重要です。

て、心臓の上あたりを軽くなでながら、心のなかで「大丈夫」と言ってみよう。だんだん気持ちが落ち着いていくよ。

- 手をたたいたり、冷たい水で顔を洗ったりして…イヤな考えを頭から追い出そう

つらいできごとが頭から離れなくなってしまうたら、からだに刺激を与えて、頭をスッキリさせよう。

3 保護者にできるアフターケア

できるだけ子どもと一緒にいてあげましょう。

- ぐずったり、甘えたりしてくる
→子どもが不安を訴えたら、その気持ちを受け止め、「大丈夫だよ」と安心させてください。
- これまでできたこと(食事や着替えなど)を手伝ってもらおうとする
→抱っこやスキンシップを求めるときは、できるだけ応じてあげてください。
- 寝つきが悪くなった、悪夢を見てうなされる
→子どもが眠れないときは、添い寝をするなど、安心して眠れるようにしてください。

子どもの気持ちを受け止めてあげましょう。

- できごとについてくりかえし話したり、大人に質

問をする

→子どもが言おうとしていることにゆっくりと耳を傾けてください。子どもの質問には子どもにわかる言葉で、事実を簡潔に答えてあげてください。

- できごとについて子どもがまったく話をしない
→何も話さないからといって、無理に話をさせないようにしてください。「いつでも話したくなったら話してね」と伝えておくとういでしょう。

(出典:「知っておいてほしい子どもへのかかわりかた ①トラウマケア～保護者の方へ～」大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター)

4 地域のボランティアや保護者でもできるケアはあるか？ また、それはどのようなものか。

一人でも多くの大人が、地域のなかにあるリスクに目を向け、ひとごとではなく、自分たちの問題なのだ、と認識することは、非常にサポティブな地域づくりにつながると思います。残念ながら、被害者の多くが、被害後、近隣の噂話や興味本位のまなざしにさらされ、傷ついた経験をお持ちです。

いわゆる二次被害といわれる、こうした周囲の無理解や偏見はなぜ起こるのかを考えると、「自分には関係がない」とか「あの人(家庭)が悪いから、被害にあったのだ」という、ひとごと意識や、「私は大丈夫」と思っていたい不安な気持ちが嵩じたものではないかと思われます。地域の人びとが、わがこととして考え、不安なときこそ、みんなが安心できるような街づくりをしていくことが、住民にとっても、被害者にとっても、住みやすい地域社会になると思います。

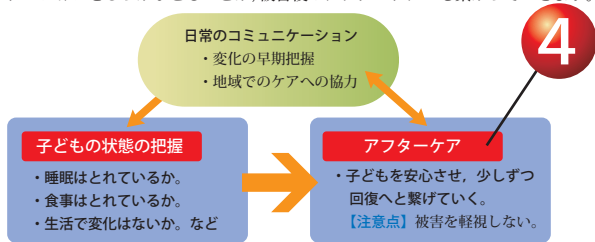
たんに、「不審者を探す」「不審者は追い出す」という偏ったリスクマネジメントではなく、住民みんなが、犯罪被害について理解を深め、被害者を傷つけない態度を身につけていくということが、二次被害を防ぐリスクマネジメントといえるのではないのでしょうか。

被害にあっても、好奇の目で見られたり、不必要な個人情報が出されたりせずに、安心して、病院や相談所に行けること。また、生活場面でのちょっとしたサポート(子どもの通院中に下の子どもを一時預かりしたり、外に出にくい状況の家庭のために買い物を申し出たり、子どもの欠席中のノートを代筆したり…)が、当事者にとっては、なによりの助けになることがあります。

(出典:大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター准教授 野坂祐子氏 取材記録)

規準表 (26a)	子どもの発達段階や心理などについて理解している。	15
(26b)	子どもへのカウンセリングの実際について理解し指導できる。	
ねらい	<input type="checkbox"/> ②子どもの心理状態を適切に把握し、その場に応じた対応ができる。 <input type="checkbox"/> ①犯罪にあった後の子どもの心理現象の具体例や、適切な対応について知っている。(フラッシュバック現象など) <input type="checkbox"/> ②精神的、肉体的なダメージについてその種類や、適切な対応について知っている。(身体的虐待やネグレクトなど)	

被害に遭ったダメージの度合いは本人だけが知るものであり、周りが決めつけるものではありません。どんな犯罪被害でも決して軽視してはいけません。毎日の生活や登下校時など、普段から子どもの言動や様子に気を配り、日頃のコミュニケーションをしっかりとることが、被害後のアフターケアへも繋がっていきます。

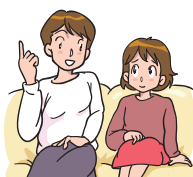


子どもへのケアを理解しよう！

ビデオ教材 (ビデオ→アフターケアについて)

※ビデオを見て、子どもへのアフターケアのポイントをまとめてみましょう。

Column
子どもと一緒に話し合う
心理教育とは、犯罪被害に遭った子どもと今後の回復方法を一緒に話し合っていくものです。「被害後に気持ちや体が辛くなる事は自然なことである。」「それは誰でも起こることである。」「心や体は少しずつ治って回復する。」と、子どもへ説明し気持ちを安心させていきます。



16. 広がるネット犯罪

1 子どもが使うネット端末

●パソコン

パソコンの普及が進み、多くの家庭でネットにつながったパソコンが使われるようになりました。家庭によっては一人1台の環境もありますが、子どもが使うパソコンは居間など、家族が集まる場所に置き、有害サイトへのアクセスを遮断するフィルタリングのサービスを導入しましょう。また、定期的に保護者が履歴をチェックすることも大切です。

●ケータイ（携帯電話）

子どもたちがケータイを使ってどのようなサイトにアクセスしているかは、保護者にとってよくわからないのが実情です。そのため、ケータイを使うルールを家族で話し合い、約束を守るようにしましょう。ルールはケータイを与える前に、しっかりと話し合うことが大切です。

●ゲーム機

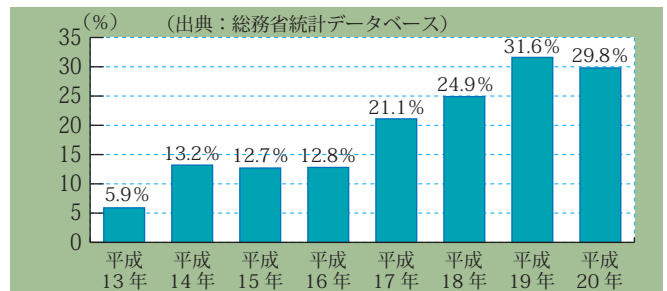
意外かもしれませんが、最近のゲーム機はネットに簡単につながって、ネットにアクセスや書き込みなどが自由にできるようになっています。ゲーム機を買ったら、最初に保護者が「ペアレンタルモード」からネットへのアクセスの制限をして、子どもが安全に使えるようにしてから使わせましょう。

2 ケータイ・ルールの例

- ケータイは保護者が契約をして、子どもに貸し与えているもの。
- 困った時には親に言う。
- ケータイは扱い方を間違えると相手を傷つける刃物と同じだから、使い方に注意する。
- ケータイを使う時間や場所、場合を決める。
- 充電器は居間に置いて時間（例えば午後10時）が来たら差し込む。
- 家にいるときはケータイではなく、家の電話を使う。
- 誰にメールや電話をしているか聞かれたら答える。
- フィルタリングを設定する。
- 個人情報を書き込むときは保護者の許可を得る。
- ダウンロードをする際には保護者の許可を得る。
- 知らない人からのメールには返信をせず、親に見せる。

- チェーンメールは無視し、親に見せる。
- 掲示板・チャットは使わない（使う場合、人を傷つける言葉や自他の個人情報を決して書かない）。
- ブログ・プロフには個人情報を載せずに、親に所在を知らせる。
- 著作権や肖像権を守る。
- 公共施設での決まりを守る。

3 6～12歳の携帯電話利用率の推移



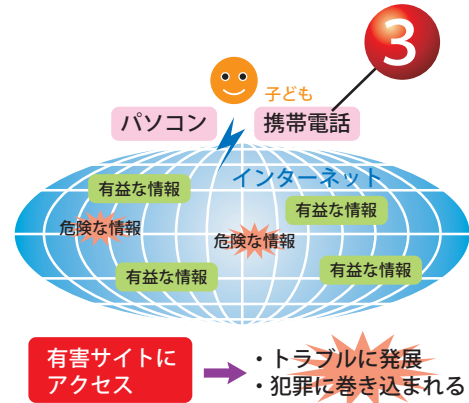
16 広がるネット犯罪

1

メールいじめ、掲示板での誹謗中傷

2

社会の情報化は子どもたちの生活も大きく変えようとしています。パソコンや携帯電話の普及によって子どもたちはインターネットに簡単にアクセスできるようになりました。インターネットは学習や生活に役立つ情報を閲覧したり調べたりして有益な情報が得られる反面、危険で有害な情報も多く含まれています。子どもたちが安易に有害なサイトにアクセスして犯罪に巻き込まれるケースも増えてきています。インターネットの問題として、まずこのような危険な情報に子どもたちが簡単に触れてしまうということが挙げられます。とりわけ、携帯電話の普及によって子どもたちがどのようなサイトにアクセスしているのか見えにくくなっているのも問題を大きくしている理由の一つです。



子どもが遭遇する危険は、インターネットにもあることを理解しよう

4 いわゆる出会い系サイトに関する事件の検挙数・被害者数の推移 (平成21年 上半期)

出会い系サイトでの被害者の数は平成19年から減少の傾向にある(平成20年12月より出会い系サイト規制法が施行された)。

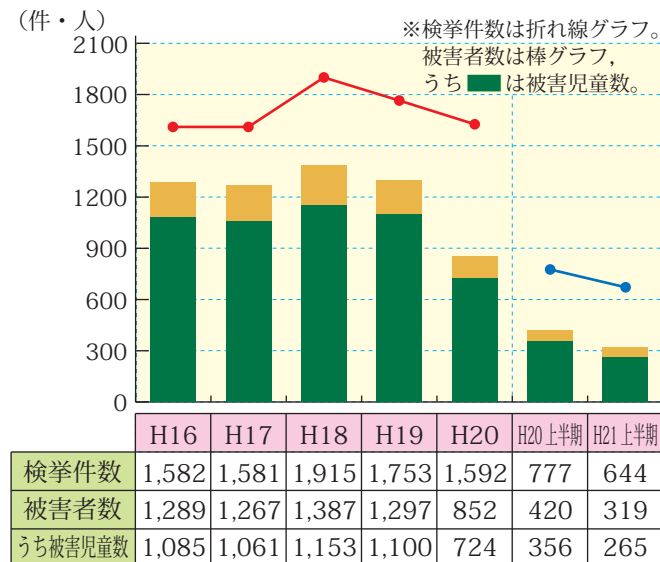
しかし、警察庁の調べによると、出会い系サイト以外のサイトでの犯罪被害(児童買春・児童ポルノ法違反、青少年保護育成条例違反、児童福祉法違反及び重要犯罪^{*})にあった児童数は、平成20年度で792名に達している。

また、平成21年度上半期の段階で被害にあった児童数は545名(^{*}と同様の犯罪種)に達しており、同時期の出会い系サイトでの被害児童数である260名(^{*}と同様の犯罪種)を上回っている。

^{*}ここでの児童とは18歳未満の高校生まで。(参考:「警察庁 サイバー犯罪対策」)

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/index.html>

出会い系サイトに関係した事件の検挙件数等



5 「出会い系サイト規制法」について

●出会い系サイト規制法の目的

この法律は、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的としています。この法律における「児童」とは、18歳未満の少年少女のことです。

●出会い系サイト(インターネット異性紹介事業)の定義

この法律では、出会い系サイト事業を「インターネット異性紹介事業」と呼んでいます。「インターネット異性紹介事業」とは、以下の4要件をすべて満たす事業をいいます。

- ・面識のない異性との交際を希望する者(異性交際希望者といえます。)の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。
- ・異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。
- ・インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること。
- ・有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

●出会い系サイトを利用する方に関する事項

出会い系サイトの掲示板に児童を相手方とする異性交際を求める書き込みをすること(禁止誘引行為)は禁止されています(第6条)。

出会い系サイトの掲示板に児童を性交の相手方とする交際を求める書き込みをした人や、児童を相手方とする金品を目的とした異性交際を求める書き込みをした人は、処罰の対象となります。児童が出会い系サイトを利用することは認められていません。

●出会い系サイトを運営する方(インターネット異性紹介事業者)に関する事項

出会い系サイトを運営する方は、届出、利用者が児童でないことの確認、禁止誘引行為に係る書き込みの削除等の義務があります(第3条、第7条から第14条まで、第16条)。

●プロバイダ等(出会い系サイトに必要な電気通信役務を提供する事業者)及び保護者に関する事項

プロバイダ等の方は、フィルタリングサービスの提供等に努めなければならないこととされています(第3条第2項及び第3項)。

児童の保護者の方は、フィルタリングサービスの利用等に努めなければならないこととされています(第4条)。

(出典:「危ない出会い系サイト」 警察庁
<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html>)

規程表(62a) 情報通信ネットワーク上で子どもがどのような犯罪に巻き込まれるかを知り、犯罪が生まれる情報社会の特性について理解している。

- ねらい
- ①出会い系サイトの実態と危険性について説明できる。
 - ②ネットオークションなどでのトラブルについて具体的な事例を説明できる。
 - ③掲示板やメールの特性や、個人情報の流出などの危険性について説明できる。
 - ④ネットを利用した不正請求についての対処方法を説明できる。
 - ⑤掲示板での誹謗中傷や、メールによるいじめについて具体的な事例を説明できる。

16

4 ネットワークの危険性とトラブルへの対応

いわゆる「出会い系サイト」には不特定多数の人間がアクセスします。子どもたちが興味本位でアクセスすると、悪意ある者から言葉巧みに誘われたり連れ出されたりしてしまふことがあります。その際、ネットワークの匿名性を悪用して別人になりすまして子どもたちに近づき信用させる手口もよく使われます。インターネットにはこのような危険な面があることを子どもたちに周知徹底することが大切です。

また一方で、インターネットではメールのように個人宛に送ったり、掲示板のように書き込みを不特定多数の人に公開したりすることもできます。コミュニケーションツールを安易に使うと、「ネットいじめ」や「学校裏サイト」での人権侵害を引き起こすケースも考えられます。このようなことを防ぐためには、学校や家庭、地域の三者がそれぞれに情報モラルの指導を実施するとともに、万一このような事件が発生したときには、場合によっては警察に通報することなどを含めて、三者が連携して取り組む必要があります。問題が発生した場合の緊急対応マニュアルをあらかじめ作成しておくことも大切です。



ビデオ教材(ビデオ→広がるネット犯罪)

※ビデオを見てネットワークの特性とネットいじめの関係について整理してみましょう。

Column

情報モラルは、日常生活の中で私達が守っているルール「他人に迷惑をかけない」「他人を傷つけない」など、当たり前のことをそのままネットワーク社会に置き換えたもので、人権教育とも関連しています。そして、こうしたモラルに対する教育は日常生活の中でも行えるものです。また、情報モラルとネットワークの特性(「不特定多数の人がいる」「匿名性が高い」「誰もが情報発信できる」など)の関係について地域や学校で話し合ってみるとよいでしょう。

6 ネット犯罪（サイバー犯罪）とは？

【電磁記録を対象とした犯罪】

- ・コンピュータシステムの機能を阻害する犯罪
- ・コンピュータシステムを不正に使用する犯罪

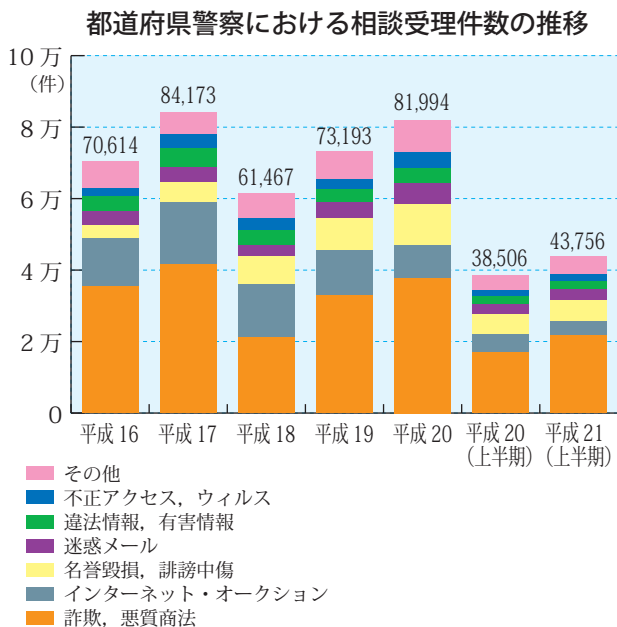
【ネットワーク犯罪】

- ・インターネット等を利用したわいせつ画像，児童ポルノの販売，頒布
- ・インターネット等を利用した覚せい剤，けん銃，著作権を侵害した物等の違法な物品の販売
- ・電子メールや電子掲示板を利用した脅迫，名誉毀損等の行為
- ・インターネット等を利用したねずみ講，賭博等の勧誘

【不正アクセス行為】

- ・他人の ID・パスワードを使い他人になりすまし，アクセス制御されているコンピュータを不正に使用する行為
- ・他人の ID・パスワード等を提供する行為等をいいます。

● ネット犯罪の推移



(出典：平成 21 年上半期のサイバー犯罪の検挙状況等について／警察庁)

7 警察に寄せられる相談

事例 ホームページに自分の個人情報や悪口が掲載された

対応策

ホームページや掲示板に，自分の個人情報や悪口が掲載されている場合，掲示板の管理者や掲示板を運営しているプロバイダ等に，内容の削除依頼または相談をしてください。

さらに，掲示板等に誇示情報等を掲載されたことにより，社会評価が害された（名誉を毀損された）と考えられる場合には，弁護士等に損害賠償請求を相談するなど，法的手続きも検討してみてください。

また，名誉毀損等の犯罪として被害を届け出る場合には，最寄りの警察署または都道府県警察サイバー犯罪相談窓口をご利用ください。

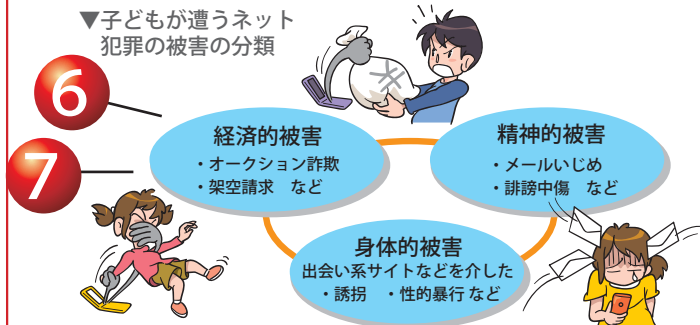
子どもが巻き込まれやすいネット犯罪

子どもが巻き込まれる実態と防止策

情報社会の進展に伴い，ネットワークを悪用した犯罪も増加の一途をたどっています。このようなネット犯罪に子どもたちが巻き込まれる例も増えてきています。まず，子どもたちがネット犯罪の被害に遭う場合ですが，生命の危険や性的被害など身体に関わる被害や金品を詐取される経済的被害，さらには人権を侵害される精神的被害の 3 種に分けて考えてみましょう。

身体的被害に遭う例として出会い系サイトへのアクセスが考えられますが，最近では携帯のゲームサイトや SNS などのいわゆるコミュニティーサイトでのアクセスでも，なりすましによる身体的被害に遭う事件が報道されています。経済的被害としては不正請求やオークション詐欺，ID とパスワードを詐取されるフィッシングの被害などが報告されています。精神的被害（一人権侵害）の事例としては「学校裏サイト」への書き込みやメールによるいじめ，掲示板への個人情報の暴露や中傷，出会い系サイトへののち上げなどが報告されています。

▼ 子どもが遭うネット犯罪の被害の分類



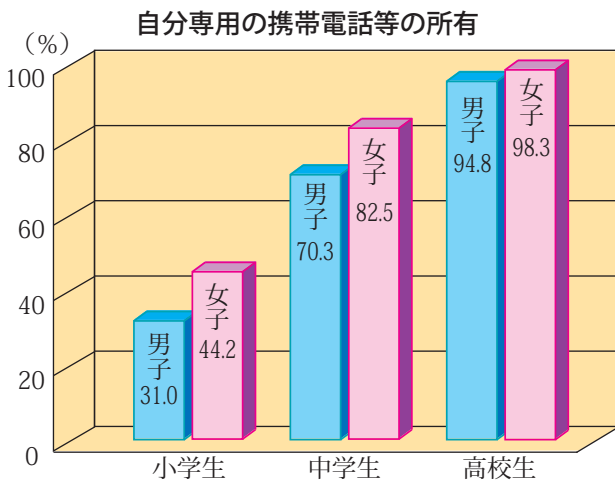
それぞれの被害の特性を理解しよう！

17. 携帯電話

1 携帯電話所有率

(平成 20 年度 1 月～3 月：神奈川県)

神奈川県教育委員会が平成 20 年度に行った県の小・中・高等学校の児童生徒の携帯電話の所有率では、小学生 37.5%，中学生 76.2%，高校生 96.5% となっている。男女別では、すべての学年で女子の所有率が男子を上回っており、特に小学生，中学生でその傾向が強い。



(参考：子どものケータイ安全・安心な利用のため)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4027/ijime/keitai/index.html>

2 携帯電話の利用方法

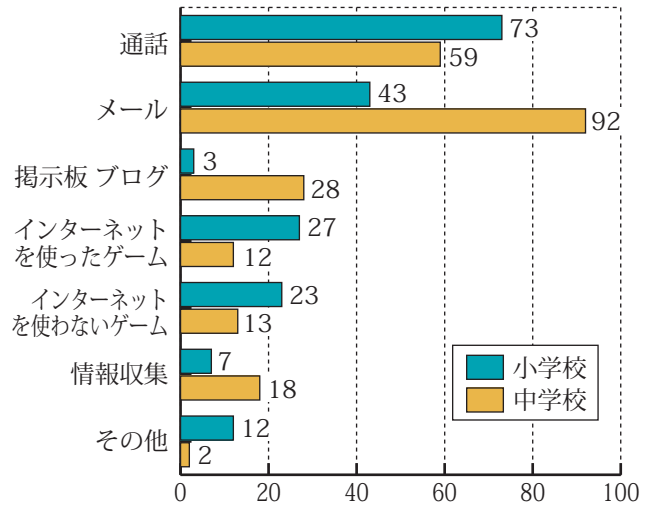
(平成 20 年度 1 月～2 月：宮崎県)

携帯電話を普段どのように使っているかを県内の小・中学校でアンケート※1を取った。小学生では、約 4 割がメールを利用している。中学生で約 9 割の生徒がメール利用し、通話の割合を上回っている。

パーセンテージは携帯電話を持っている児童生徒に対する割合。

※1 アンケートは複数回答可とした。

	通話	メール	掲示板 ブログ	インター ネットを 使った ゲーム	インター ネットを 使わない ゲーム	情報 収集	その他
小学校	73%	43%	3%	27%	23%	7%	12%
中学校	59%	92%	28%	12%	13%	18%	2%



3 フィルタリングの認知率と普及率

(平成 20 年度：総務省調べ)

総務省が 18 歳未満の子どもがいる世帯に行った

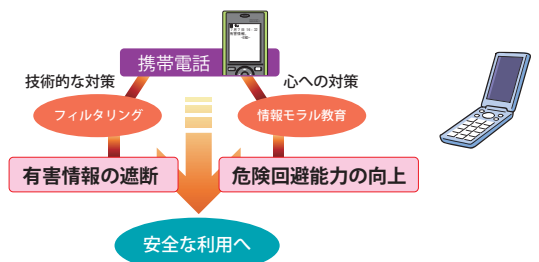
17 携帯電話

1 携帯電話の安全な利用

子どもの携帯電話の所有率は、各地の実態調査をみると、おおよそ小学生が 3 割～4 割、中学生が 4 割～6 割、高校生が 9 割以上となっています。今後も子どもの携帯電話所有率は増え続け、同時に低年齢化が進むものと思われます。

子どもたちの携帯電話の使い方は、音声による通話よりも、主にメールのやりとりやインターネット検索、楽曲のダウンロードなどネット端末としての利用が中心となっています。

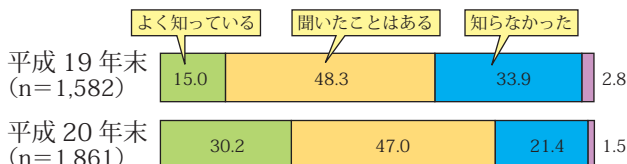
携帯電話はパソコンと異なり、利用場所を選ばずいつでもどこでもすぐに使えるので、より身近な自分専用のメディアです。誰とでも気軽に交流できる反面、子どもが何か危険な事態に遭遇していても、周囲の大人がまったく気づいていないことも考えられます。携帯電話を使う上では大人も子どもも区別されませんので、ネット端末である携帯電話を安全に使う上での最低限のスキルが要求されます。ところが、現状では情報モラル教育が充分行われていないため、子どもたちが有害情報に対する正しい対処法を知らなかったり、逆に携帯電話をいじめの道具に使ったりするなど、携帯電話に関わる様々なトラブルが絶えません。どの子どもちょっとしたことで被害を受けたり、加害者になったりしてしまいます。



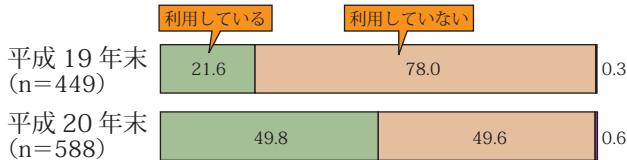
家庭での対策とあわせ地域、学校でサポートを!!

調査では、フィルタリングの認知率は「よく知っている」「聞いたことはある」を合わせると7割を超えている。また、利用率は5割にとどまっているが、前年度と比較すると倍以上に増加している。今後も「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」によって、携帯電話会社が携帯電話を18歳未満へ販売する際にフィルタリングサービスの提供を義務づけた（保護者が利用しない旨を伝えた場合を除く）ことにより、普及率は増加するものとみられる。

●フィルタリング認知率（携帯電話で利用するフィルタリングサービス）



●フィルタリング利用率（携帯電話で利用するフィルタリングサービス）



（参考：総務省 平成20年度通信動向調査より）

4 情報モラルに含まれる内容

情報モラル教育の内容は、大きく2つに分けられます。

まずその1つは、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てることです。「心を磨く領域」といってよいでしょう。この中には、情報発信に対する責任や情報を扱う上での義務、さらには情報社会への貢献や創造的なネットワークへの参画などの領域があります。情報社会での規範意識を高めるためには心の教育が必要です。相手の立場に立って思いやりのある行動を取ることはこれまでも道徳教育として行われてきましたが、ネットワークでのコミュニケーションでも相手を思いやる気持ちの大切さは同じです。また、決まりや約束を守る態度も大切です。ネットワーク社会におけるルールとして著作権の尊重や個人情報の保護などがあります。これらのルールを守る態度も育てていかなければなりません。さらに、ネット社会をよりよいものにしていくとする態度も大切です。ネットワークからの恩恵を受け取るだけでなく、積極的に情報発信をしたり、ネットワークに貢献したりする態度は、よりよいネットワークを構築する上で大切です。つまり、「心を磨く領域」は、自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる豊かな心情、さらに積極的にネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることが求められていると言えるでしょう。

もう1つは情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識があげられます。「知恵を磨く領域」といってよいでしょう。情報化が進展し生活が便利になればなるほど、危険に遭遇する機会も増大します。情報社会で安全に生活するための知識や態度を学ばせる必要があります。健康への意識は情報モラルというよりは、生活習慣の面が強いですが、ネットワークの使いすぎによる健康被害やネット依存など健全な生活への悪影響を受けないように、適切な指導が求められます。（関連→「16：広がるネット犯罪」のコラムも参照）

（出典：平成19年度文部科学省委託事業 情報モラル指導ポータルサイト

<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/index.html>）

5 携帯電話の家庭でのルールづくり

指導者テキスト「16：広がるネット犯罪」参照。

3 規程表 (62b) 情報通信ネットワークの特性を理解し、それらを悪用した犯罪の種類や特徴について説明できる。
 (62a) 情報通信ネットワーク上で子どもがどのような犯罪に巻き込まれるかを知り、犯罪が生まれる情報社会の特性について理解している。
 (64a) 防犯に関する情報入手の手段を知り、活用することができる。
 わらい ④ 子どもたちを有害情報にアクセスさせない方法を知っている。
 ⑤ 掲示板での誹謗中傷や、メールによるいじめについて具体的な事例を説明できる。
 ① 子ども向けGPS端末の特性を説明できる。 **17**

フィルタリング、家庭でのルールづくり **5**

ネット上の危険から子どもたちを守るために、まず携帯電話に有害情報を遮断するフィルタリングを設定したり、メールやWebアクセスなどの機能を制限したり、時間や利用料金で制限をかけたりするなど技術的な対策が必要です。しかし、それだけでは不十分です。なによりも保護者や地域、教育機関などの周囲の大人が子どもを見守り育てていく環境を整えることも大切です。携帯電話は保護者が契約して子どもに貸し与えるものですから、貸し与える前にそれぞれの家庭で話し合っルールを決めるなど、子どもの利用については保護者が責任を持って見守らなければなりません。

一方で、携帯電話には優れた防犯機能が備わっています。例えば、GPS機能を使って子どもが現在どこにいるか保護者がチェックしたり、携帯電話に備わっている防犯ブザーを鳴らすと、登録してあるメールアドレスに子どもの居場所を知らせる緊急のメールが発信されたりするなどの機能です。緊急情報の連絡や大規模な災害時の安否確認など、携帯電話をうまく活用することで安心・安全な生活に役立てることもできるのです。

ビデオ教材 (ビデオ→ 携帯電話)

※ビデオを見て、子どもに携帯電話を持たせる上でのポイントをまとめてみましょう。

Column

フィルタリングには大きく分けて2つの種類があります。携帯電話会社が認定したサイトのみ閲覧できる「ホワイトリスト方式」と、事業者が健全でないと判断したサイトの閲覧を制限する「ブラックリスト方式」です。

一見、違いがないように思うかもしれませんが、「ホワイトリスト方式」では携帯電話会社が認定した公式サイトからさらにサイトを選別し認定していくため、閲覧できるサイトに大きく制限がかかります。「ブラックリスト方式」では、公式サイトでない一般サイトも対象に有害なサイトを選別し、制限をかけるため「ホワイトリスト方式」より多くのサイトの閲覧が可能になります。子どもの年齢や成長に応じて適切な方式を選択するとよいでしょう。

18. サイバー犯罪の知識と対応

1 事例相談の例

例①

携帯電話やパソコンにアダルトサイトの利用料として数万円を請求するメールが送られてきました。全く身に覚えのないことなのですが、どうしたらいいのでしょうか。

対応策 全く身に覚えのないものであれば、支払う必要はありません。また、こちらから相手に問い合わせたり、抗議したりせず無視してください。問い合わせることによって、こちらのメールアドレスや電話番号等の個人情報が相手方に洩れるおそれがあります。

例②

ネットオークションで商品を落札して、代金を振り込んだのですが、期日になっても商品が送られてきません。相手とも連絡が取れない状況なのですが、どうしたらいいのでしょうか。

対応策 相手とメールのやりとりがあったのであれば、そのメールを削除せずにヘッダ情報と併せて保存し、できればプリントアウトしておいてください。また、配達証明付きの内容証明郵便を相手に郵送し、品物の発送または代金の返却を求めてください。それでも相手が商品を発送してくれない、または代金を返してくれないような場合は、詐欺事件の可能性もあるので、メールの内容、オークションに関する情報等を持参して、最寄りの警察署の刑事二課（係）もしくは生活安全課（係）まで相談してください。

例③

インターネットの掲示板に、私の実名を挙げて私を誹謗中傷する内容の書き込みがあり、困っています。

対応策 名誉毀損の疑いもありますので、掲示板の URL、掲示板の名称、書き込みがあった日時、内容等を確認の上、可能であれば掲示板の画面を印刷して最寄りの警察署に相談してください。

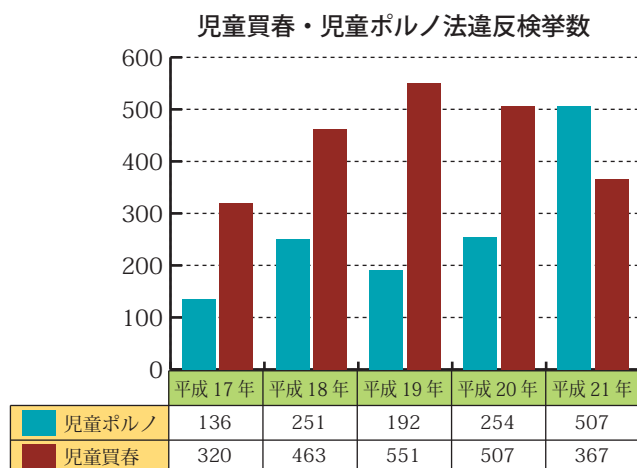
（出典：青森県警ホームページ

<http://www.police.pref.aomori.jp>）

2 児童買春・児童ポルノ法違反検挙件数

（平成 22 年警察庁統計）

グラフはネットワークにおける、児童買春・児童ポルノ法違反での検挙数である。



18 サイバー犯罪の知識と対応

サイバー犯罪の知識

1

サイバー犯罪は以下の 3 種類に分類されます。

- ① コンピュータを不正操作したり、データを改ざんしたりする「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」
- ② 他人の ID、パスワードを無断で使用して不正にネットワークにアクセスする「不正アクセス禁止法違反」

③ ネットワークを利用して様々な犯罪を行う「ネットワーク利用犯罪」
 この中で一番検挙数が多いのは「ネットワーク利用犯罪」で、その内訳は詐欺や児童買春・児童ポルノ法違反、脅迫、著作権法違反、ストーカー規制法違反、自殺補助、犯行予告など、様々な犯罪を実行する際に利用されています。

また、ネットワークを利用したサイバー犯罪には、次のような特徴があります。

- ① 匿名性が高い…犯人がネットワークを利用することで人物を特定しにくく、また全く別の人物になりすましたりすることもできます。
- ② 証拠が残りにくい…ネットワークを使った犯罪では紙に書かれたメモのような物的証拠が残りにくく、犯行の際に使われたファイルが消去されたり、ネットワークを利用する際にサーバに残される通信記録（ログ）を消去されたりするなどして証拠が隠滅されるケースが見られます。
- ③ 不特定多数に被害が及ぶ…インターネットが不特定多数に向けた情報発信のツールであり、犯行の対象がネットを利用するすべてのユーザーに向けられるため、被害が周囲に広がってしまうことがあります。また、同じ手口を繰り返し使われる場合もあります。

【例】有料サイト・ネットショッピングなどで、他人のクレジットカード番号を不正利用した。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

不正アクセス禁止法違反

【例】他人の ID・パスワードを電子掲示板で公開した。

ネットワーク利用犯罪

【例】電子掲示板などで他人になりすまし、名誉を毀損する書き込みを行った。

近年の児童ポルノに対する法改正と規制強化の流れを受けてか、平成21年度の検挙率は前年平成20年度の約2倍になっている。児童買春は19年度をピークに減少の傾向にある。

3 サイバー犯罪の相談窓口

●インターネットホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/index.html>

インターネット利用者から通報された違法情報や有害情報を警察へ通報したり、サイト管理者やプロバイダへ削除依頼をしている機関である。届けられた情報のフィルタリング事業者への提供も行っている。

●都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

各都道府県警察のサイバー犯罪に関する窓口の一覧が掲載されている。

●警察庁インターネット安全・安心相談

<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

インターネットでのトラブルの相談事例や防止対策を閲覧できる。

- 規準表 (63a) サイバー犯罪の予防や正しい対処方法について理解し説明できる。
(62a) 情報通信ネットワーク上で子どもがどのような犯罪に巻き込まれるかを知り、犯罪が生まれる情報社会の特性について理解している。
(62b) 情報通信ネットワークの特性を理解し、それらを悪用した犯罪の種類や特徴について説明できる。
- ねらい ①警察のサイバー犯罪窓口や消費者センターなどの相談窓口につながる方法を説明できる。
 ②ネットを利用した不正請求についての対処方法を説明できる。
 ③不正アクセスを理解し、不正アクセスを防ぐ方法を知っている。
- 18

サイバー犯罪への対処

3

サイバー犯罪に対して正しく対処するには、まず自分のコンピュータにウイルス対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策を施すことが必要です。また、不審なメールに返信したり、アンケートに個人情報を安易に書き込んだりしてはいけません。不正請求やフィッシングなどの不審な情報が届いた場合には、自分だけで反応せず、周囲の人に相談するなど有害情報への対応が大切です。

もし、人権侵害やストーカー被害、その他の犯罪に巻き込まれたり、危険な状況に遭遇した場合は、専門家と相談したり、警察のサイバー犯罪相談窓口やインターネット・ホットラインセンターなどに連絡します。ネットショッピングやオークションなどで詐欺などの経済被害にあった場合には、消費者センターに相談するとよいでしょう。

サイバー犯罪の特徴と対処法を理解しよう！

ビデオ教材 (ビデオ→サイバー犯罪について)

※ビデオを見て、サイバー犯罪に子どもたちが巻き込まれないための対策をまとめてみましょう。

Column

子どもが巻き込まれるサイバー犯罪は「ネットワークを利用した犯罪」がその多くを占めます。被害者になりやすい事例としては、メールでのフィッシングやWebサイトでの不正請求、ブログ・ブログなどで個人情報公開され、なりすまし行為にあうなど、身近なところで被害にあうことがあります。
また子どもが加害者になってしまうケースもあります。ネットゲームで他人のID・パスワードを不正に使用したとして、小学5年生の児童が逮捕される事件がありました。名誉毀損、個人情報の公開が行われるネットいじめも、子どもが加害者になりやすいサイバー犯罪といえます。(※関連テキスト→広がるネット犯罪)

57

4 児童ポルノの被害に遭わないために

児童が児童ポルノ製造の被害にあう場合には、むりやり撮影されてしまう場合のほか、インターネットのサイトで知り合った人に言葉たくみにだまされたり、脅されたりして、自分の裸を撮影して携帯メールで相手に送信してしまうといった場合も見られます。

同性であるふりをして裸の写真を交換しようと言ってきたり、気軽にやり取りしていた掲示板やメールでの発言を学校や友人にばらすと脅して裸の写真を送らせようとする手口もあります。初めは、少しだけ脱いだ写真でもいいと言っている、一度送ってしまうと、要求は次から次へとエスカレートして、全裸の写真を送れ、送らないと今までの写真をばらまくと脅迫する事例もあります。

また、交際相手に撮影された裸の写真が流出してしまうといった事例もあります。誰かに裸の写真を送るように言われても、たとえそれが親しい間柄であっても絶対に送らないでください。また、脅迫に及ぶような場合には、最寄りの警察署や、都道府県警察の少年相談窓口まで相談してください。また、児童買春の相手方になった際に、気づかない間に性行為の場面を撮影されるという場合も見られます。児童ポルノを撮影してDVDを作って売ることを目的で児童買春を行う事例もあります。児童買春はそれ自体、児童の心身にダメージを与えるものですが、それだけでなく、児童ポルノを撮影されるといった様々な危険があります。絶対に児童買春の相手方にならないで下さい。

(出典：警察庁ホームページ)

5 ネットワークを利用した児童ポルノ事件

児童ポルノ：小5女児の動画、製造容疑で逮捕／和歌山

小学5年生の女児に裸の動画を携帯メールで送信させたとして、県警少年課などは26日、神奈川県横須賀市安浦町1、無職、加藤亮容疑者(31)を児童ポルノ禁止法違反(製造)容疑で逮捕した。容疑を認めているという。

逮捕容疑は、昨年12月20日、携帯電話のゲームサイトで知り合った和歌山市内の女児に、携帯電話のカメラで撮影した動画を送信させ、児童ポルノを製造したとされる。

同署によると、加藤容疑者と女児は、同月中旬からメールなどで数十回やりとり。女児は自宅で撮影しており、父親が被害に気付いた。

(出典：毎日新聞 2010年4月27日 地方版)

19. さまざまな防犯器具の使い方

1 防犯カメラに関する条例

一部の市区町村では、行政や自治会、防犯活動団体が公共の場所に防犯カメラを設置する場合の届け出や設置基準、管理者の義務について条例を定めている。また、都道府県においても防犯カメラの設置や利用についてのガイドラインを設けている地域もある。

「千葉県市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例について」（千葉県市川市ホームページより抜粋）

・防犯カメラの定義

この条例における防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に（おおむね1か月以上）設置されるカメラ装置であって、画像表示装置及び録画装置を備えるもの（設置の主目的は犯罪の予防ではないが、設置されていることによって犯罪の予防の効果を有するものも含む）をいいます。

・設置利用基準の届出義務

公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとする次に掲げるものは、防犯カメラの設置及び利用に関する基準（以下「設置利用基準」という。）を定め、これを市に届出しなければなりません。

- (1) 市
- (2) 市から事務又は事業の委託を受けた者、及び指定管理者
- (3) 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体(町会等)
- (4) 商店会
- (5) その他規則で定めるもの
 - ・犯罪の予防に関する自主的な活動を行う団体
 - ・鉄道事業者

・届出義務者及び防犯カメラ設置者の義務

設置利用基準を届出するものは、防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるため、防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければなりません。また、設置利用基準を届出する防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置していることの表示を防犯対象区域内の見やすい場所に表示しなければなりません。

・防犯カメラ設置者及び管理責任者の義務

防犯カメラ設置者及び防犯カメラ管理責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 設置利用基準を遵守しなければならない。
- (2) 画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 次に掲げる場合を除き、画像を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用したり、又は第三者に提供してはならない。
 - ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
 - イ 法令に基づく場合
 - ウ 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められる場合
- (4) 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。
- (5) 画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理措置を講じなければならない。
- (6) 本人から、当該本人が識別される画像の開示を

19 さまざまな防犯器具の使い方

防犯器具の種類

2

学校や地域の防犯意識の向上により、安全を確保するための防犯機器の導入が多く見られます。しかし、万が一の際に使用できなければ防犯機器の効果を期待することはできません。子どもや地域の安全・安心のため、防犯機器の正しい使用法を理解しましょう。

【防犯ブザー】

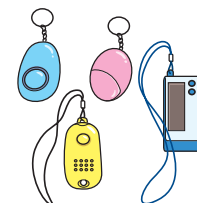
用途：

声を出せない危険な状況に遭遇した際、大きな音で相手を威嚇し、危険を周囲に知らせる。

使用法：

付属しているピンを引っ張って抜いたり、ボタンを押す。音を止める際は、抜いたピンを差し戻すか、スイッチをオフにします。

(詳細→4. 防犯ブザーの効果と留意点, p.18)



1

【防犯カメラ】

用途：

学校では正門や侵入が容易な箇所、地域では駐車場や駐輪場、商店や繁華街など、犯罪が起こりやすい場所に設置し、監視・記録をする。

効果：

防犯カメラの存在を周知させることで、犯罪を犯そうとするものに対して犯罪抑制の効果が期待されます。

留意点：設置した防犯カメラは、不特定多数の人物を撮影することになります。そのため、プライバシーの問題に配慮し、防犯カメラを設置していることを、ステッカーなどで周囲に知らせるなどの配慮が必要です。



求められたときは、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

(7) 防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

参考ホームページ

東京都三鷹市：防犯カメラの設置及び運用に関する条例に伴う基準届

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/001/001358.html

東京都杉並区：杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例

<http://www.cc.matsuyama-u.ac.jp/~tamura/bouhannkamerajyoureisuginami.htm>

千葉県市川市：防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/res04/1521000001.html#02>

群馬県：防犯カメラの運用に関するガイドライン

http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=57315

2 参照テキスト項目

4. 防犯ブザーの効果と留意点（テキスト p.18：研修指導者用解説書 p.16）

3 取り扱いについて

さすまたなど、一定の訓練が必要な防犯安全器具に関しては、訓練を受けた教職員を「取扱者」として指定しておくことが望まれます。もちろん、全ての教職員は、学校にある安全器具の基本的な使用法を身につけておくことが必要です。

（出典：防犯安全器具を効果的に利用するために子どもの安全を守る（学校編）東京都）

4 注意事項

- ・相手が包丁やナイフ等の刃物を持つ場合は、追い込まれた際にこちらに刃物を投げってくる危険がある。無理に壁やコーナーに追い込まないように距離をとり、相手の正面から抑えに行くことは避ける。
- ・ウエストは効果が薄く、相手にさすまたを掴まれやすい。胴体に対してタスキ状にかけるか、腰より下から膝上のあたりにかける。

標準表 (22a) 防犯に関する機器や道具の特徴や特性、有効性などを理解している。
(25b) 学校で実施されている防犯の研修内容について理解している。

ねらい ① 防犯機器や防犯グッズの種類と機能を知っている。
 ② 防犯カメラの有効性について説明できる。
 ③ 学校で利用されている防犯に関する道具の使い方が説明できる。

19

3



4

【さすまた】
用途：
学校への危険な侵入者を校外へ追い出す。または確保し、児童生徒の安全を守る。

使用方法：
侵入者を壁やコーナーに追い込み、相手に対しさすまたをタスキようにかけて押さえこみます。（※図1）
相手の抵抗により、押さえ続けることが困難な場合は、膝の裏を押したり、すねを前から押したりして侵入者の動きを止め、倒しこみます。（※図2）

さすまたの使用に慣れるよう、様々な事態を想定した訓練を欠かさず行い、普段の訓練時から「体を押さえ続ける係」、「威嚇する係」、「転ばせて倒しこむ係」、などと係を決めておくと、いざというときスムーズに対応できます。

留意点：
使用する際は、なるべく大勢で立ち向かいます。一人で立ち向かうと、相手に奪われ、逆に凶器として使用されてしまう恐れがあり危険です。児童生徒を避難させることを最優先に行い、児童生徒に近づかせないようにします。



Column

さすまたは先がU字になっており、両手で掴まれ場合には、簡単に相手に奪われてしまいます。元々は江戸時代の捕物道具だったさすまたですが、「相手を捕まえる」ということより、「子ども達が逃げる時間を確保する」、「警察が来るまでの時間を稼ぐ」といったことを念頭に置くべきでしょう。また導入に際しては、警察などへ訓練の依頼をするとよいでしょう。

5 催涙スプレーについて

催涙スプレーは使用期限は約1年～2年ほどである。一般のスプレー缶と同様に圧縮したガスが使われているため、使用していなくてもガス抜けが起こる。そのため、期限が切れたものは記載されている距離に届かなくなることもある。

保存の際には定期的な交換を行う等、管理が必要となる。

60,000円×2/3＝40,000円
(上限額が2万円のため、2万円を補助します)

防犯灯修繕(1基につき)
上限額10,000円 補助割合2/3

【例】
修繕費用が3万円(税込)の場合
30,000円×2/3＝20,000円
(上限額が1万円のため、1万円を補助します)

6 防犯灯の設置条例について

設置条件や維持・修繕に関しては各市区町村ごとに条例で定められている。多くの場合、地域で防犯灯を設置する際は自治会が代表となり、市区町村の担当部署へ申請をする。設置費用については市区町村が負担をし、電気代については申請者が負担をする。また、電気代や維持修繕費について補助を行っている市区町村もある。

神奈川県藤沢市「防犯灯の設置条件」

(出典：藤沢市ホームページ)

<http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/kurasi/b-kyoukai/bouhantou.html>

防犯灯の設置については、防犯協会が定める「防犯灯設置及び管理に関する要綱」に、不特定多数の者が通り抜けのできる道路で公道に面していること、設置間隔が直線部分でおおむね40メートル以上あること、設置する防犯灯の照度は原則として20ワットの蛍光灯とすることなどの基準が設けられています。

ただし、曲線部分や見通しが悪く防犯上必要と認められる場合には、上記の基準を緩和するなどの措置をとっています。

埼玉県川口市「町会防犯灯設置費補助金のご案内」

町会・自治会が防犯の目的に設置・修繕をする屋外照明灯で、その後の電気供給契約を町会・自治会が行うものに対して費用の一部を補助しています。

なお、町会・自治会が設置・管理している防犯灯の電気料についても別途申請により補助をしています。

補助金額

防犯灯設置(1基につき)
上限額20,000円 補助割合2/3

【例】
設置費用が6万円(税込)の場合

5

【催涙スプレー】

用途：

さすまたやネットランチャーと併用して使用し、児童生徒が避難する時間を確保する。



使用法：

相手の目に向けて噴射して使用する。目に入ると激しい痛みと涙が止まらなくなり、効果は30～40分は持続する。そのため、逃げる時間を十分に稼ぐことができます。

留意点：

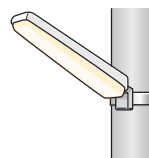
微量でも目に入ったり、肌に付着したりすると涙が止まらなくなり、ひりひりとした激痛が走るため、使用する際は風向きや噴射口の位置を考慮し、誤って自分や周囲の人にかからないよう注意が必要です。目に入ったり、肌に付着してしまった場合は、水で洗い流し続け、もし違和感が残るようであれば医師に相談しましょう。

6

【防犯灯】

用途：

交通安全や犯罪の防止を目的に、夜間に暗くなる道路や防犯上不安がある場所に設置して、危険な死角や暗がりを作らないようにする。



その他：

防犯灯は住民からの申請や市区町村の判断により、必要箇所に設置されます。設置場所の状況によって、電柱へ架設する場合と専用の柱を立てて取り付ける場合があります。取り付けられる灯具は20W(ワット)の蛍光灯、白色灯が一般的です。最近では、視認性を上げるため、20W以上の水銀灯などを設置する地域もあります。

それぞれの防犯機器の特徴を理解しよう

7 ネットランチャーについて

電池を使用しているため、使用期限は4年となっている。

最近では交換式のものも販売されている。悪用防止のため、学校、教育委員会、自治体、警察等を対象とし、個人には販売していない。

7

【ネットランチャー】

用途：

学校などへの危険な侵入者に対して使用し、避難の時間を稼ぐ。

使用方法：

相手に向けてボタンを押すと、網が発射されます。射程距離は2m～3.5m、狙いは相手の顔に定めます。刃物で網を切ろうとしても、もがけばもがくほど体に絡みつくため、相手の動きを止めることができます。ネットランチャー1台につき1回しか発射することができないため、使用する際は、確実に命中させる必要があります。



ビデオ教材（ビデオ→ 様々な防犯器具の使い方）

※ビデオを見て、防犯器具のそれぞれの特長をまとめてみましょう。

Column

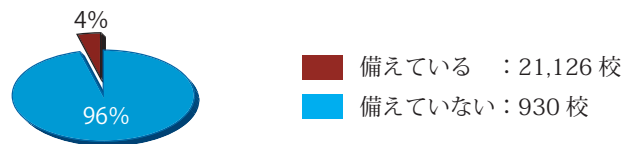
催涙スプレーや特殊警棒、スタンガンなどは護身・防犯目的で販売されており、防犯機器販売店で誰でも買うことができます。しかし、これらを理由なく携帯し所持している場合は、軽犯罪法第一条2項「正当な理由がなく刃物、鉄棒その他、人の生命を害し、または人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」に相当します。これらを所持・利用するには十分な配慮が必要です。

61

8 小学校での防犯機器の導入数について

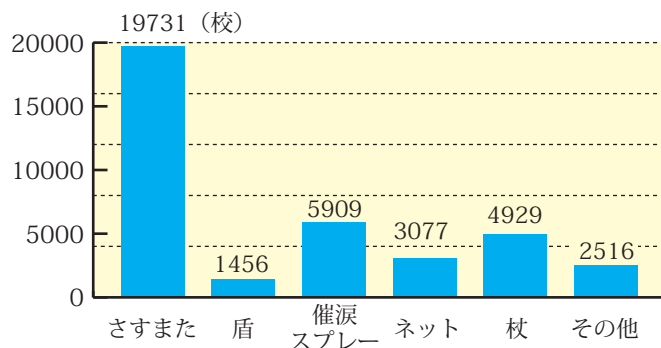
平成19年度に文部科学省が行った「学校の安全管理取り組み状況に関する調査」では、全国で安全を守るために器具を備えている学校は22,056校のうち21,129校と全体の96%におよんだ。

安全を守るための器具を備えている小学校（平成19年）



また、導入されている器具としてはさすまがもっとも多く、催涙スプレーがそれに続いている。

器具整備状況の内訳（平成19年）



（参考：文部科学省平成19年度「学校の安全管理取り組み状況に関する調査」より）

20. 国の施策と条例の理解

1 放課後子どもプラン

放課後子どもプランは、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施することが目的で、原則としてすべての小学校区での実施を目指している。

この取り組みの主体は市町村であるが、行政や学校だけではなく、地域の多くの方々の参画がなければ定着・促進されない取り組みである。一方で、この取り組みを通じた地域コミュニティの形成によって、地域社会全体で地域の子どもたちを見守り育む気運の醸成が図られ、子育てしやすい環境の整備につながることを期待されている。

「放課後子どもプラン」での推進事業

●放課後子ども教室推進事業（文部科学省）

すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進。

●放課後児童健全育成事業（厚生労働省）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、概ね10歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供。

2 地域安全安心ステーション推進事業

地域安全安心ステーション推進事業では、地域住民が活動拠点を設置して行う自主防犯活動を、警察が消防・学校・市区町村と連携して支援する。

支援の目的は、地域における自主防犯活動の活性化と拡大を図るためであり、支援の具体的内容は、地域安全情報の提供・防犯講習・防犯訓練・警察との合同パトロールの実施・防犯パトロール用品の無償貸与等である。

毎年多くの地区（平成21年3月現在800地区）が選定され、支援を受けている。

安全・安心のための自主的活動の拠点としての機能

①安全安心パトロールの出動拠点

公民館、消防団拠点等を活用した施設設備
自主防犯活動用資機材等の優先配備

②安全安心情報の集約・発信拠点

安全安心マップの作成
安全安心情報の電子掲示板の運営

防犯協会の設置

- ③安全安心のための自主防犯活動の参加拡大拠点
地域住民が気軽に参加できる支援
各種講習会、防犯指導等の利用、参加の拡大
（警察庁 自主防犯ボランティア活動支援サイト）より）

20 国の施策と条例の理解

1

防犯活動推進のための各省庁の施策

国では、子どもの安全確保や地域の防犯活動を推進するため、各省庁で様々な施策を講じています。

例えば、文部科学省では余裕教室や児童館を利用した子どもの居場所づくりを行う「放課後子ども教室推進事業」や、地域と学校・家庭が一体となった活動の推進を行う「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を推進しています。

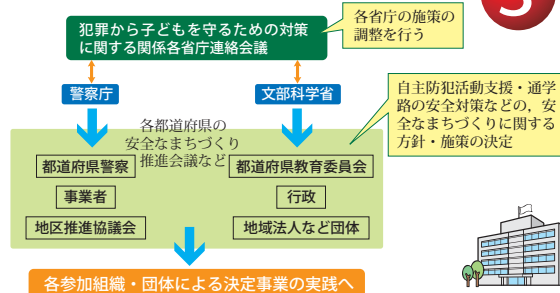
一方、警察庁では、活動拠点を中心としたボランティア活動を進める「地域安全安心ステーション事業」やスクールサポーターの育成、コンビニエンスストアのセーフティステーション化、「子ども110番の家」に対する支援などを行っています。

こうした施策は、文部科学省、警察庁、経済産業省といった関係各省庁により構成された「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係各省庁連絡会議」によって連絡調整が行われ、推進されています。

2

1

施策推進の流れの例（イメージ図）



3

施策や条例を理解し活動を推進しよう

3 犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議

平成 17 年度より年 1 回開催。各省庁によって行われている登下校時の児童の安全確保のための取り組みや、犯罪から子供を守るための対策が円滑に行われるよう、関係省庁が集まり、お互いが行う事業での連絡調整を行っている。

犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議ホームページ

ホームページでは、行われた会議の概要と内容の閲覧ができる。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo/index.html>

4 各都道府県の条例

宮崎県 犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

第 2 条 安全で安心なまちづくりは、県民一人ひとりが自らの安全は自ら守るという意識を高め、お互いの意思を尊重しながら、助け合って犯罪を防止することが重要であることにかんがみ、県民、事業者及びこれらの者で構成される団体（自治会等を含む。以下「県民等」という。）による自主防犯活動（犯罪を防止するために行われる自主的な活動をいう。以下同じ。）の活性化及び地域の連帯感の高揚を図ることにより推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、市町村、県民等が、それぞれ連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

（県の責務）

第 3 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の策定及び推進に当たっては、県民等と連携を図るものとする。

（県民の責務）

第 4 条 県民は、基本理念に基づき、日常生活において自主防犯活動を積極的に行うとともに、自治会等の活動及び県が推進する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、基本理念に基づき、その事業の運営に当たって、自主防犯活動を積極的に行うとともに、自治会等の活動及び県が推進する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（参考：宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例ホームページ）

http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/seikatu/zenzen_machidukuri_konwakai/page00027.html

4 規準表（11a）国や自治体の防犯対策や施策・事業についての現状を理解している。
 ねらい □□ ①自治体の「防犯条例」、「安心・安全まちづくり条例」などの有無や内容について知っている。 **20**

都道府県・市区町村での条例

各都道府県では「安全・安心まちづくり推進条例」「防犯まちづくり条例」といった、安全なまちづくりに関する条例（生活安全条例）を制定しています。条例の内容は各都道府県ごとに差異がありますが、多くの場合は、行政・住民・事業者それぞれの役割と防犯に関する指針を規定しています。内容の例としては、次のようなものが規定されています。

- ・住民は自らの安全の確保に努めるとともに、安全・安心なまちづくりを推進するよう努めること。
- ・行政は住民の活動に対し理解を深め、必要な支援すること。
- ・行政、住民は相互協力するよう努めること。
- ・通学路、及び公園、広場の管理者、地域住民、保護者、警察は防犯ボランティア等と連携し、児童の安全を確保するよう努めること。
- ・行政は児童とその保護者に対し児童が犯罪にあわないための教育を充実し、情報の提供をするように努めること。

都道府県が定める条例に加え、独自で条例を制定している市区町村もあります。規定されている内容としては、地域の防犯推進協議会の規定、自主防犯活動への助成、あいさつ運動や見守り活動の具体的な自主防犯活動の推進内容等、地域によって様々です。

ビデオ教材（ビデオ → 国の施策と条例の理解）

※ビデオを見て、国の施策と条例について理解を深めましょう。

Column

実際に市区町村で制定されている事例

- ・ボランティア活動について
 神奈川県秦野市「第 9 条 防犯活動団体等は、日ごろから地域において幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対して、あいさつ、声かけ等を積極的に行い、児童等の安全を確保するための活動に努めるものとする。」
- ・住民の役割
 大分県大分市「第 5 条 町民は、基本理念に基づき、自らが安全に心掛け、相互に協力して犯罪を防止する活動を行うよう努めるとともに、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。」

出典・参考一覧



杉並区ホームページ (<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/>)

社団法人 福島県防犯協会連合会 (<http://www.bouhanfukushima.com/>)

文部科学省 (<http://www.mext.go.jp/>)

ポリスチャンネル (<http://www.police-ch.jp/>)

国民生活センター (<http://www.kokusen.go.jp/>)

子供を守る！ 防犯ブザー・位置情報サービス (<http://www.e-hp.rdy.jp/bouhan/>)

財団法人 全国防犯協会連合会ホームページ (<http://www.bohan.or.jp/>)

警察庁ホームページ (<http://www.npa.go.jp/>)

総合警備保障会社 (<http://www.alsok.co.jp/>)

放課後子ども教室推進事業サイト (<http://www.houkago-plan.go.jp/>)

子どもの犯罪対策プロジェクトホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/cspt/index.htm>)

NPO 法人エクスプローラー北海道 (<http://blog.canpan.info/explorer/>)

沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/>)

茨城県警ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/>)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 ボランティア保険ホームページ

(<http://www.fukushihoken.co.jp/volunteer/menu.html>)

警察庁自主防犯ボランティア支援サイト (<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>)

安佐南まもるんジャー隊ホームページ (<http://asaminami.web.fc2.com/>)

愛知県警察ホームページ (<http://www.pref.aichi.jp/police/>)

神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/>)

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>)

平成 19 年度文部科学省委託事業 情報モラル指導ポータルサイト (<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>)

青森県警ホームページ (<http://www.police.pref.aomori.jp/>)

インターネットホットラインセンター (<http://www.internethotline.jp/index.html>)

藤沢市ホームページ (<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>)

犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議ホームページ

(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo/index.html>)

宮崎県ホームページ (<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>)

埼玉県警ホームページ (<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>)

ウィキペディア (<http://ja.wikipedia.org/>)

毎日新聞ホームページ (<http://mainichi.jp/>)

「始めよう！続けよう！子ども安全ボランティア」2008 東京都青少年・治安対策本部

「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るために」2008 文部科学省

「子どもの略取誘拐事案を防止するための指導啓発の推進について」2004 警察庁

「防犯パトロールの手引き」広島県警察本部

「平成 16 年度警察白書」2004 警察庁

「防犯先生の子ども安全マニュアル」2008 東洋経済新報社 著：清永賢二

「生活騒音の現状と今後の課題」1983 環境省

「親子で学ぶ子どもの防犯ワークブック」2007 東京書籍 著：小宮信夫

「身近な危険から子どもを守る本」2004 大和書房 著：横矢真理

「みんなで気をつけて事件をふせごう！」2008 警察庁

「大学生による小学生への地域安全マップ作製指導とその効果測定」2008 平伸二 濱本有希

福山大学こころの研究相談室紀要 第 2 号 ISSN 1881-5960

「地域安全マップをつくろう」2005 東京都青少年・治安対策本部

「栃木県自主防犯団体設立活動ガイド」2007 栃木県

「防犯教育充実のために（教師用）」2005 神奈川県

「平成 18 年年度警察白書」2006 警察庁

「自主防犯ボランティア 地域パトロールで安心安全なまちづくり」国分寺市

「子ども見守り活動のポイント」広島県警察本部生活安全部生活安全企画課

「こどものあんげんどくほん」2006 監修：国崎信江 太陽出版

「知っておいてほしい子どもへのかかわりかた ①トラウマケア～保護者の方へ～」2007

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター

「平成 21 年上半期のサイバー犯罪の検挙状況等について」2009 警察庁

「平成 20 年度通信動向調査」2009 総務省

「平成 19 年度学校の安全管理取り組み状況に関する調査」2008 文部科学省

(独) 科学技術振興機構 (JST) 社会技術研究開発事業
研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」
系統的な『防犯学習教材』研究開発・実践プロジェクト
教材開発グループ



子どもを守る防犯リーダー指導力アップテキスト = Vol.1 = 対応
講師用資料集

平成 22 年 3 月 発行

編著 : 原 克彦
著者 : 石原 一彦
松井 順子
編集協力: 尚和 慧

連絡先: 目白大学 教育研究所子ども安全研究室
グループ代表: 原 克彦 (目白大学社会学部 教授)